今月の窓

農協のあり方をめぐって

最近，いくつかの農協と実需者側の企業を訪問する機会があった。

ある農協は，実需者との間で大豆の契約取引を開始するのを契機に，生産者を組織化し，栽培品種の変更を行う等の生産体制見直しを行った。その結果，実需者側からは生産者の顔が異なって見えるほどに，生産者の取組姿勢が変わったという。またある農協では，生産物が売れない逆境のなかから，役職員挙げての販路開拓努力をとおして，強固な販売力を築きあげていた。

しかし現実には，専ら生産のことしか考えない農協も少なくないといわれるし，実需者からは，生産者側の情報を入手したり生産者側に要望を伝えたい場合に，どこにどう伝えればよいのかわからないとする声も少なくなかった。

こうしたなかで実感されるのは，協同組合は人の結合体であり，「人」が主体だということである。人が変わることで組合の事業や外部とのつながり方が変わっていく。変転する環境のなかで，組合員，農協役職員が素早く的確に変化をとらえ，自らの意識を変え，具体的に対応することがますます重要になっている。

ところで，昨年来，農林水産省において「農協のあり方についての研究会」（以下「研究会」）が開催されており，近くとりまとめが行われる予定である。

研究会発足時における課題の設定方法には，首肯し難いところがあった。それは，主として規制改革と競争条件の整備の側面からアプローチすることであり，そのなかで株式会社方式の導入や独禁法適用除外の見直しの意見が出された。

そもそも協同組合は，経済的弱者が自らのニーズを充足するために組織したものである。研究会では「よい製品やよいサービスを提供するという点では協同組合も株式会社もあまり変わらないのだ」という意見も出ているが，現実には，営利を目的とする株式会社は，利益のあがらない地域や顧客との取引には消極的である。

したがって，経済効率面では協同組合は株式会社より不利なのであり，大口農家の一本釣りをねらう会社との競争では守勢に立つことも多い。反面，協同組合は，組合員が利用面で結集することや，食品の安全性等の非経済的価値に基づく事業について消費者と連携をとりやすいという強みをもっている。これらの強みを極大化することで弱みを補うことが，協同組合本来の使命を果たしつつ生き残っていく道である。部門収支の不均衡や事業の縮小への対応，組合員満足の向上等，課題は多いが，「規制改革と競争条件の整備」というよりは，協同組合としての特色を生かしながら実効ある改革の実践に取り組むことこそが課題であろう。

研究会における議論も，現場からの多くの報告を受けるなかで実態を反映したものになりつつあるように感じられるが，現在農協系統自ら組織・事業の改革に取り組んでいるところでもあり，その主体的取組みを後押しする方向で結果がとりまとめられることを期待したいと思う。

本号では，アメリカにおける環境保全型農業，WTO加盟後の中国農業の動き，大都市圏の地方財政等についてとりあげた。

（(株)農林中金総合研究所基礎研究部長　石田信隆・いしだのぶたか）

農林金融　第 56 巻　第 3 号〈通巻 685 号〉 目　次

今月のテーマ

海外農業の新展開

今月の窓　㈱農林中金総合研究所基礎研究部長　石田信隆

IPMからみたアメリカ農業

アメリカにおける
環境保全型農業への取組動向　蔦谷栄一 —— 2

予想外の農産物貿易展開と大きな制度変革の動き

WTO加盟１年目の中国農業の動き　阮　蔚 —— 24

分権化の推進と市場規律による財政再建

大都市圏地方団体の財政の現状と展望　鈴木　博 —— 43

外国事情

イギリスのクレジット・ユニオン
——大きな転換期を迎えて——　重頭ユカリ —— 65

談話室

「忘れられたヒーロー」覚え書
農林中央金庫経営管理委員　若月三喜雄 —— 22

本棚

フランソワ・ウタール／フランソワ・ポレ　共編
三輪昌男　訳
『別のダボス　新自由主義　グローバル化との闘い　』
徳島大学教授　中嶋　信 —— 62

組合金融の動き

2002年度上半期の農協経営動向について
内田多喜生 —— 78

統計資料 —— 80

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

アメリカにおける環境保全型農業への取組動向

―― IPMからみたアメリカ農業 ――

〔要　　旨〕

１．大規模化，近代化をひた走ってきたアメリカ農業は，食料生産の増大と引き換えに，土壌流亡，塩類集積，地下水位の低下等を発生させてきた。

２．昨(2002)年５月，新農業法が成立したが，その特徴の一つが環境保全プログラムでの土壌保全留保計画等の規模拡大と増額であり，環境保全関連予算の農業予算に占める割合は8.8%にも及んでいる。

３．土壌留保計画による農地の草地,林地等への転換も農地面積の約10分の1にのぼり，環境に配慮した耕起法による農地面積も約110百万エーカーに達している。これらにより土壌流亡量も減少傾向をたどっている。

４．一方，農薬・化学肥料多投による環境汚染の顕在化対応への中心プログラムとして位置づけられてきたのは有機農業ではなくＩＰＭである。ＩＰＭは経済性と環境負荷軽減を両立していくところに最大のねらいがある。

５．94年に，2000年には耕地面積の75%をＩＰＭによって生産するという国家目標を決定したが，農務省はその実績を71%と報告している。

６．しかしながら，議会の諮問に対して報告義務を負う会計検査院は，93年以降，農薬の使用量はむしろ増加しているとして，ＩＰＭ推進はきわめて不十分であったとの判断を明らかにしている。

７．カリフォルニア州，テキサス州，フロリダ州等では，農薬の削減も含めてＩＰＭの取組みが浸透している。また，認証制度，産直を含めた流通体制の整備・多様化，環境負荷軽減のための社会的取組み等，ＩＰＭは面的，質的に一定程度の広がりをみせているのも事実である。

８．今後とも，伸長著しいもののごく一部での取組みにとどまっている有機農業ではなく，ＩＰＭが環境保全型農業の軸になって持続性確保の役割を担っていくものと想定され，当面アメリカ農業の持続性が急激に低下する可能性は低い。

９．一方で,アメリカ農業はＥＵとの同質化傾向等，多様な面をみせつつも，競争力の低下，国内保護の強化など，近代化農業の最先端をひた走る強いアメリカ農業というイメージとは次第に乖離しつつある。

目　次

１．はじめに
２．環境政策の流れと実態
（1）　環境政策の流れと予算
（2）　環境実態
３．IPMの定義と有機農業
（1）　IPMの定義と概念
（2）　IPMと有機農業
（3）　有機農業への取組実態
４．IPM取組経過・実績と評価
（1）　IPMへの取組経過
（2）　国家目標設定と実績結果
（3）　会計検査院の評価と農務省の反論
５．IPM生産の取組内容とこれをめぐる動き
（1）　全米での取組概況
（2）　取組事例１――州レベル
（3）　取組事例２――個別農家
６．IPMにかかる販売と認証
（1）　認証機関
（2）　販売
７．IPMに関連しての注目すべき動き
（1）　CSA
（2）　遺伝子組換え作物
８．IPM取組実績をどう評価するか
９．もう一つのアメリカ農業の実像

１．はじめに

アメリカ農業といえば，基本は大規模，近代的農業で，一部にみられる有機農業への取組みは例外であって，効率的農業による食料増産を可能にした一方，土壌流亡，塩類集積，水位の低下等によりその生産能力は低下しつつあるのではないか，との見方も多い(注1)。

そのアメリカでは，昨(2002)年５月新農業法を成立させ，固定支払い等による強力な経営支援が盛り込まれた。そして新農業法のもう一つの特徴が環境保全プログラムの増額である。すなわち土壌保全留保計画の対象上限面積の拡大，牧草地保全の新設，湿地回復の目標対象面積の拡大等環境政策の拡充がはかられている。

これらは土壌の流亡化防止等，しいて言えば物理的側面での措置であるが，もう一方の農薬・化学肥料等による化学的側面については，予算面ではとらえ難いものの農薬・化学肥料の大量使用による環境負荷を軽減していくために，それらの使用を最小限にとどめる手法であるIPM（Integrated Pest Management「総合的病害虫管理」）を軸に取組みを積み重ねてきた。

食卓の相当な部分をアメリカに依存している我が国は，アメリカの食料生産が先細りすれば，食料不足のリスクにさらされかねないとして，我が国の食料安全保障や食料自給率を向上させていくために，ひそやかにこれを期待する向きがあることも事実である。

しかしながら，アメリカにとって食料は経済的にも政治的にも重要な戦略物資である。そのためにも持続的な環境保全型農業による農業生産能力の維持に相当な努力を積み重ねてきており，そう簡単にはアメリ

カ農業の先細りに対する期待は実現せず，むしろ当面はアメリカからの輸入圧力は強まりこそすれ弱まりはしない，という見方，仮説を筆者は抱いてきた。このためIPMにスポットを当て，アメリカ農業の実態と我が国農業の課題等についての整理を試みてきた。(注2)

アメリカではIPMを中心とする環境保全型農業による農業生産を拡大していくために，94年に，2000年に全米の耕地面積の75%をIPMによって生産することを国家目標として決定し，00年の取組実績は農務省（USDA）から71%と報告されている。この数字の評価をめぐっては多くの議論があるところではあるが，大学・普及組織・生産者一体となって一定程度の取組みを積み重ねてきた事実を軽視することはアメリカ農業の実態を見誤ることにもなりかねず，またアメリカ農業先細り論を軽々に唱えることは許されない。

本稿はIPMの00年実績を軸に最近の環境保全型農業への取組実態をあきらかにすることによって，環境という面から変質しつつあるアメリカ農業の実態に迫ろうとするものである。

（注1） レスター・ブラウンほか。
（注2） 拙稿「アメリカにおける持続型農業への取組実態」（総研レポート99年10月）

2．環境政策の流れと実態

（1） 環境政策の流れと予算

アメリカにおける環境問題としては，土壌流亡，農薬汚染，塩類集積，地下水の水位低下等があげられる。

環境問題としてはじめに顕在化したのが，1930年代のダスト・ボールと言われる砂嵐による土壌流亡である。その後，農業の近代化がすすむにしたがって農薬・化学肥料の大量使用による環境負荷，過度の地下水汲み上げにともなう水資源の枯渇等を発生させてきた。

環境保全政策の導入でエポックを画したのが85年農業法である。70年代の穀物価格高騰から農業への過剰投資が行われるとともに，輸出も大幅に増加したが，80年代にはその反動による価格低迷から農業・農村不況に陥った。こうした状況から脱却するため85年農業法は，①目標価格の毎年５%引下げと５年後の不足払い制度の廃止，②不足払い限度額の段階的引下げ，等を柱とする市場志向の強いものへと改革された。(注3)

こうした一方で，同農業法では土壌保全留保計画（The Conservation Reserve Program；CRP），土壌罰則（Sodbuster），湿地罰則（Swampbuster），保全遵守（Conservation Compliance）とともに，LISA（Low Input Agriculture「低投入持続型農業」）が導入された。すなわち競争原理・市場志向型の政策と併行していくつかの環境保全政策が打ち出されたものである。ただし，土壌留保計画については82年にスタートしており，85年農業法であらためて位置づけられることになったものである。

その後，90年，96年，02年とあらたな農業法の成立をみているが，環境保全対策に

ついては食品安全対策，消費者対策とならんで，逐次強化されてきた。また，環境保護局（Environmental Protection Agency；EPA）も，環境保全型農業（Agriculture in Concert with the Environment：ACE）等に取り組んでいる。このようにいくつものプログラムが用意され，これらが地域，ケースによって使い分けられ，総合的に持続的な環境保全型農業が推し進められている。

直近の02年農業法では，①土壌保全留保計画対象面積の上限引上げ（1,556万a→1,568万ha），②牧草地保全対象面積の新設（80万ha），③湿地回復の目標面積引上げ（25万→90万ha），④農地保護計画対象面積の引上げ（4万→80万ha），⑤野生動植物保全計画対象面積の引上げ（64万→720万ha），⑥環境の質助成計画（家畜糞尿貯蔵庫の設置コスト助成）の支援増額，⑦保全保証計画（環境保全に資する耕作方法などへの支援）の新設のように，環境保全プログラム予算の増額・拡充が行われている(注4)。02年度の予算内容は第１表のとおりで，環境保全関連予算の農業予算に占める割合は8.8%をも占めている(注5)。ただし，この中でのIPM関連予算については不明である。

第１表　2002年度農務省予算（政策目的別）

（単位　百万ドル，%）

	金　額	構成比
商品政策	18,371	54.9
環境政策	2,955	8.8
輸出政策	2,672	8.0
農家貸付政策	217	0.6
農作物保険政策	1,890	5.7
管理	2,570	7.7
食品安全・検査	776	2.3
販売・規制政策	1,464	4.4
調査・普及・統計	2,529	7.6
合　計	33,444	100.0

出典　農務省2003年度予算要約

（注3） 嘉田良平『世界各国の環境保全型農業』

（注4） 服部信司「米国の農業と新農業法」（大日本農会『農業』2002号）

（注5） 我が国での農業予算の中での環境関連予算を集計した数値は不明であるが，農林水産省環境保全型農業対策室関連事業予算の合計値は2000年度42.6億円（有機農業研究年報Vol. 2，21頁）であり，農業予算全体に占める割合は0.1%にすぎない。

（2）　環境実態

IPMを中心とする環境保全型農業への取組実態の前に，土壌流亡の実態等について確認しておくこととする。

砂嵐による土壌流亡は1930年代からみられるようになったが，70年代には，穀物価格が高騰したことを背景に，生産性を上げるため耕起が過剰に行われたことから土壌の流亡が激しく進行した。80年代までに，３百万エーカーの表土に相当する30億トンもの土壌が流失したとされる(注6)。

30年代の土壌流亡は風が主因で，大平原地帯に集中していたが，80年代のそれはもっぱら水流によっての流亡で，コーンベルト地帯中西部に集中した(注7)。

このため長期休耕とともに，休耕地への植物による被覆や植林を義務づけた土壌留保計画等が企画・実行されることとなり，2000年５月現在では農産物栽培面積の約10分の１にあたる31.4百万エーカーがその対象となっている(注8)。

また，畑地とされている部分についても，環境保全型の耕作方法への取組みが増加しており（第１図），00年には不耕起による栽培面積が51百万エーカー（１エー

第1図　環境保全型耕作による農地面積推移

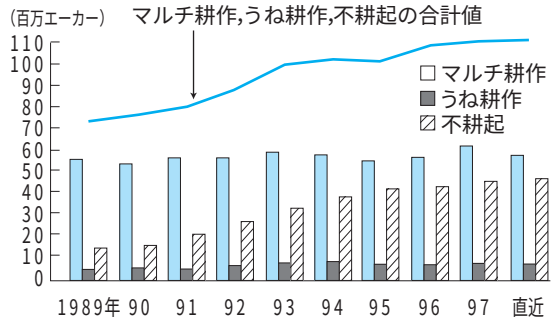

資料　ファームビューロ　「form FACTS」
（注）　タイプ別環境保全型耕作

マルチ耕作	土壌は植付の時のみいじられる。雑草処理は除草剤と(もしくは)耕起によって行われる。
うね耕作	土壌は肥料投入以外は,収穫時から植付時までいじられない。雑草処理は除草剤と(もしくは)耕起によって行われる。うねは耕起する際につくられる。
不耕起	土壌は肥料投入以外は,収穫時から植付時までいじられない。雑草処理は主に除草剤が使用される。

カー＝約0.4ha)，最小限の耕起によるものが約57百万エーカー,合計で約110百万エーカーが環境保全型の耕作方法によって取り組まれている。主要作物別にその内訳をみると，トウモロコシ30百万エーカー，大豆約42百万エーカー，小麦・その他穀物約27百万エーカーとなっており，トウモロコシ栽培面積の37%，大豆の57%，小麦・その他穀物の30%がカバーされている。(注9)

これら取組みによって，水による土壌流亡は，82年4.1トン/エーカー/年，87年3.7トン,00年3.1トン(注10)と減少しており,18年間での減少率は24%となっている。しかしながら依然として相当量の土壌の流亡は続いているのである。

なお，ここで水資源の枯渇問題にもごく簡単に触れておけば，地下水の汲み上げ，灌漑により，テキサス，オクラホマ，カンサスの大平原に位置する各州でのオガララ帯水層の水位低下が顕著である。このため節水運動の展開，精密農業（Low Energy Preci-sion Agriculture：LEPA）等による水の有効活用等により，節水に向けての取組努力がなされている。(注11)

（注6） レスター・ブラウン「THE EARTH POLICY READER」35頁。
（注7） 同35頁。
（注8） 同36頁。
（注9） 同54頁。
（注10） ファームビューロ「farm FACTS」
（注11） ポール・ホーケン他『自然資本の経済』341～345頁。

3．IPMの定義と有機農業

農薬・化学肥料の大量使用にともない，土壌流亡と併行して，これらによる環境汚染が顕在化してきたことから，農業の持続性とともに，安全性の確保，そして何よりも経済性との両立を目指して，IPMの導入が必然化されてきた。

(1)　IPMの定義と概念

アメリカでのIPM定義は「経済・健康および環境に対するリスクを最小にすべく，生物的，耕種的，物理的および化学的手段を組み合わせることにより病害虫などを制御する持続的アプローチ」(注12)とされている。

IPMは，「生物的，耕種的，物理的および化学的手段」を組み合わせて，農薬・化学肥料の使用を最小限に抑えるものであるが，単なる減農薬・減化学肥料にとどまらず，環境負荷を軽減するとともに持続的で

あるところにその本質がある。同時に経済性の確保にも重きがおかれており，環境保全と経済性の両立をねらいとしているところにポイントがある。

また，IPMは農薬・化学肥料の使用，遺伝子組換え作物を認めるといった意味では有機農業とは本質的に異なっているものの，手法的には共通しているものが多い。したがって，IPMには農薬・化学肥料の使用程度によって，慣行栽培に近いベーシックレベルから，ほぼ有機農業に近いバイオインテンシブレベルまで大きな幅がある（第２図）。

また，IPMは農業だけでなく，学校の花壇，ゴルフ場の芝生等々，広く社会的領域にまで適用されている（第３図参照）。

第2図　IPM，有機農業，慣行農業の関係

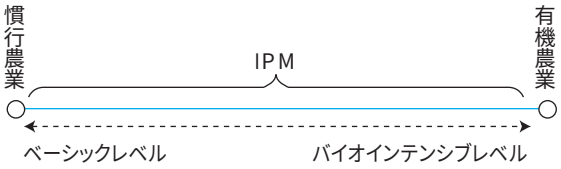

資料　筆者作成

第3図　IPMの3要素

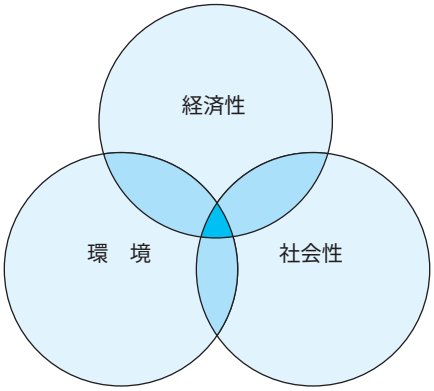

資料　筆者作成

(2)　IPMと有機農業

有機農産物は，「収穫前３年間に化学合成資材を含む禁止物資を使用していない」(注13)農産物とされている。

したがってIPMとの関係を図示すれば第４図のとおりとなる。

ただし，有機農業とIPMとを連続的にとらえて理解するものと，農薬・化学肥料の使用や遺伝子組換え作物を認めるIPMとこれを認めない有機農業とでは基本的に異なったものであると理解するものとの二つに分かれる。

第4図　持続性の高い農業，IPM，有機栽培の関係

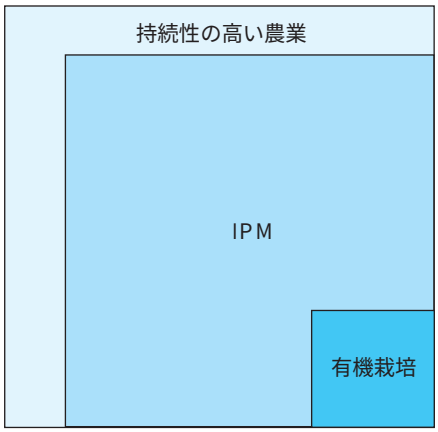

資料　筆者作成

(3)　有機農業への取組実態

ここでアメリカにおける有機農業への取組み，及び有機食品の販売状況等について簡単に確認しておきたい。

有機食品の売上高は110億ドルで，食品全体に占める割合は２％未満となっている。しかしながら過去10年間，年率15～20％の伸びを示しており，食品全体の伸び率の５

倍にも達するなど，いわゆる有機食品ブームと言われる状態が続いている(注14)。このため専門スーパーが増加するとともに，一般スーパー，小売店等での有機食品コーナー等設置が増えている。

こうしたブームの背景には健康に対する強い関心があると言われている。

アメリカでは90年に有機食品生産法が成立しているが，その基準と表示については長い間議論が続けられ，昨（02）年10月にやっと農務省の有機表示規則がスタートした。この間，有機業界，各州政府は自ら有機認証機関を設けて認証を行ってきた。

しかしながら，農地面積に占める有機栽培面積比率は0.2%にとどまっている。

なお，こうした動向とは別に，「すでにカリフォルニアでは，オーガニック市場の半分近くを５大農場が占めてしまうほど寡占化が進んでいる。スーパーマーケットをはじめ，大手量販店が参入する中で，低価格化が進み生産価格割れの価格暴落が有機市場でも起き出した(注15)」との報告もあり，有機農産物の一般商品化，市場化がすすみつつある。

（注12） 農薬工業会「IPMパネルディスカッション」（1997年2月）資料による。

（注13） 基本的には我が国と同様の国際基準であるコーデックス基準に基づいて作成された。

（注14） ニューズウィーク（日本版）2002年10月9日号41頁。

（注15） 本誌2002年6月号（古沢広祐氏報告）35頁。

４．IPM取組経過・実績と評価

マスコミでもよく取り上げられているアメリカの有機食品・農業も，全体の中ではいまだごく一部での取組みにとどまっている。これに対して広範な展開をみせているのがIPMであり，IPMはアメリカにおける環境保全型農業のメインプログラムとして確固とした位置を占めており，アメリカ農業の持続性について考えるにあたってはIPMについての取組実態の把握がキーポイントになってくる。

（1） IPMへの取組経過

――LISAからIPMへ――

IPMの歴史は古く，1860年ごろ，オーストラリアから入ってきた害虫対策として，バイオセンターを設置し，テントウムシを天敵として導入したのが始まりとされている。IPMに関する論文も1950年代からみられるようになっている(注16)。

農業生産による環境問題の深刻化にともない，IPMは広く注目されるようになり，77年には農務長官によって健康や環境への負荷を軽減していくための重要な政策としてIPMの普及の必要性が強調された。そして85年農業法ではLISAが打ち出され，この中でIPMは中心的位置づけを与えられることになった。

すなわち，LISAは「資源の再生産と再利用を可能にし，農業・化学肥料の投入量を最小限に抑えることによって，地域資源と環境を保全しつつ一定の収益性を確保し，しかも，より安全な食料生産に寄与しようとする農法の体系」であり，その目標として，

①生産性・収益性の維持

②資源・環境の保全

③農業者の健康と農産物の安全性確保

三つが掲げられていた。そして，これら目標を達成していくための具体的手段として，

①作付体系の見直し，特に輪作（ローテーション）の導入

②IPMの推進

③土壌と水の保全のための耕作方法の見直し

④糞尿その他の有機物および緑肥作物のさらなる利用

⑤耕種と畜産との複合化

があげられており[注17]，IPMには高いプライオリティが置かれているのである。

なお，LISAは“低投入・低収量”という誤解なり否定的イメージを与えたこと，主に穀物生産に重点が置かれたこと等から，農家の抵抗が大きく，さほどの普及がみられなかったため，現在ではLISAに代わってLISAの中の教育プログラムであるSARE（Sustainable Agriculture Research and Education）の名前で呼ばれている。

このようにIPMは，SAREの中心的手法の一つとしても位置づけられることになり，一段の普及をみるようになったのである。

(2) 国家目標設定と実績結果

環境保全型農業への取組みを本格化するため，93年，農務省，環境保護局，食品医薬品局（FDA）合同の公聴会で，00年に全米の耕地面積の75%をIPMによって生産していくことを国家目標とすることが提案され，翌94年に戦略プランとして正式に決定された。

年次を追ってIPM普及の実績をみると，97年51%，98年57%，99年58%，そして00年71%と推移してきた。

そこで農務省は，00作物年度のIPMの実績は約70%と，目標の75%には達しなかったもののほぼ目標に近い実績をあげることができたとしている。その内訳を第２表によってみると，作物別では綿花，野菜が86%と最も高くなっており，これに次いで大豆，トウモロコシ，大麦，小麦が続いてい

第２表　IPM取組割合（2000年度）

（単位　%）

	USDAのIPMレベル評価	生物的IPM手法				
		害虫抵抗性遺伝子組換え作物	除草剤耐性遺伝子組換え作物	天敵	有用微生物	フェロモン
綿花	86	15	a	47	32	14
果実・ナッツ類	62	b	b	30	16	18
野菜	86	b	b	27	15	4
大豆	78	a	a	7	3	a
トウモロコシ	76	18	a	18	3	a
大麦	71	a	a	4	8	b
小麦	65	a	a	5	3	a
その他農作物・牧草	63	a	a	9	12	2
アルファルファ	40	a	a	3	6	a

資料　USDA農業統計局「Pest Management Practices, 2000 Summary」
（注）　a:1%未満，b:データ不十分。

る。また，手法的には，天敵，生物農薬の利用が盛んである。

また，優良事例として，ワシントン州，オレゴン州，カリフォルニア州のリンゴ，ナシが取り上げられており，80％もの農薬削減がはかられるとともに，コスト削減と高品質生産がもたらされたこと等が強調されている。(注18)

(3) 会計検査院の評価と農務省の反論

以上のような農務省からの報告結果に対して，議会の諮問に対して報告義務を負う，独立行政法人である会計検査院（General Accounting Office; GAO）は，93年以降，農薬の使用量はむしろ増加していることからIPM推進はきわめて不十分であるとともに，その原因として連邦政府にはIPM実施にあたって必要とされるリーダーシップ，コーディネーション能力，マネジメント能力が欠如していると指摘している。したがって連邦政府は，IPMプログラムに対して，もっとコーディネートされたリーダーシップを発揮するとともに，IPM計画の達成度が判断可能な目標を設定すべきであり，そのための測定手法の開発と，農務省と環境保護局との協力が必要である旨の勧告を行っている。(注19)

会計検査院から公表された農薬使用の実態は第５図のとおりであり，リスクの高い農薬の使用量は８年間で１割強減少しているものの，全体での使用量は逆に約４％の増加を示している。

このようにIPMはたしかに70％の農地で導入されているとしても，農薬の使用量そのものが増加している実態の中では，会計検査院は目標達成の度合いをIPM取組農地面積比率でみるのは不適当であり，判断の基準そのものがおかしいとしている。

第５図　化学合成農薬使用量
（1992，2000年）

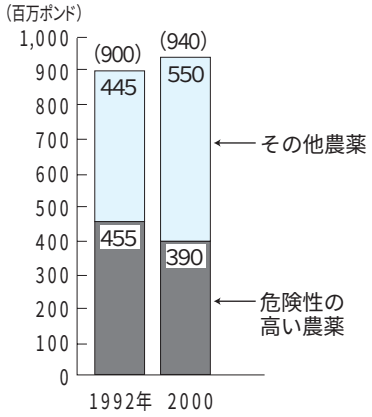

資料　GAO資料（（注18）に同じ）

これに対して農務省は，農薬の使用量を減らすことだけが目標ではなく，農薬削減になるかどうかにかかわらず，各種の作付方法をカウントしたとしている。また農薬使用量は全体では増加しているとしても，EPAが危険性の高いとしている農薬については減少していることも強調している。(注20)

このように農務省と会計検査院はIPMについての国家目標の達成度，IPM取組みの成果をめぐって厳しい応酬を展開しており，IPMの基本的概念にまでさかのぼった議論にまで発展している。

（注16） カリフォルニア大学フランク・ツァロン教授からのヒアリングによる。
（注17） 嘉田良平『世界各国の環境保全型農業』36頁。
（注18） GAO「Agricultural Pesticides-Manage-

ment Improvements Needed to Further Promote Integrated Pest Management」

（注19） （注18）に同じ。

（注20） 農務省資料による。

5．IPM生産の取組内容とこれをめぐる動き

農務省と会計検査院のいずれの見方が妥当であるか判断するにあたっては，現場でのIPMへの取組実態を確認しておくことが不可欠である。

（1） 全米での取組概況

IPMによる農地面積割合は2000年度実績で71％とされているものの，地域（州）別，作物別の面積割合についは公表されていない。

農務省担当者がみるところでは，農薬削減の実効が最もあがっているのがカリフォルニア州で，テキサス州，フロリダ州等の多様な作物が生産されている地域でのIPMへの取組みがすすんでいる。特定作物でみると，ウィスコンシン州のジャガイモ，中西部のトウモロコシをあげることができるとしている。

（2） 取組事例１――州レベル

ａ．カリフォルニア州(注21)

（取組状況・経過）

ほぼ目標レベルに達しているものとみられており，野菜での普及は低いものの，果樹，ナッツ等ではかなりの普及をみている。

1950年代に牧草であるアルファルファの害虫対策を手始めに，州政府と大学とは長年にわたって緊密な連携が保たれてきたが，79年にはカリフォルニア大学が州政府からの助成を受けてIPMプロジェクトを立ち上げ，IPMの普及・推進に大きな役割を果たしてきた。

こうした取組みの結果，カリフォルニア州では農薬の使用量削減に成功している。01年農薬使用量は151百万ポンド(注22)と前年比30百万ポンド以上減少しており，98年以降では約60百万ポンド，30％近い大幅な減少となっている。作物別ではブドウ，ワイン用ブドウ，砂糖大根，加工用トマト，オレンジ，ニンジン，アーモンドでの使用量減少が大きくなっている。

（推進体制）

カリフォルニア州は，政府と大学との緊密な連携のほかに，農薬についての厳しい規制とそれを可能にしていくためのシステムを設けているところに特徴がある。

農家段階での農薬使用コントロールをリードしているのが農薬コントロール・アドバイザー（Pesticide Control Adviser；PCA）である。本制度は70年代にスタートされており，農家に農薬使用についてのアドバイスをするだけでなく，農家が農薬を購入するためには所定の様式にアドバイザーの同意が明示されている必要がある。アドバイザーは基本的に民間人であり，専門教育を受けたうえでライセンスを取得するが，現在アドバイザーは約3,500人にも及んでいる。

農産物への残留農薬の有無等についても

徹底したモニタリングが実施されており，ロスアンジェルス，サンフランシスコ等都市部の販売店から年間約６千件ものサンプルを収集し，チェックを行っている。連邦レベルではサンプル調査の結果は３日以内に出されることになっているが，当州では24時間以内に出されることになっている。違反はほとんどなく，その違反も意図せざる偶発的なものがほとんどであるが，違反とされた農産物は廃棄され,再発しないよう生産条件の整備が求められることになる。

なお，農薬の取扱いについては，当州ではEPAの農薬製造許可基準よりも厳しい基準を適用しており，たとえ他州で許可を受けEPAに登録したとしても，当州での製造は禁止されている。

（具体的内容）

作物ごとに農薬をはじめとするリスクを削減していくためのプログラムが網羅されており，これらプログラムは大学，生産者，NPO等が連携しながら作成したものである。

アーモンドについてプログラムの内容をみると，冬にサニテーションプログラムとして耕起等により害虫が発生しにくい条件を作ること，開花時には微生物による環境にやさしい生物農薬の利用，また，天敵の導入等多くの手法が盛り込まれている。そしてこれら手法選択の前にスカウティング（調査）を行い，害虫と天敵の数を確認し，害虫による影響度を判断するようになっている。

（IPM普及の理由）

農薬使用量減少の原因としては，気象条件，健康に関する規制とあわせて，農産物価格の低迷があげられている。別の見方をすれば，穀物中心の中西部とは異なり，同州では果樹をはじめとして付加価値の高い作物が多いことが農薬削減に大きく影響しているということもできる。

これをも含めたIPM普及に，大学，生産者，NPO等の連携とともに，州政府の助成も重要な役割を果たしている。しかしながら同州は目下，厳しい財政難に陥っており,02年度1.4百万ドルあったIPM関連助成が，新年度には学校関連予算を除いて０となるとともに，多くの州政府担当職員の解雇が懸念されている。

（遺伝子組換え作物）

同州では穀物生産が少ないこともあって，遺伝子組換え作物はさほどは導入されてはいないが，その研究は強化されているということである。

（注21） カリフォルニア州政府，カリフォルニア大学，普及組織，生産者等からのヒアリングによる。

（注22） California Department of Pesticide Regulation News（2002年10月）による。ただし，2001年数値についてはKern郡から数値が提出されていないため，集計数値は若干低めに出ており，正確な数値とは異なる。

b．テキサス州（注23）

（取組状況・経過）

作物全体では75～85%程度とみられ，最もすすんでいるのが綿花で,98%程度にまで達している。逆に野菜での取組みは少ない。

70年代に綿花での多大な害虫被害が発生し，州立大学が害虫駆除のためのIPMプロ

グラムをつくり，害虫駆除と殺虫剤の使用量削減に成功したことがベースとなり，トウモロコシ, ピーナツ等へと拡大してきた。

（推進体制）

130名もの公務員が検査員として配置されている。

これとは別に大学，特に州立大学は生産者と直接的・一体的な活動を展開してきており，生産現場からの要求に大学やその他の専門家による技術移転がなされてきた。

具体的には農学，植物病理学，雑草学，昆虫学等の学者専門家を中心とする役員35名によって構成されるテキサス農業改良普及協会（Texas Agricultural Extension Service）が軸になって現地検討会の実施や情報提供が行われる。

（具体的内容）

さらに綿花の場合には，農家サイドによって生産実態にあわせてテキサス州が10の地域に区分され，各地区ごとにアドバイザリー委員会が設置されている。この委員会は委員長が任命する各郡1名の委員によって構成され，そこで綿花栽培についての規制が策定される。

さて，綿花の茎の中にいて，そこで産卵するBull Weevil（以下「BW」）といわれる昆虫が最も危害を加える害虫とされており，これを排除するため綿花の収穫後，BWの餌をなくすよう土を６インチ掘る耕作方法が基本とされている。

先のアドバイザリー委員会は，その地域にあった害虫の駆除方法，耕作方法を決めるとともに，地域によっては使用可能な殺虫剤をも決定する。

これに基づき，まずモニタリング（検査）が行われ，検査員が害虫の数と天敵の数を調べ，州立大学が作った基準と比較し，駆除が必要な場合には，天敵を守っていくことを前提としての殺虫剤の使用方法等が指示されることになる。具体的には，BWがいて駆除が必要となれば７日以内にBWを駆除するよう指示がなされ，８日目に駆除されたかどうかをチェックするためのモニタリングが行われる。その時点でもBWがいればその旨を知らせるポスターが掲示され，３日以内に行政の指示によって，専門の業者がBWの駆除を行うことになる。

郡条例によって，行政が指示した期日までにBWを駆除することが強制されており，これに従わない場合には1日500ドルの罰金が科されることになるが，これまで罰金の支払いを求められたケースは，この20年間で１件にとどまっている。

なお，テキサス州の北の地域では冬期，土が凍ってしまい耕起しての害虫駆除が不要であるなど，比較的容易にIPMが可能であることから，行政の支援は受けず，独自に民間コンサルタントと契約して，農薬使用等についてのアドバイスを仰いでいるところもある。

（IPM普及の理由）

上記の推進体制，規制等もIPM普及に大きな役割を果たしているが，農家への最大のインセンティブは，害虫を大量に発生させた場合には地域全体に多大な被害を発生させることになるため，IPMへの取組みが

利益を守ることにつながるということにある。また，同州の柑橘類のように，IPMプログラムに沿って生産することによって，ジューシーで糖度が高く，低酸化性で，かつ害虫なしの高品質のものが生産可能となり，経済的利益を確保することが期待できる。一方で，安全についての消費者ニーズへの対応手段としても受け止められている。

（遺伝子組換え作物）

特にタバコで，害虫が発生しやすい地域での遺伝子組換え作物の導入が多い。ここでは遺伝子組換え作物が除草剤を減少させていくためのIPMの重要な手段として受け止められている。

（注23） テキサス州政府，テキサスA＆M大学，普及組織，生産者等からのヒアリングによる。

（3） 取組事例２――個別農家

いくつもの個別農家のIPM取組事例をあげるわけにはいかないが，次章との関係からオレゴン州のボボ・エッガー氏の農場だけ紹介しておく。

（場所・経営規模）

オレゴン州北端にあり西海岸に面した都市ポートランドから車で東北に30分程度走ったところにあるソービアイランドで約100エーカーの農場を経営している（ただし，所有面積は約600エーカーで，約500エーカーは借地に出している）。91年に親から経営の委譲をうけたが，収入を維持していくためには規模拡大せざるを得ないとして，面積を増加させてきた。

労働力は夫婦２人と，10～20名メキシコ人労働者を季節によって変動させながら雇用している。

（経営内容）

トウモロコシ，カボチャ，小麦，牧草等でローテーションを組んでいる。

そして近隣の農家と一緒に敷地内に直販施設を設けるとともに，観光農場として農作業体験，トラクターに貨車を引かせての農場遊覧を行っている。当施設での全体に対する販売比率は約40％となっている。また，農産物はIPMによって栽培しているだけでなく，IPMとしての認証を受け，これを表示して販売している。

さらには休耕地を狩猟場としており，水をはる冬場にはたくさんの鴨が飛来するため，11，12月の２月間，１人1,000ドルで狩猟をする権利を販売している。(注24)

農場からいっせいに飛び立つ鳥たち。生態系の豊かさを象徴している。

（IPM）

有機栽培よりも高品質，見た目もきれいであることから，自らが農業に従事するようになって以来，IPMに取り組んでいる。

有機たい肥を投入するとともに，除草では農薬を使用しないようにしている。また，スカウティング，モニタリングを行っ

ているとともに，害虫発生抑制のための収穫後の土壌耕起も実施している。

（経営収支）

直近での収入は全体で1.4百万ドル，支出は1.2百万ドルとなっている（ただし，口頭ベースであり，以下のコメントと数字的に一致しているかどうかは不明）。

農場主からの若干のコメントを付記すれば，収入に関してはまず穀物栽培はわずかであることから固定直接支払いはもらっていない。借地料収入は年間・エーカー当たり50～125ドルで，借地するほうにとってみれば農地を買うための借金の利子よりも借地料のほうが安いのが現状とのことである。ちなみに，近隣での農地売買価格はエーカー当たり3,500～6,000ドルの水準にある。また，狩猟権を８人に販売しており，これから８千ドルの収入を得ている。なお，近隣にはこれによって３万ドルもの収入を得ている農家もあるとのことである。

一方，支出についてみると，農産物の販売価格はあまり変わらないものの，雇用労賃，保険代，機械代等は増加している。支出の最大のものが労賃，２番目が肥料代とのことである。ちなみに雇用労賃は時給6.50～12.50ドルで，仕事の内容によって差がつけられている。またこれらにIPMの認証料支払い等も加わる。

したがって，直接的な農業収支は年々苦しくなっており，これをカバーするためにIPMの認証をうけて消費者，業者等に安全性や環境保全をアピールするとともに，観光農園，狩猟場からの収入を得るようにするなど，収入の多元化をはかりつつ対応している。

（注24） 獲ることができる鴨の羽数は連邦政府規制によって7羽／日・人とされている。

６．IPMにかかる販売と認証

IPMによる生産は州によって取組みにバラツキはあるものの，幅広く展開されているが，有機農産物に比較すれば付加価値が低く，差別化が難しい面もあって，IPMの認証，表示についてはごく一部にとどまっているのが現状ではある。限られた中での事例を紹介しておきたい。先に認証機関を取り上げる。

（1） 認証機関

――フード・アライアンス[（注25）]――

（IPM認証の全米での状況）

ニューヨーク州にあるスーパーでワーグマンがコーネル大学と提携してIPMの認証制度を設けているが，これを除くと唯一の認証機関がフードアライアンスである。

（組織）

97年にフードアライアンスは発足しているが，これに先立ち92年からワシントン州立大学とオレゴン州立大学とによってIPM認証のためのプロジェクトが設けられてきた。

現在，ポートランドとミネアポリスの二つに事務所があり，メインのポートランドはワシントン州，アイダホ州，オレゴン州，カリフォルニア州，ハワイ州を対象に認証

業務を行っており，ミネアポリスはミシガン州，ミネソタ州，ウィスコンシン州を対象としている。

（業務内容）

認証基準は三つの分野，すなわち，①病害虫防除，②土壌・水資源の保全，③人的資源・地域の維持発展，に分かれており，IPM農産物・食品の認証を軸にしながら，有機農産物・食品，さらには土壌生物の多様化，雇用労働力の適正な管理等まで認証の対象としている。

農家がIPM認証を受けるためにはまず申請料500ドルを支払い，３年経過したところで認証を継続する場合にあらためて500ドルを納付する。あわせて売上高の0.25％を認証料として支払う。

（IPM認証の必要性）

基本的に減農薬・減化学肥料栽培，生態系豊富な環境，適正な労働等は消費者のニーズに対応したものであり，これらは今後ますます成長していくとともに，これらをビジネスの対象としていく食品等業界での認証に対するニーズが増加することを見込んでいる。

そして有機農産物・食品は価格が高く，一般消費者にとっては日常的に消費することは難しい，というのがIPMの認証を取り上げ，これを主としている大きな理由だとしている。

また，生産者にとっては，①若干ながら価格でプレミアムを獲得することが可能，②生産農家，コンサルタント等での横のつながりを広げることができる，③小売業者との関係をつくることができる，④消費者へのアピールが可能になる，等のメリットがあげられている。

（遺伝子組換え）

内部に科学委員会を設け，遺伝子組換え作物・食品への対応について整理を行っており，遺伝子組換え技術に対する将来期待は残しながらも，現状は消費者の意向に沿ってこれを認証対象から除外している。

（注25） フードアライアンス，ジョナサン氏からのヒアリングと資料による。

（2） 販売

――スーパー「スリフト・ウェイ」[注26]――

（店舗）

スリフト・ウェイはオレゴン州32店舗を有する中堅スーパーで，我々が訪問した店舗は売り場面積53千㎡で，中間所得層が多い環境の中に設けられている。

（IPMと有機食品）

IPMの表示をした農産物・食品の全食品に占める割合は夏場で35～40％，秋では20％程度となっている。あわせて有機農産物・食品もおかれており，その割合は約12％という。有機が増加する傾向にある。

価格的には有機が慣行栽培の25～50％高。ものによっては倍近いものもある。IPMは慣行栽培に比較してあまり変わりはなく，むしろ安いものもある。

（IPM食品を取扱う理由）

当スーパーからしてみるとIPMの認証があることから安心して，直接，生産者から仕入れることができ，中間流通を排除でき

ることから仕入価格も安くすることができる。また，見た目がきれいでもある。

こうした農産物・食品にかかる直接的な理由に加えて，IPMによって栽培されている農場の土，水は汚染されていない，あるいはフード・アライアンスが農家の暮らし，農村環境をよくしていくために真摯な活動を展開しており，そういったフード・アライアンスが持つストーリー性が当店のマーケティング・イメージにいい影響を与えていることも大きい，としている。

（注26） スリフト・ウェイ，ポウル氏からのヒアリングによる。

7．IPMに関連しての注目すべき動き

IPMによる生産と販売等についてみてきたが，さらにこれに関連して流通・担い手として注目しておきたいのがCSAの動きとGMOの位置づけについてである。

(1) CSA（注27）

CSA（Community Supported Agriculture）は，「地域で支える農業」と訳されているものである。CSAは，農産物や食品を対象に，地域という枠組みの中で，農業者と消費者とが連携して地域農業を発展させていくことをねらいにつくられた小グループによる活動組織で，基本的に二つの特徴を持つ。その一つは，消費者は生産者から，前払いされた資金を使って生産される農産物のシェアをあらかじめ購入しておき，都度，生産者から収穫された農産物を調達するものである。第二に，消費者も生産に参画して作業の一部を分担することができるようになっているものである。

すなわち，生産者はあらかじめ営農に要する資金を消費者から調達し，消費者が労働の一部を分担することによって農業経営の安定を図るとともに，消費者にとっても安全・安心を確保できる環境にやさしい地域農業を生産者とともにつくり，食と農の距離を接近させていこうとするものである。

CSAは85年，ロビン・バン（Robin Van En）がマサチューセッツのエグレモントに「インディアンファーム」をつくったのが最初であるとされるが，そもそもは日本の産直がスイス，ドイツ経由でアメリカに伝わり，発展したものといわれている。93年に400あまりであったものが，97年には600，00年春現在では1,019と急激な増加をみせており，また42の州で設けられているなど，全米で展開されている。97年のCSA参加者（シェアホルダー）は10万人と報告されており，１CSA当たりの平均参加者数は167人となる。これを単純に引き伸ばして計算すると直近での参加者数17万人となる。

CSA農場での栽培方法は，有機栽培から慣行栽培まで幅があるが，安全性確保，環境汚染軽減についての志向性が強いことから環境にやさしい農業への取組みが増加しており，全体では有機栽培とIPMとの組み合わせが多く，CSAがアメリカにおける有機農業，IPMの推進役としての役割を果たしている。

また，CSAの数は１千強とまだわずかにすぎないが，CSAの農家所得への貢献度をみると，CSA農家の57%強でCSAからの所得が２万ドルを上回っており，平均でのCSAからの所得は２万６千ドルと，農家経営の安定，家族農業支援に大きな役割を果たしているとみることができる。

（注27） CSAファーム・センサス99年版，ウィルソン・カレッジ　ロビン・バン・センター　インノ・オンウメ教授等からのヒアリングによる。詳細については拙稿「産直からCSAへ――アメリカでの地産地消への取組――」（『農林統計調査』2003年２月号）を参照のこと。

（2）　遺伝子組換え作物

アメリカでの遺伝子組換え作物は，2000年，日本等での反対運動や表示義務制度の導入等の動きから減少をみたものの，01年には再び増加に転じ，遺伝子組換えトウモロコシでは全トウモロコシ栽培面積の25%（前年24%。ピーク99年33.9%），除草剤耐性大豆では同68%（前年54%。99年55.8%），遺伝子組換え綿では同68%（前年61%。ピーク99年74.4%）にまで広がりをみせている。(注28)

アメリカでの遺伝子組換え作物の導入理由は，農薬代圧縮のためであり，遺伝子組換えの種子代は高くなっても，それ以上に農薬代の削減が可能であり，トータルではコストは低下するとの判断によるものが多い。

IPMには遺伝子組換え作物は含むべきではないとの議論もあるが，「遺伝子組換え作物はIPMの一部で，手段そのものだ。環境負荷の軽減と生産能力の確保が両立できベストウェイ」(注29)との見方が多数占めている。

しかしながら，先にみたIPM等認証機関であるフードアライアンスは認証対象から遺伝子組換え作物を排除している。また，オレゴン州では，否決はされたものの，昨年11月に，遺伝子組換え食品の表示制度導入についての州民投票が行われている。

このようにアメリカでも遺伝子組換え食品に対する消費者の不安には根強いものがあり，また生産者の中にも遺伝子組換え作物に疑問・不安をもつものも多い。

（注28） 河田昌東「遺伝子組換え作物―深まる健康と環境に対する影響の懸念」『世界』2002年10月号113頁。

（注29） テキサスA＆M大学トーマス・ファックス教授。

８．IPM取組実績をどう評価するか

IPMの目標に対する達成度については農務省と会計検査院との間で大きな見解の開きがあることは，先に述べたとおりである。そこで我々なりにこれをどう評価し考えていくかにあたって，カリフォルニア，テキサス両州での取組み，個別農家，認証機関，スーパー，さらにはCSA等，直接間接にIPMに関連した動き，実態についてみてきた。

達成度をどう評価するかについては基本的にはIPMの概念をどう規定するかにかかっており，その意味では農薬の使用量，しかも危険性の程度に関係なく総使用量で判断すべきであるとする会計検査院と，農薬使用量削減だけでなく，農地でのスカウ

ティング，モニタリング等，環境負荷軽減につながるさまざまな手法も含めて総合的に判断すべきであるとする農務省とで，その評価が大きく分かれるのは当然である。その意味では，あらためて概念規定を明確にしたうえでのさらなる取組みが必要である，ということになる。

ところで我々の主要関心事であるアメリカ農業の持続性，ひいては我が国での食料調達の安定性の行方という視点からすれば，事例で取り上げた具体的活動も踏まえて，実態としてのIPMへの取組みをどう評価するかが問題となる。筆者はIPMのねらいが,「経済・健康および環境に対するリスクを最小にすべく，生物的，耕種的，物理的および化学的手段を組み合わせ」ることによって，農薬・化学肥料の使用を最小限に抑制するところにあるとするならば，会計検査院のいうとおりIPMの達成度は農薬の使用量で評価することが妥当であるように思われる。ただし，農薬の危険性という質的な面をも勘案すべきではあろう。

その意味ではIPMの達成度，成果としては，耕地面積ベースの達成度71%というような高い評価を与えるわけにはいかない。しかしながら，大学，普及組織，生産者等が連携して，さまざまな手法を開発・普及させ，また認証制度，産直を含めた流通体制の整備・多様化，さらは環境負荷軽減のための社会的取組み等，IPMがかなり面的，かつ質的広がりをみせており，農薬・化学肥料の削減を可能にしていくための技術的，生産的，消費的基盤は着実に形成されつつあるように受け止められる。

すなわちアメリカで環境に配慮された持続的な農業が形成されているかどうかについては，その過大評価は慎むべきであるが，過小評価をしてもまた判断を誤りかねない。少なくも当面，持続性が急激に低下する可能性は低く，アメリカの我が国等への強い輸出圧力は続くと考えるのが妥当であるように思われる。

なお，さまざまの環境政策が講じられているが，具体的な農業生産としてこれを具現化し，その柱となっていくのは，伸長著しく注目度は高いものの，いまだごく一部の取組みにとどまっている有機農業というよりは, IPMである。そのIPMを普及させていくためのインセンティブは，LISAがSAREに取って代わられた事実，あるいは多くの取組事例からうかがわれることは，決定的に経済的メリットの有無にあるということである。よりコスト低下をもたらすIPMの手法等技術開発と，プレミアムをつけて販売可能な流通のさらなる構築，そして国等行政の支援強化が必要とされよう。

９．もう一つのアメリカ農業の実像

アメリカ農業は，飼料穀物等基礎食料では世界生産シェアで, 大豆46.6%, 小麦10.6%，トウモロコシ39.9%，世界の輸出に占めるシェアでは，大豆57.4%，小麦24.9%，トウモロコシ66.2%と圧倒的であり(注30)，まさに世界の食料基地といっても過言ではな

い。アメリカの貿易収支△3,583億ドル（01年）からしても農業部門は，経済的にはもちろん，政治的にもきわめて重要かつ戦略的な部門であることは明白である。

アメリカ農業は大型機械利用，農薬・化学肥料多投による近代的・大規模農業経営が基本をなしていることは間違いなく，その弊害として土壌流亡，塩類集積，地下水の水位低位等，深刻な環境問題を発生していることも事実である。しかしながらこうした問題に対処していくため環境対策を講じ，我が国とは比較にならない予算も計上し，持続性確保になみなみならぬ努力を払ってきているのである。このようにIPMをはじめとする持続型農業という切り口で眺めてみると，アメリカ農業が多角的な顔をのぞかせていることにあらためて気付かされるのである。

ここであらためてアメリカ農業の質的変化の根底に存在する力学の変化として感じられるいくつかの点をあげておきたい。

一つはアメリカ農業の競争力低下である。量的に世界で圧倒的な輸出シェアを誇ってはいるものの，価格の低下，ケアンズ諸国，EU等との競合激化等から，アメリカ農業者の経営収支は悪化し，苦しい経営を余儀なくされている。02年農業法での手厚い生産者支援を講じざるを得なかった背景がここにある。(注31)

したがって，IPMへの取組みもコスト低下がインセンティブになる限りにおいて普及し，またその取組内容・レベルも限定されてきたわけであり，「農薬代削減と環境負荷軽減」を期待して遺伝子組換え作物が広がっていった理由もうなずかれる。遺伝子組換え作物はアメリカ農業の競争力低下と環境負荷軽減をはかろうとする矛盾の産物でもあるのである。さらにはこれがEU等への輸出を不可能にしているというさらなる矛盾を抱えることにもつながっている。

第二が直接支払いと環境対策の強化というEUとの同質化傾向を強めているということである。アメリカでも環境，安全性に関心を持つ消費者，市民が増加し，相応の力をもちつつある。有機食品の売上増加もその一つの表れではあるが，CSAによる前払い機能，消費者の労働参画をも盛り込んだアメリカ型産直の進展，IPMの対象領域が社会的広がりをもちつつあること等，食と農の接近をはかろうとする動きが活発化しつつある。すなわち市民，消費者がアメリカ農業を徐々に変化させつつあるのである。

ただし，EUの環境対策は直接支払いと一体化されているが，アメリカのIPMは大学・普及組織・生産者一体となったNPO的色彩が強いところに特徴がある。

以上のように競争力を低下させると同時に，環境への配慮を余儀なくされ，一方では内向きに手厚い国内農業保護を余儀なくされているアメリカ農業は，近代化農業の最先端をひた走る強いアメリカ，というイメージからは次第に乖離しつつある。

今後の我が国の食料戦略を考えていくうえで，アメリカ農業の持続性についての正確な実態を把握していくことが一段と重要性を増してくるものと考えるものである。

（注30） FAO『生産年鑑・貿易年鑑』（1999年）

（注31） 小麦，飼料穀物，コメ，綿花を合計した99穀物年度の主要作物収入構成をみると，総収入を100として，市場販売収入64.2%，直接固定支払い11.6%，緊急直接支払い11.6%，マーケティングローン支払い11.3%，土壌保全支払い1.4%となっており，総収入の3分の1以上を政府助成が占めている。（全中「国際農業・食料レター」No.64による。）

＜参考文献＞

・拙稿「アメリカにおける持続型農業への取組実態――IPMを中心とした取組のカギを握る遺伝子組み換え作物――」総研レポート99年10月

（常務取締役　蔦谷栄一・つたやえいいち）

談話室

「忘れられたヒーロー」覚え書

春がやってきてプロ野球開幕の頃となると，有力新人の話題などで賑やかになる。その蔭で，かつてのヒーローがいつしか忘れられて行く。球界だけでなく，国際金融界でもそんなことを思いださせるのが，かつて期待の新星といわれたSDR（特別引出権）の運命である。

今や覚えている人も少なくなったが，SDRは1968年に正式に誕生が認められ，1970年に初めて34億ドル相当が創出された。それに先立つIMF総会で，宇佐美日銀総裁が創出合意文書に署名されたが，随行した私にとってSDRの誕生に立ち会ったという格別の思い入れがある。SDRは，金のように自然の産物でもなければ，ドルのように一国の恣意で供給されるものでもなく，言わば「人間の英知」によって計画的に作られた準備資産であるということで高く評価された。そして，世界経済の拡大に合わせて適切に創出されるものだから，今後の国際金融を担う主役として期待された。

ニクソン・ショックによって金とドルのリンクが切れると，SDRを中心とした新しい国際通貨制度を作るために，1973年に20国委員会が設けられ，私もその一端に参加した。2年に亘る議論の結果，金を次第に廃貨する方向が合意され，改正されたIMF協定では，条文から金という文字を全て追放し，SDRが中心的な準備資産たることが明記された。

あれから30年たった今，SDRは主役どころか世界の総準備資産の僅か1パーセントにも充たず，いわばベンチの片隅で席を暖めているだけになっている。金を押しのけて国際通貨制度のスター・プレイヤーになる筈だったSDRが，その後，何故忘れられて行ったのだろうか。いろいろ理由はあるが，端的に言って，球団の監督ともいうべき米国の心変りのためといってよい。金廃貨は米国自身の主張だったが，石油ショックの発生でドルという基軸通貨を持つ有利さを再認識した米国は，ドルのライバルになるSDRを疎み始めた。丁度，監督が自分のドル息子を贔屓して重用したようなものだ。

SDRをもっとスターにしようという努力がなかったわけではない。SDRを使い易くするための協定改正が行われたほか，SDRをもっと馴染み易い呼び名にしたらどうか

（例えば鈴木一郎でなくイチローというように）と当時の愛知大蔵大臣が提案され，支持もあった。しかし，何故か尻つぼみとなり，昔の名前で出続けることになってしまった。

忘れられて行くSDRの歴史の中で，私にとって忘れられないエピソードがある。ミス・サイゴンというミュージカルを観た方は，サイゴン陥落のハイライト・シーンを覚えておられるだろう。1975年４月30日，あの大混乱をフィナーレとしてベトナム戦争は終わるのだが，これより３週間ほど前に，ワシントンのIMF本部に一通のテレックスが入った。南ベトナム政府が，保有するSDRの引き出しを求めるものだった。既に南側の敗色濃く，政府の在外預金がどんどん引き出されて，何処にか消えているとの噂が流れていた頃だけに，IMFは困惑した。というのは，SDRは無条件で引き出し可能な資産で，協定上これを拒否できず，引き出されたSDRを提示された加盟国は引き換えにドルや円を渡さなければならない。通常であれば事務的に処理されるケースだが，緊迫した情勢だけに，議論は紛糾した。無条件の権利だから自動的に処理すべきと主張する米国と，IMFの善管義務から拒否すべきとするその他諸国が対立したまま，一週間がたった。行き詰まりを打開する妙案を出したのはフランスだった。協定上は当然応ずべきだが，いま現地はかなり混乱している模様だから，念のため，このテレックスが真正なものかどうかを，現地政府に再確認してもらおう，というのだ。予想された通り，この照会には回答がないまま，間もなくサイゴンは陥落した。このSDRは，その後北ベトナム政府によって承継されることになる。

このエピソードは表に出ることも無く，SDRは次第に影が薄くなり，ヒーローになる夢は遠く消えた。それでも，SDRにはIMFの計算単位という役割もあることから，ベンチの片隅でスコアラーの役は果たしていると言ってもいい。因みに，わが国の外貨準備総額4700億ドルのうち，SDRは僅か25億ドル程度にすぎないから，大方の人が関心を持たないのも無理は無い。「人間の英知」も結局，競争には勝てなかったということだ。

（農林中央金庫経営管理委員　若月三喜雄・わかつきみきお**）**

WTO加盟１年目の中国農業の動き

―― 予想外の農産物貿易展開と大きな制度変革の動き ――

〔要　　旨〕

１．WTOに加盟する前から，中国が加盟することによって競争力の弱い穀物等農産物の輸入が拡大し，農家への打撃が甚大だという懸念は内外で指摘されていた。一方，WTOに加盟して諸外国からの最恵国待遇の享受により，中国の競争力のある労働集約型農産物の輸出が急速に拡大する可能性もあると予測されていた。

２．加盟１年目の2002年の中国農産物貿易は天候異常による海外農産物価格の高騰及び先進諸国の食品検疫体制の強化などにより，加盟する前の予測と異なった展開をしている。土地集約型農産物の輸入が減少した一方，輸出が増えた。労働集約型農産物の輸出は予測されたほどの急速な伸びはなかった。

３．経済の急成長と高度化により比較劣位化してきた中国農業は，WTO加盟の衝撃を緩和するために，いわば競争力を強化するために，市場機能を活用する方向で構造調整の速度を上げている。量より質への転換，需要の高い労働集約的な商品作物や畜産物などの増産，主要農産物の産地集中化，農産物加工業の振興，流通の市場化などである。

４．中国農業の高コスト及び農家所得の低下をもたらしているのは，零細規模等のほかに，農家に課す様々な税金，費用等の公的負担も重要な要因である。これは，主として中央政府が農村エリアの県と郷鎮政府に様々な行政サービスを義務づけているにもかかわらず，そのコストを郷鎮政府が賄うための財源措置を中央政府はほとんど講じておらず，郷鎮政府はその財源補填のために農民からの公的徴収を増やさざるを得ないためである。

５．先進諸国は農業へ多額の助成金を出しているのに対し，中国は農業に高い税金と費用の負担をかけている。これは，農産物の生産コストを相対的に押し上げ，中国農業を「高価農業」にさせているだけではなく，農産物の輸入増と中国農産物の輸出競争力の低下を助長しているのである。この意味で，2002年から加速したこの農村税費改革は，農家の所得上昇と中国農業の競争力向上には欠かせないものである。

目　次

はじめに
１．加盟前の予測とその理由
（1）　中国農産物市場の大幅開放を意味する加盟条件
（2）　土地集約型農産物の競争力の低下と潜在的競争力のある労働集約型農産物
２．2002年の農産物貿易動向
（1）　予想外の展開
（2）　予想外な展開をもたらした要因
（3）　中長期的に予想される土地集約型農産物の輸入増加
３．市場化志向を強める農業構造調整
（1）　農業構造調整の背景
（2）　比較優位に基づく生産構造の調整
（3）　産地集中化と農産物加工地帯の形成
４．中国農村の第二の大きな制度変革である税費改革
（1）　税費改革を行う背景
（2）　農家に課す税金と費用の負担
（3）　行政サービス負担と財政制度の不公平さ
（4）　動き出した税費改革
おわりに

はじめに

2002年は中国のWTO加盟後の１年目である。加盟する前から，中国が加盟することによって競争力の弱い穀物等農産物の輸入が拡大し，農家への打撃が甚大だという懸念は内外で指摘されていた。一方，WTOに加盟して諸外国からの最恵国待遇の享受により，中国の競争力のある労働集約型農産物の輸出が急速に拡大する可能性もあると同様に予測されていた。果たして，最初の１年間は中国の農産物貿易がこの予測通りに動いているのであろうか。中国の農政はどう変化したのか。中国の農家がどういう影響を受けているのか。本稿はこうした問題を検討してみたい。前半は農産物貿易について加盟する前の予測とこの１年間の実績を検証し，農業構造調整の動向を分析する。後半は中国農村での第二の大きな制度変革である税費改革の動向を考察することとしたい。

なお，「農産物」は食料と天然繊維など工業原料を含むが，その需給構造は必ずしも同一ではなく，また食料が圧倒的比重を持つ。そこで，本稿での「農産物」は水産物等も含む食料品に限定する。

１．加盟前の予測とその理由

（1）　中国農産物市場の大幅開放を意味する加盟条件

中国農業分野のWTO加盟条件(注1)は主として，①すべての非関税措置の関税化と関税率の大幅引下げ，②穀物などの低関税率の輸入割当制の実施，③輸出補助金の撤廃などである。この加盟条件を一言でまとめるなら，国内農産物市場の大幅な開放である。

開放の程度については，例えば，まず関税率をいきなり先進国並みの低い水準に引

き下げている。平均関税率は2004年に15.8%へと，また穀物などのバルク農産物を除く特殊農産物平均は14.5%へと引き下げる。そのうち，牛肉・豚肉・柑橘類・チーズは12%，家禽・リンゴは10%とさらに低い。ちなみに，00年の先進国の農産物平均関税率をみると，日本が12%，EUが20%，韓国が62%もある。

次に，低関税率の輸入割当制を適用する穀物や植物油の割当枠が大きいことである。コメ，小麦，トウモロコシという3大穀物の割当枠の合計量が02年に約1,831万トン，04年に2,216万トンとそれぞれ00年の世界穀物輸出量の8.2%と10.0%も占める。また，中国では農家の穀物需要は農家の自給自足で賄っており，市場に流通していない。このため，流通している穀物は総生産量の約３分の１にあたる１億５千万トンだけである。この流通量に占める関税割当枠の割合は02年に12%，04年に約15%と決して低いとはいえない。

（注1） 拙稿「構造調整圧力強まる農業」（共著『中国WTO加盟の衝撃』日本経済新聞社，2001年）を参照。

（2） 土地集約型農産物の競争力の低下と潜在的競争力のある労働集約型農産物

一国の農業生産が国際市場に対して比較優位を持つかどうかを表す理論的指標として，DRCC値(注2)がよく使われている。DRCCは国内資源コスト係数（domestic resource costs coefficients）の略で，DRCCが１にイコールの場合，ある農産物１単位の生産コストが，国際平均であることを表す。DRCCが１より大きい場合は国際競争力がないこと（比較劣位）を，DRCCが１より小さい場合は国際競争力があること（比較優位）を表す。

ここでは，米国農務省経済研究局（ERS／USDA）の研究員と中国農業科学院の研究者がDRCC方式によって計算したデータを参考にしてみる[Francis C. Tuan, Guoqiang Cheng and Tingjun Peng, 2000]。その結果をみると，３大穀物のうち，小麦とトウモロコシは90年代後半には比較優位を失いつつあるが，コメはまだ若干の比較優位を持つ。大豆，菜種，綿花はトウモロコシとほとんど同じ時期に比較劣位化している。逆に，豚肉，牛肉，ブロイラー，リンゴなどは依然として強い比較優位をもっている（第１表）。

第１表　中国主要農産物の比較優位（DRCC）

	1990年	95	96	97	98
豚肉	0.55	0.53	0.61	0.63	0.45
牛肉	0.37	0.24	0.21	0.24	0.39
ブロイラー	0.57	0.49	0.55	0.61	0.36
小麦	0.69	1.28	1.10	1.18	1.07
コメ	0.31	0.47	0.70	0.88	0.84
トウモロコシ	0.46	0.98	1.09	1.17	1.20
大豆	0.52	1.03	1.00	1.10	1.03
菜種	0.90	0.88	1.04	1.05	1.13
綿花	0.73	0.82	1.05	1.02	1.07
砂糖原料	0.16	0.13	0.14	0.13	0.15
タバコ	0.25	0.37	0.30	0.29	0.33
リンゴ	0.15	0.22	0.26	0.23	0.18

資料　Francis C.Tuan, ERS/USDA「Comparative Advantage and Trade Competitiveness of Major Agricultural Products in China」,2000.
（注）DRCC は denotes Demestic Resource Costs Coefficient,国内資源コスト係数を示す。
「DRCC=1」はある農産物１単位の生産コストが国際平均であることを表す。
「DRCC<1」は国際競争力があること（比較優位）を表す。
「DRCC>1」は国際競争力がないこと（比較劣位）を表す。

例えば，98年に１単位の理論的生産高を得るには，小麦，トウモロコシと大豆の場合は1.07，1.20，1.03単位のコストがかかり，比較劣位にあることが示されている。それに対して，１単位の豚肉，牛肉，ブロイラーとリンゴを生産する場合は0.45，0.39，0.36，0.18単位のコストしかかからず，理論的には比較優位にあることを表す[注3]。これらの研究データから分かるように，中国は90年代の半ばを境にして，その土地集約型農産物は国際競争力を失い，その代わりに労働集約型農産物は依然として国際競争力を維持していることが分かる。

中国では，これまで約20年間の高度経済成長の過程で，第一次産業，特に土地集約型農産物の比較生産性が急速に低下した。農業就業者一人当たりの生産性は，86年に工業のそれの22.1%相当あったが，93年に16.8%，98年に17.8%へ低下した。それに伴い第一次産業のGDPに占めるシェアは86年の27.1%から93年の20.0%，01年の15.2%へと下がった（第１図）。その結果，約１億５千万人と言われる膨大な余剰労働力が農業分野に滞留し，農業労働力の賃金水準を低く抑え，農家と都市住民の所得格差を広げている。これは穀物など土地集約型農産物を比較劣位化していると同時に，労働集約型農産物の比較優位をもたらしている。

第１図　第一次産業の地位

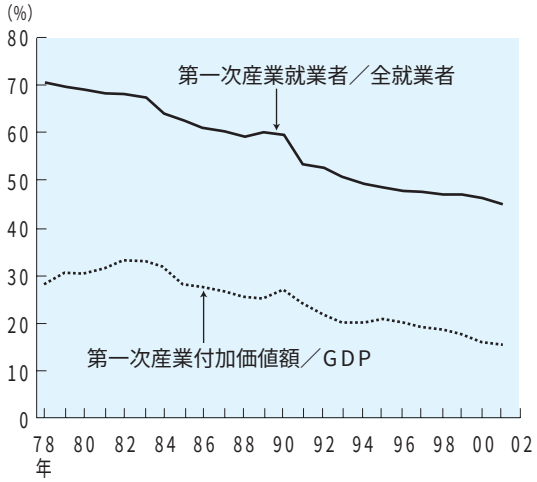

資料　『中国統計年鑑』各年版

なお，DRCC式で農産物の比較優位を計算するには一つ留意すべき点がある。計算式には多くの要素が含まれるが，生産コスト，国際市場価格と為替がもっとも重要な要素となる。問題は，このうちの農産物の国際市場価格は米国，欧州等先進諸国の高額の農業補助金（農家への所得補償など農業補助金によって国内農業が増産され，さらに輸出補助金などの手段をもって国内過剰農産物を海外に輸出する）によって低く抑えられている面があることである。米国農務省経済研究局のある研究レポートによると，すべての生産・貿易歪曲的な政策が撤廃されれば，世界の農産物市場価格は11.6%も上昇し，OECD加盟国だけで国内支持をやめれば，小麦の世界市場価格が12%も上昇することになるという［Diao，X.，A. Somwarn，and T. Roe，2001］。国際通貨基金（IMF）専務理事ホルスト・ケーラー氏は，「先進国の農業部門の補助金だけで３千億ドルを超え，高い関税障壁は途上国に大きな負担となっている」と述べた[注4]。

要するに，現在の国際穀物市場価格は本当のコストが反映されていない歪みのある価格である。この問題が今後どう取り組まれていくかは，WTO交渉など多方面の調

整にゆだねるしかないが，当面は先進諸国の農業補助金が継続されると思われるため，本稿はこれを前提にして議論を進めていく。

（注2） 国内資源コスト理論（DRC）はBruno（1967），Chenery（1972），Pearson（1974）等学者によって開発されたものである。ある農産物を作るのに必要な国内資源コストを「影の為替レート」（shadow exchange rate――均衡水準に最も近い仮説的な為替レートのことをC.キンドルバーガーが名づけた）で割った係数である。

（注3） 南京農業大学の鐘甫寧教授からも同様の研究データが出されている。

（注4） 朝日新聞2002年11月18日付，朝刊13頁，「世界経済　持続的成長，構造改革で」（コラム「私の視点」）

第2表　品目別の食糧輸出入動向

（単位　万トン）

	コメ		小麦輸入	トウモロコシ		大豆		食用植物油輸入
	輸入	輸出		輸入	輸出	輸入	輸出	
1980年	…	112	1,097	164	…	57	10	…
85	31	102	541	9	634	0	114	4
90	6	33	1,253	37	340	0	94	112
95	164	5	1,159	518	11	29	38	353
00	24	295	88	0	1,047	1,042	21	179
01	27	186	69	…	600	1,394	25	165
02/1-9	16	132	58	1	715	761	…	203

資料　『中国統計年鑑』各年，中国海関統計月次
（注）　96年まで（含96年）の食糧は，穀物（コメ，小麦，トウモロコシ）のほかに芋類と豆類が含まれる。97年以降は穀物と穀物粉だけ。

2．2002年の農産物貿易動向

（1）　予想外の展開

WTOに加盟して最初の2002年の中国の農産物貿易は，競争力の弱い土地集約型農産物の輸入も，潜在競争力の強い労働集約型農産物の輸出も，予測とは異なる動きをしている。

a．土地集約的農産物の輸入減と輸出増

土地集約型農産物は，コメ，小麦とトウモロコシの３大穀物のほかに，大豆などを含む。そのうち，トウモロコシ，小麦と大豆の02年の貿易動向は予想外の展開となっている。まず，トウモロコシの輸入であるが，02年第３四半期まではわずか１万トンにとどまっている（第２表）。その代わりに，輸出は01年の年間600万トンを超える715万トンに達し，11月までに977万トンと前年同期比83%増となった(注5)。

小麦も同様に大幅な輸入増にはならなかった。02年第３四半期まで，小麦の輸入は58万トンと前年比大きな変化はない。一方，近年少しながら飼料用の小麦を輸出していたが，昨年は初めて食用の小麦を20万トン輸出した。

また，近年大幅な増加傾向にある大豆の輸入は，後述する遺伝子組換え作物の輸入手続強化を背景に第３四半期までに761万トンと勢いが衰えているようにみえる。

一方，食用植物油の輸入量は第３四半期までにすでに203万トンと01年の年間輸入量165万トンを大幅に上回っている。

b．労働集約型農産物の輸出動向と輸出先の変化

中国の農産物（水産物を含む食料品）輸出額の構成からみると，比較優位に基づいて労働集約型農産物が主導している構造がすでに明らかになっている。農産物の輸出に占める労働集約的なものの割合は90年代では約80%以上を占めている。特に野菜や果

第3表　要素集約型別分類による中国農産物の輸出状況

（単位　億ドル）

		1992年	95	97	99	00
輸出額	土地集約型農産物	23.1	7.5	16.6	20.0	25.1
	労働集約型農産物	90.0	136.2	133.1	115.4	131.0
	消費者指向型調製品	43.9	73.6	73.7	62.3	74.5
	中間製品	46.1	62.6	59.4	53.1	56.5
構成比	土地集約型農産物	20.4	5.2	11.1	14.8	16.1
	労働集約型農産物	79.6	94.8	88.9	85.2	83.9
	消費者指向型調製品	38.8	51.2	49.2	46.0	47.8
	中間製品	40.8	43.6	39.7	39.2	36.2

資料　『海関統計年鑑』より作成
（注）　土地集約型農産物は穀物，搾油作物，綿花，タバコ，大豆などを含む。労働集約的農産物は消費者指向型製品と中間製品からなる。消費指向型製品は食肉加工品，水産加工品，青果物加工品，飲料と酒類，タバコ製品，穀物加工品，精製植物油，動物性・植物性油脂などを含む。中間製品は家畜，畜産品，水産物，野菜，果物，お茶，工業用あるいは薬用植物，飼料などを含む。

物の加工品，魚介類・肉類の加工品など消費者指向型調整品が95年から約半分ぐらいのウェイトを占めるようになった（第３表）。

税関統計HS分類のデータによって少し詳しくみると，４大分類の農産物輸出のうち，第Ⅱ類の植物類と第Ⅳ類の加工食品類（食品・飲料・酒・酢・タバコ類）は，農産物輸出額に占めるウェイトがそれぞれ30～40％のレンジ内で第１位を争っている。00年に両者はほぼ同じ約35％のシェアになっていたが，01年と02年１～９月期は第Ⅳ類の加工食品類のウェイトが上位を占めるようになった（第４表）。

輸出項目でみると，最大の輸出項目は魚介類であり，94年以降常に第１位となっている。野菜類は94～99年の間は第２位を占めていたが，00年から下位に転落した。肉類・魚介類等調整品と野菜・果物等調整品は同様に安定的に序列を上げている。

第4表　中国農産物（食料品）輸出額の構成比

（単位　％）

	1992年	95	97	99	00	01	02	
							1～9月	前年同期比
食料品輸出合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	11.6
Ⅰ　家畜・食肉	26.6	32.7	29.0	29.7	29.3	29.9	26.8	0.8
家畜	4.6	3.7	3.3	3.0	2.6	2.2	2.2	△3.2
食肉	3.5	7.5	6.7	5.4	5.1	5.4	4.0	△12.7
魚介類	13.0	15.2	13.1	15.1	15.3	16.8	15.6	8.9
乳製品，卵，蜂蜜，その他動物製品	1.5	1.2	1.1	1.3	1.3	1.2	1.1	△2.6
Ⅱ　植物類	41.2	30.2	33.9	35.6	35.0	31.8	32.8	15.5
野菜類	10.0	12.5	10.5	11.8	10.4	11.3	11.2	10.8
果物類	2.7	3.5	3.2	3.3	2.8	2.8	2.5	24.4
コーヒー・茶・調味料	4.4	3.4	3.8	3.8	3.4	3.5	3.4	△0.8
穀物	14.4	0.6	8.1	8.8	11.1	6.7	8.7	40.8
オイルシード，工業用及び薬用植物，飼料	8.3	8.5	6.0	6.3	5.9	5.9	5.3	2.0
Ⅲ　動植物油脂・精製食用油脂・ワックス	1.3	3.3	4.7	1.1	0.9	0.8	0.7	△4.0
Ⅳ　加工食品類	31.4	33.7	32.2	33.7	34.8	37.5	39.7	17.1
肉類・魚介類等調整品	3.8	8.1	9.6	10.8	12.7	13.2	13.7	12.9
砂糖類	6.4	1.7	1.3	1.1	1.2	1.0	1.4	109.0
穀物・穀物粉・澱粉・乳製品・菓子類	1.2	1.5	1.9	2.3	2.4	2.7	2.6	10.8
野菜・果物等調整品	6.5	7.9	7.2	8.8	8.9	9.7	10.1	14.3
飲料・酒・酢	3.1	2.9	3.2	3.6	3.3	3.7	3.7	3.8
タバコ・タバコ製品	4.2	7.3	4.6	2.6	2.0	2.5	2.6	19.0

資料　『中国統計年鑑』1993～2002年版，月刊「中国海関統計」
（注）　農産物（食料品）貿易はHS分類の第Ⅰ～Ⅳ類である。

ただし，02年第３四半期までの伸び率をみると，生鮮魚介類とその調整品，野菜類とその調整品という４大輸出項目はともに10%前後の伸び率を維持しているが，これは01年の伸び率に比べて必ずしも高くなっていない。つまり，「労働集約型農産物の輸出が諸外国からの最恵国待遇の享受によって急速に増加する」という加盟前の予測通りには動いていない。逆に，農産物輸出総額の8.7%を占めている土地集約型の穀物の輸出は，前年同期比40.8%の高い伸びとなっている。

個別商品として対日関係の強い野菜の輸出は02年第３四半期まで10.8%の伸びを保っていたが，これは主として対ASEAN及び対米の輸出が伸びているためであり，対日の輸出は02年４月を境にして低下している（第２図）。

輸出先と輸入元について，依然として対日輸出依存と対米輸入依存であるが，その割合が変化するようになった。

輸出先をみると，対日輸出のウェイトは02年1～11月期で32.9%と依然として突出して高いが，昨年の34.7%を下回っている。その代わりに対ASEAN，米国と韓国への輸出ウェイトが高まっている（第５表）。

輸入元については，対米国の輸入ウェイトが低下した代わりに，対ASEAN，ブラジルの輸入ウェイトが高まった（第６表）。

第２図　日本の野菜輸入の動向

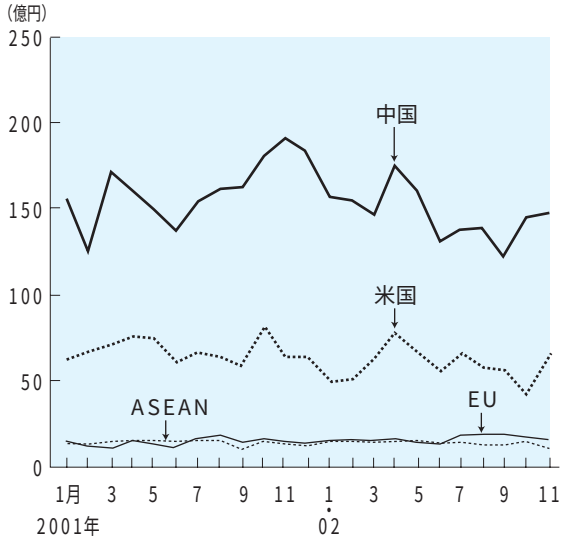

資料　財務省「通関統計」

第５表　中国の食料品輸出先

（単位　億ドル）

	輸出額				構成比			
	1997年	00	01	02.1-11月	97	00	01	02.1-11
合計	144.4	148.5	154.5	154.3	100.0	100.0	100.0	100.0
インドネシア	2.2	3.3	2.6	4.2	1.6	2.2	2.1	2.7
マレーシア	3.9	4.2	3.7	5.1	2.7	2.8	2.7	3.3
フィリピン	2.7	1.7	1.4	1.7	1.8	1.1	1.1	1.1
シンガポール	4.0	2.0	2.2	2.2	2.8	1.3	1.3	1.4
タイ	0.8	1.1	1.0	1.3	0.6	0.8	0.7	0.8
ASEAN５か国計	13.6	12.2	10.9	14.5	9.4	8.2	7.9	9.4
台湾省	2.5	1.9	1.5	2.0	1.7	1.3	1.2	1.3
香港	27.4	18.8	18.8	18.3	19.0	12.7	12.2	11.9
日本	46.3	53.5	56.5	50.8	32.0	36.1	34.7	32.9
韓国	12.4	15.5	15.6	17.3	8.6	10.4	10.0	11.2
米国	8.1	11.5	12.0	14.3	5.6	7.7	7.4	9.3
EU	13.4	15.6	17.2	13.1	9.3	10.5	10.1	8.5

資料　月刊「中国海関統計」
（注）　食料品貿易はHS分類の第1～4類を加算したもの。具体的には畜産品，植物産品，動物・植物油類，飲料・タバコ・酒・加工食品。

第6表　中国の食料品輸入元

（単位　億ドル）

	輸入額				構成比			
	1997年	00	01	02.1-11月	97	00	01	02.1-11
合計	74.9	94.3	97.6	93.01	100.0	100.0	100.0	100.0
インドネシア	2.35	2.95	2.49	2.9	3.1	3.1	3.0	3.2
マレーシア	5.12	4.28	4.05	6.4	6.8	4.5	4.4	6.9
フィリピン	0.51	1.02	1.0	0.8	0.7	1.1	1.0	0.9
シンガポール	0.39	0.47	0.34	0.7	0.5	0.5	0.5	0.7
タイ	3.23	3.02	4.97	3.6	4.3	3.2	3.1	3.9
ASEAN５か国計	11.6	11.7	12.9	14.5	15.5	12.4	12.0	15.6
台湾省	0.5	0.85	0.68	…	0.7	0.9	0.9	0.0
日本	1.9	2.8	2.3	1.9	2.6	3.0	2.9	2.0
EU	5.3	8.5	7.2	5.5	7.0	9.0	8.7	5.9
アルゼンチン	4.5	7.7	10.4	8.1	6.0	8.2	7.9	8.7
ブラジル	9.6	5.8	7.8	10.7	12.8	6.2	6.0	11.5
カナダ	4.7	7.0	7.0	9.1	6.3	7.4	7.2	9.8
米国	15.1	22.4	22.9	18.4	20.2	23.8	22.9	19.8
オーストラリア	4.7	6.2	5.3	5.5	6.3	6.6	6.3	5.9

資料，(注)とも第5表に同じ

特に，対ASEANの貿易については，パーム油など植物油のASEANからの輸入増と穀物や野菜のASEANへの輸出増を中心に，中国とASEANの農産物貿易関係が拡大しつつある。

（注5） 中国農業部ホームページ，2003/1/10

（2） 予想外な展開をもたらした要因

ａ．中国の内外農産物価格の逆転

02年の予想外の農産物貿易の展開(注6)は中国国内と海外の穀物価格の逆転によるところが大きい。中国がWTOに加盟して土地集約型農産物の輸入が拡大するという予測の根拠は，中国のこれら農産物の国内価格が既に国際価格より高く，また，関税割当制を実施しているこれら農産物の関税率が枠内で約１％と低いため，割当枠内の輸入が実現する可能性が高いということであった。

確かに，穀物や搾油種子など土地集約型農産物は中国経済の高成長とともに比較劣位化し，その価格競争力が低下してしまった。中国政府は農家の穀物生産意欲を維持するために94～96年の間に穀物の買付価格を約８割引き上げ，その後，市場価格より高い保護価格で農家から穀物を無制限に買い付けるという穀物の価格支持政策を実施するようになった。このような政策の結果，まず，穀物の市場価格に近い協議価格は94年末に国際価格より高くなり，その後，価格支持政策に転換した政府の契約買付価格（94年までこの買付価格は低く抑えされ，農業搾取的になっていた）も96年を境にして国際価格より高くなっている。99年～02年上期では小麦，トウモロコシ国内卸価格は国際価格より２～６割も高い。

しかし，この中国の国内穀物価格は，98年以降，その買付価格（第３図），卸売価格と小売価格は毎年低下の傾向をたどっている。02年もこれらの価格は同様に前年比低下した。そのうちの穀物主産地の生産者価格をみると，小麦全体では50kgで51元となり，前年比２元下落した。良質の小麦は同

第3図　中国農産物の買付価格指数（対前年比）

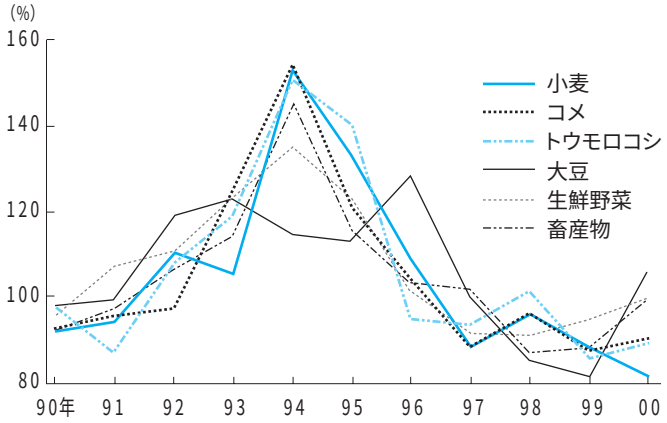

資料　『中国統計年鑑』2000年版,『中国農業発展報告』2001年版
（注）「農産物買付価格指数」は,各種流通業者と関係機関（国有流通部門,集団所有の流通部門,個人経営者,貿易部門,国家機関,社会団体など）が農産物を買い付けるとき,その買付価格の変動状況を表す総合指数（『中国統計年鑑』2000年版, 307頁）。

53元で,前年比４元も安くなった。インディカ種米の価格は同50元前後で，前年比２～３元低下している。東北のジャポニカ種米は同53～55元で４～５元も安くなっている。華北地域，東北地域のトウモロコシも下落し，華北地域では同44元と，前年比３元下落した。東北地域の保護価格によるトウモロコシの買付価格も前年比3.5元低下した（第７表）。穀物のうち，生産量に占める割合が少ない早稲米及び大豆だけは前年比価格が上昇した。

こうした穀物価格の毎年の低下は，主として国内の供給が過剰になっていることによる。この国内の供給過剰は94～96年の穀物買付価格の大幅な引上げとその後実施した保護価格買付が必要以上に農家の穀物生産意欲を刺激したことを示唆している。

ところが，02年の半ばから，中国国内価格と国際穀物価格の指標であるシカゴ市場価格が逆転してしまった。これは,02年,北米や豪州を襲った異常気象によるものである。米中西部ではトウモロコシと大豆の生育期の７～８月に高温・乾燥が続いたほか，カナダも２年連続の広範囲な干ばつに見舞われた。７月から10月上旬まで，シカゴ市場ではトウモロコシ，大豆は約４年ぶりの高値圏，小麦に至っては77年来25年ぶりという高水準を記録した。

Yellow Corn No.2を例に取ってみると，シカゴ価格は02年の５月ごろから上昇し，６月になると前年同期比10.3%高まった。８～10月上旬まではトン当たり114-115ドルの高値をつけていた。この関係で，02年６月に中国南部の港でのトウモロコシ輸入価格（税込みCIF）はトン当たり1,151元で，同じ港での中国産トウモロコシの価格1,120-1,140元に比べ10-30元高く(注7)，輸入のメリットがなくなった。８～10月になると，中国の輸入価格（同前）がトン当たり約1,320元になり,同時期同港での中国産価格（約1,150元）より約150元も高いため(注8),トウモロコシの輸入が完全に止まってしまった。

逆に，中国は国際相場の高止まりを利用

第7表　2002年穀物主産地の生産者価格

（単位　元／50kg）

	生産者価格	前年比（元）
一般の小麦	51	△2.0
良質専用の小麦	53	△4.0
中・晩稲インディカ種米	50	△2.0
ジャポニカ種米	53～55	△4.0
華北地域のトウモロコシ	44	△3.0

資料　「中国食糧在庫保持充足」（「経済日報」2003/1/22）

して，韓国や東南アジア向けにトウモロコシの輸出を増やした。輸出を振興するために，輸出補助金の撤廃（WTO加盟条件の一つ）の代わりに鉄道輸送建設基金（輸送費用の一種）と輸出増値税（付加価値税）の減免という奨励措置を実施した。(注9)

このように，国際相場が高騰しているにもかかわらず，中国国内価格が依然として下落していることは，中国国内価格がまだ国際価格に連動していないことを表している。

b．GMO措置によって大豆輸入の急増に歯止め

穀物等土地集約型農産物の輸入増によって，農家への打撃が甚大だという加盟前の予測は，中国政府に強い危機感を与えている。現実に中国の大豆は96年に関税化を実施して以降，その輸入が00年まで倍倍ゲームで増えてきた。01年に1,394万トンと世界２番目の輸入国である日本（483万トン）の約３倍を輸入した。こうした急速な大豆の輸入が中国の大豆生産農家に大きな打撃をもたらしている。この打撃をなるべく緩和したいと中国側は当然考えていると思われる。

そこで，中国は一つの措置として，02年３月20日からGMO大豆の輸入手続を強化する方針を01年６月に出した。これは，EUや日本が行っている遺伝子組換え（GMO）作物の安全性視点からの輸入規制措置を参考にしたといわれている。このため，02年春先から６月まで大豆の輸入がほとんど中断されていた。これは，米中間の通商問題になり，結局，02年２月の米中の首脳間交渉を経て，３月20日に実施が予定されていた輸入手続の強化の実施は，02年12月20日までに延期する措置が出された。その結果，７月以降大豆の輸入が急増した。にもかかわらず，３か月ぐらいの輸入空白があったため，１～９月期の大豆全輸入量は761万トンと前年同期比31.8%の減少となった。ちなみに，GMO大豆輸入の手続強化の措置は03年９月20日まで延期すると中国側は02年10月に公表した(注10)。これは03年９月まで大豆の輸入はこれまで通りに行えることを意味する。

いずれにせよ，急増する大豆の輸入の勢いは昨年の中国のGMO作物の輸入手続強化の関係で一時歯止めがかけられたといえ，国内の供給が需要を満たしていないため，大豆の輸入が減った分，大豆油など植物油の輸入が02年に急増した。今後も，大豆と大豆油の輸入は代替関係にあるが，両者を比べると，大豆油より大豆の輸入を保ったほうが中国にとっては有利になると思われる。なぜなら，国内の搾油産業を振興し，畜産に欠かせない大豆ミールの供給も保障できるためである。

c．冷凍ホウレンソウ問題を契機に輸出が伸び悩み

02年に，中国産冷凍ホウレンソウの残留農薬問題は日中間の農産物貿易の最大の問題となった。この問題が浮上した5月ごろから対日輸出は減り始め，８月に入ると対日輸出件数は激減した。

また，01年6月から02年４月までの間，日

本は家禽病の理由で中国からの冷凍鶏肉（加工品はOK）の輸入を４回も停止した。これを受けて，01年と02年１～９月期の対日鶏肉輸出が大幅に減少した。同時に，中国のEU向けの鶏肉輸出もEUの検疫基準の強化及び禁輸措置により激減した（BSEが欧州で発生したことから中国は疫病区の国からの乳製品輸入を禁止したが，その報復として，欧州は中国からの鶏肉の輸入をストップした）。

日本は02年７月に食品衛生法を改正し，違反が相次いだ場合，その国からの特定の食品の輸入を包括的に禁止する権限を新たに加え，９月７日に実施した。

日本やEUなど先進諸国の検疫体制の強化は中国の競争力の強い労働集約型農産物の輸出が加盟前の予測通りに増えなかった主な要因といわれる。輸入側の残留基準値の設定などに対して輸出国側からは科学的根拠があるかどうかの議論もあり，検疫費用の大幅上昇などを含めて非貿易障壁だと批判する声もある。

しかし，これとは関係なく，低価格より薬物残留や遺伝子組換えなど食品安全性に対する世界各国の消費者の意識が高まっているのは事実であり，それは中国国内も同様である。いずれにしても，いかに品質を高めるかということは中国の労働集約型農産物の輸出拡大を左右する重要な課題である。

（注6） 拙稿「中国の対米輸入拡大で強まる対日輸出拡大の圧力―日・米・中農産物貿易関係―」（『農林金融』2002年12月号）を参照。

（注7） 「2002年上期わが国トウモロコシ相場と展望」中国農業部農村経済研究センター，新華ネット2002/8/15

（注8） 「未来国内トウモロコシの貿易情勢分析」中国農網，2002/10/10

（注9） （注8）に同じ

（注10） 北京青年報，2002/10/13

（3） 中長期的に予想される土地集約型農産物の輸入増加

中国の02年の穀物輸入減と輸出増の動きは天候異常などによる一時的なものだといえよう。中長期的には，人口がさらに増加すること，耕地と水資源が不足していることなどにより，穀物等土地集約型農産物の輸入をある程度増やして畜産業や野菜及びこれらの加工品等，労働集約型農産物と付加価値の高い農産物加工品の輸出を増やしたほうが中国にとってメリットが大きい。

もちろん，穀物の輸入増が中長期的には必要であるものの，直接消費する穀物の絶対的な部分は国内の供給に基礎を置くことが必要であり，これはまさに人口大国である中国の宿命である。中国は16億人の人口ピークを迎えるとき，穀物の需要は６億トンになると予測されるが，こうした巨大な穀物の需要は世界のどこの国からも調達することができないためである。

３．市場化志向を強める農業構造調整

（1） 農業構造調整の背景

冒頭で述べたように，WTO加盟の前から，中国が加盟することによって競争力の弱い穀物等農産物の輸入が拡大し，これ

は，国内穀物の販売難と価格の低下をもたらし，中国農業及び農家は強い調整の圧力を被ることが予測されていた。

実際に中国農業は1978年の改革以来，基本的に市場機能を活用する方向で構造調整の道をたどってきた。そして，99～00年からこうした調整はいっそう強化されるようになった。これはWTO加盟を睨んでの措置ともいえるものの，加盟しなくても中国は国内要因によって調整を進めざるを得なくなった。この国内要因は主として，穀物の国内生産が量的に過剰となる一方，良質の穀物の供給が不足していること，穀物生産の収益性が急速に低下したこと，保護価格による穀物買付が重い財政負担を強いていることなどである。

99～00年からの構造調整のきっかけは政府の農産物価格支持政策（保護価格での買付）の転換である。中国は99年から政府の穀物買付価格を引下げ，また00年から低品質の早稲米や東北と華北地域の春小麦，揚子江以南のトウモロコシと小麦を保護価格での買い付け対象から外した。この政策転換の主な目的は，穀物などのうち過剰になっている低品質産品の生産を減らし，高品質産品への転換を促進すると同時に，将来的な需要の伸びが期待される商品作物や，畜産物及び付加価値の高い加工品などの生産を増やすこと，適地適作という方針の下での産地集中を進めることである。さらに02年に，農業部は良質専用食糧生産，畜産，園芸，農産物加工，漁業，農地開墾の６大産業行動計画を策定し，農業分野の競争力向上へ向けて取組みを強化するようになった。

（2） 比較優位に基づく生産構造の調整

ここではこの約20年間の農業生産分野の変化をデータでみてみる。

まず，第一次産業（農・林・畜・漁業）の構造は労働集約的なものへ，付加価値の高いものへという方向で急速に調整されてきた。第一次産業の生産額に占める農業のウェイトは78年に80%と絶対的な地位を占めていたが，01年に55.2%と24.8ポイントも低下した。その代わりに，畜産業は同15%から30.4%へと倍増した。漁業も1.6%から10.8%へと約6倍も増えた（第４図）。伝染病による家畜の死亡率の引下げと畜産品の輸出を振興するために，02年に農業部は，遼東半島，山東半島，吉林松遼平原，四川，重慶，海南島の6か所に指定動物伝染病のない地区を建設する行動計画を実施することにした。

第４図　中国農林漁畜産業生産額の構成比

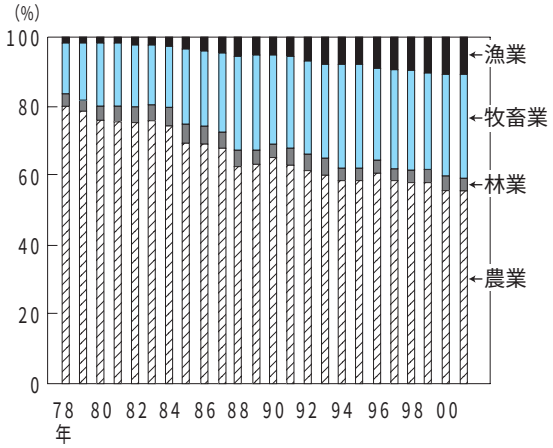

資料　第１図に同じ

第8表　農産物作付面積の割合

（単位　%）

	作付総面積	食糧	野菜	綿花	油料作物	果物
1978年	100.0	80.3	2.2	3.2	4.1	1.1
80	100.0	80.1	2.2	3.4	5.4	1.2
85	100.0	75.8	3.3	3.6	8.2	1.9
90	100.0	76.5	4.3	3.8	7.3	3.5
95	100.0	73.4	6.3	3.6	8.7	5.4
00	100.0	69.4	9.7	2.6	9.9	5.7
01	100.0	68.1	10.5	3.1	9.4	5.8

資料　『中国統計年鑑』,『中国農業発展報告』各年版より作成
（注）　食糧作付面積には豆類と芋類が含まれている。

次に，農業内部の構造も同様に労働集約的なものへ，付加価値の高いものへと変化している。穀物の作付面積は78年に80.3%を占めていたが，01年に68.1%へと12.2ポイント低下した。02年にさらに約1.5%の作付面積の減少となった。その代わりに，野菜の作付面積は2.2%から10.5%へと約５倍，果物も1.1%から5.8%へと約５倍，油料作物は4.1%から9.4%へと倍以上拡大した（第８表）。

さらに，量より質への転換である。90年代まで中国は穀物が量的に絶対的に不足していたため，ひたすら穀物の量の増産を求めてきた。90年代に入ると，穀物は量的には需要を満たせるようになったが，所得の上昇による良質穀物への需要の高まり，また加工業の発展に特定原材料の穀物への需要の高まりには対応できていない。結局，低品質の穀物が売れない一方，高品質の穀物は輸入に頼っている。そこで，中国は近年特定の良質穀物の生産が奨励されるようになった。

02年に，特定の良質小麦の作付面積は総面積の31%を占める726万ha余りにのぼり，加工用小麦の長年にわたる輸入依存傾向がある程度改善された。また，油分とタンパク質の高いトウモロコシの作付面積が520万haに，優良ナタネの作付面積がナタネ総面積の56%に相当する400万haに達し[注11]，良質早稲の作付面積は稲の作付総面積の58.1%にあたる1,675万haになった[注12]。

また，02年に東北では約67万haの高油分，高収穫大豆モデル栽培地区が建設された。ここでは，10ａ当たりの収量が261.75kgと米国の水準に相当するまでに向上し，10ａ当たりの純収益が56.25元増えた[注13]。

（注11）「中国の農業構造調整が加速，農民の収入が大幅に増加」（北京12月9日発新華社＝中国通信）

（注12）「中国2002：積極応対国際化挑戦的中国農業」（中国中央テレビ局，2003/1/5）

（注13）「中国の農業構造調整が加速，農民の収入が大幅に増加」（北京12月9日発新華社＝中国通信）

（3）　産地集中化と農産物加工地帯の形成

中国の主要農産物の生産は適地適作の方針の下で，比較優位性を備えた生産地に集中されつつある。中国は，01年後半から穀物の流通制度改革に入り，まず消費地での穀物の買付，販売などを自由化した。これ

は，96年からの省内穀物のバランスを目指す穀物の「省長責任制」が完全に転換されることを示唆する。各地は資源配分における市場の役割を生かし，現地の条件に合わせて各地の主導産業を確定するようになった。その結果，ほとんどの農産物の地域自給自足という長年の間に形成されてきた農業生産構造が変化し，産地の集中化，専門化分業の傾向が一層明確になった。特色や優位性を備えた作物帯や産業帯も徐々に形成されている。

まず，穀物作物及び商品作物を含む中国の農業（耕種業）が中部地域(注14)に集中する傾向がはっきりと現れている。中国農業部が98～02年までに２万戸以上の農家に対して継続的に行っている調査も同様の傾向を示している。この2万戸以上の農家は全国31の省・自治区・直轄市の農村にある固定観察用の340村に散在している。その調査によると，99～02年の４年間，中部地域の農業生産は小麦の生産シェアが５ポイント低下した以外，ほかは全部そのシェアを大幅に伸ばしている。そのうち，中部地域のコメ，トウモロコシ，大豆の作付面積の全国でのシェアは，45%，51%，79%と98年よりそれぞれ４ポイント上昇した。油料の作付面積のシェアは同57%と７ポイント上昇し，砂糖原料の作付面積のシェアは同40%と17ポイント，野菜の作付面積のシェアは同76%と55ポイントも増加した(注15)。

次に，産地をみると，長江流域はコメと菜種の産地へ，河北大平野は小麦の産地へ，東北はトウモロコシと大豆の産地へと集中度が高まっている。01年に，長江流域のコメ生産面積は全国の65.7%，黄河・淮河・海河平野地帯の小麦作付面積は全国の60%，東北地域と河北省，河南省，山東省のトウモロコシ作付面積は全国の55%を占めるようになっている(注16)。

さらに，産地の集中化にあわせて，農産物加工業を振興するために，中国農業部は02年８月に，「農産品加工業発展行動計画」を公表し，９大農産物加工地帯の形成に政府が後押しすることを明らかにした(注17)。この政策が定められた背景には，中国の農産品加工業の発展を制約している主な要因は良質の原料を大量に安定的に確保することが難しいためであるという認識がある。

この９大農産物加工地帯は以下のとおりである。①東北・内モンゴル東部のトウモロコシと大豆産業地帯，②黄河・淮河・海河地域の良質小麦産業地帯，③長江流域の良質菜種産業地帯，④中原地域の牛肉と羊肉産業地帯，⑤東北・華北・西北地域の乳業地帯，⑥環渤海地域と西北黄土高原のリンゴ産業地帯，⑦中南・西南地域の柑橘産業地帯，⑧沿海及び重要な湖・河川流域の良質水産地帯，⑨茶の主産地での良質茶葉産業地帯である。つまり，専門化，基準化，良質化の９大良質農産物原料基地の形成を通して，中国農業の競争力を高めていくねらいがある。

（注14） 中部地域は，山西省，内モンゴル，吉林省，黒龍江省，安徽省，江西省，湖南省，湖北省，河南省を指す。

（注15）「全国農村固定観察点農戸調査実証分析」関鋭捷，経済日報，2003/1/14

（注16）「農業構造調整成効初現」中国農墾情報ネット，2002/9/27
（注17） 人民日報2002/8/19

４．中国農村の第二の大きな制度変革である税費改革

（1） 税費改革を行う背景

80年代以来，中国農業分野で行った最大の制度変革は，安徽省が率先して行った農村の土地改革である。その結果，約20年間続いた人民公社が80年代の初めに崩壊し，日本の個人農に近い「家庭請負責任制」が導入された。これは，農業生産の飛躍的な発展をもたらし，食糧不足という中国の世紀的難題をほぼ解決した。

その約20年後に，中国農村では第二の大きな制度変革が起ころうとしている。それが，いわば「農村税費改革」である。この改革のテストは土地改革と同様に安徽省で2000年に先行して行い，02年に全国20の省，市に広がり，03年にさらに全国規模で行う旨，昨年11月の中国共産党第16回全国代表大会で決められた。

税費改革の背景には農家の所得が伸び悩み，農民と都市住民の所得格差が深刻なほど拡大していることがある。これは，農業分野だけではなく，中国の経済，政治，社会全般を悩ます大きな問題になっている。

中国統計年鑑の統計によって計算すると，都市住民と農家の所得格差は90年の2.2倍から01年にはほぼ３倍にまで拡大してきた（第５図）。さらに，中国統計局の調査によれば，農家は都市住民が負担していないさまざまな税金，費用を負担していること，農村では都市部ほどのインフラや社会福祉が充実していないことなどを考慮すれば，両者の格差は既に６倍になっているという。また，農家間にも近年，所得格差が同様に拡大している。ある調査によると，低所得農家層のうち，収入が前年比マイナスに転じた農家戸数は95年に農家全体の１％しかなかったが，98年に収入の伸びがゼロかマイナスの農家戸数は16％になり，99年にはさらに45％に達した。これらの農家は主として内陸の中部地域と西部地域に集中している(注18)。

第５図　農家と都市住民の所得格差

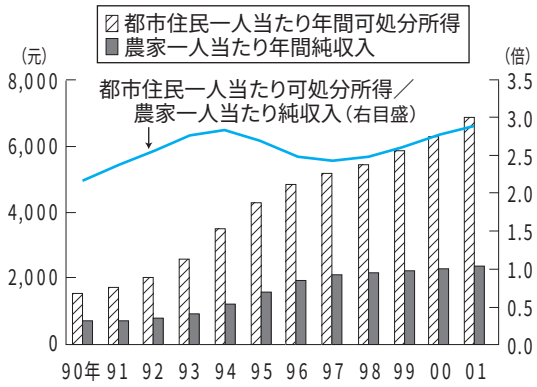

資料　第１図に同じ

農家収入の構造をみると，農業からの収入は00年に既に50％を割ってしまい，出稼ぎの機会があるかどうかが農家収入の増減を決める重要なファクターになっている（第６図）。

こうした農家と都市住民の大きな所得格差をもたらした最大の要因は大量な余剰労働力を農業分野に抱えていることである。GDPに占める農業の割合が既に15％に下

第6図　農家一人当たり純収入の構成

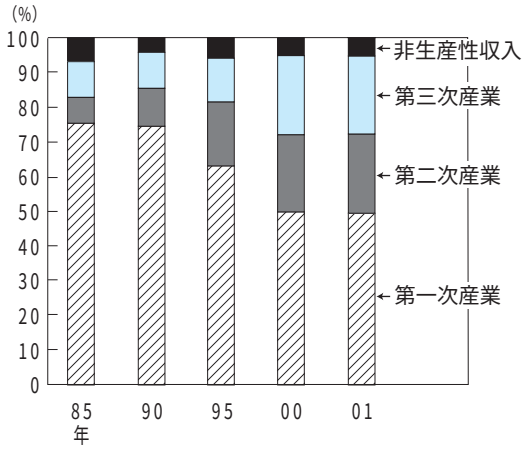

資料　『中国統計年鑑』2002年版
（注）　①第二次と第三次産業からの収入は兼業及び出稼ぎの収入である。②非生産性収入は贈与などの移転性及び財産性収入からなる。

がったにもかかわらず，農業労働力が依然として総労働力の45%を占めている現状では，農業の労働生産性が低く，農業から得る収入が少ないはずである。言い換えれば，中国の経済構造が第一次産業から第二次産業，第三次産業へと高度化しているにもかかわらず，戸籍制度によって農村から都市への就職と移住の自由が制限されてきたため，農業労働力の農外移出が大幅に遅れているのである。

（注18） 特集「農民増収路為何越走越難」（『瞭望』週刊，p17，2003/1/20）

（2）　農家に課す税金と費用の負担

さらに，この戸籍制度による大量な農村余剰労働力の発生という要因以外に，近年，農家に課す税金，費用の負担が都市住民に比べてかなり重いことが農家の貧困化と両者の格差拡大をもたらした重要な要因となっている。

農民に課される税金には，農業税，農業特産税，耕地占有税，屠殺税，契約税がある。

農業税は，穀物・植物の生産額に対して課税するもので，実行税率は３%である。農業特産税は穀物以外の野菜や花卉などの生産額に個別の税率をもってかけられるものであるが，品目別に税率を単純平均すると14.5%となる。

税金以外に地方政府が徴収することができる費用として「五統三提」がある。「五統」とは，郷鎮政府が徴収する教育費，道路建設費，計画出産管理費など５種類の費用を指す。「三提」とは，村民委員会が徴収する公的積立金，公益金，行政管理費を指す。村民委員会が行う各種行政サービス（集団所有の土地・財産の管理，保健・環境衛生事業，計画出産の管理，治安維持，橋梁・道路の整備など）のための費用である。

これらの費用徴収の際限ない増加を防ぐため，国務院は91年，「農民の負担費用，労務管理条例」を出し，「五統三提」が前年の農民純収入の５%を超えてはならないこととされたが，実際には５%を上回っている地域も多い。

また，農家が防波堤建設，灌漑維持，道路・学校建設等のために無償で年間約30日の労働を提供しており，これは「義務工」（義務労働）と呼ばれている。

さらに，郷鎮政府や村民委員会は，認められているこの「五統三提」以外に，道路費用や，電力費用，学校建設費用，住宅建設管理費など様々な費用を農民から徴収している。これらは「乱収費」（制度外費用）

と呼ばれ,「五統三提」に上限がはめられて以降，急速に増加しているとされている。

中国は94年に分税制が実施されて以降，農業税と農業特産税は地方税となったため，地方政府の徴税意欲が一気に高まった。00年に農業各税の税収は分税制の実施される前の93年対比で3.7倍へと，同期間の国家税収全体の伸び（3.0倍）を上回っている。

農家が以上のさまざまな公的徴収によりどれだけの費用負担を強いられているかを正確に把握するのは難しい。しかし，多くの研究の結果によると，農家に課す各種負担は，農家収入の少なくとも10%以上になるといわれている。また，地域によってその負担がさらに重い[(注19)]。蘇州大学のあるランダム調査では，農家が毎年納めていた費用は平均して農家純収入の30～50%になり，そのうち制度外の「乱収費」は20～40%も占めている（蘇州大学法学院行政法プロジェクト，97年）。

00年の農家負担に対する農業部の統計でも，農家の負担がその一人当たり純収入に占める割合が8.9%になり，前年より3.3%上昇した（農家の総負担が1,779億元，一人当たり約200元[(注20)]）。小麦主産地の河南省のある県の農家所得税税率が企業の所得税の計算方法で計算すると19%も高いことが分かる[(注21)]。

（注19）「農村税費体制改革試点情況与存在問題」趙陽，2001/10/11（国務院発展研究センターホームページ）

（注20）（注19）に同じ

（注21） 特集「農民増収路為何越走越難」（『瞭望』週刊，p17，2003/1/20）

（3） 行政サービス負担と財政制度の不公平さ

上述した農家からのさまざまな公的徴収は，義務教育，インフラ建設と末端行政政府の運営資金の費用である。これらは近代化社会を構築するものであり，中央政府と社会全体が負担すべきものである。では，なぜこれらの重い負担が農家一身に強いられているのか。これは，主として中国の中央と地方（都市と農村）の行政制度と財政制度のアンバランスと不公平さによる。農村地域を管轄する行政府は県と郷鎮政府である。県と郷鎮政府はさまざまな行政サービスを担っているが，その行政コストを賄う財源を中央政府が保障していないためである。

県と郷鎮政府が担っているさまざまな行政サービスのうち負担が最も重いのは，義務教育の実施である。中央政府の強力な指導により，９年間の義務教育普及率は，00年末には85%と95年に比べて49ポイントも上昇した。義務教育の普及に伴い教育費の支出も当然増大している。しかし，この義務教育の費用について，県以下の政府はその約８割を負担している。全国で義務教育を受ける人数は1.9億人であるが，そのうちの７割は農村にいるためである。01年に農村の義務教育費用のうち，郷鎮政府は78%，県政府は約９%，省政府は11%，中央政府はわずか２%という割合で負担している。そのうち県財政の負担分は実際に郷鎮政府からの上納金であることを考えると，農村義務教育の８割が郷鎮政府の負担，いわば農家の負担となっている。

この義務教育以外にも，郷鎮政府には，「一人っ子政策」の実施，国有食糧企業による食糧買付けの管理などが中央政府によって義務づけられている。

こうして，中央政府が県と郷鎮政府に対して様々な行政サービスを義務づけているため，それに伴って県と郷鎮政府の公務員の数も全国公務員の71%も占めるようになった。しかし，中央政府はそのコストを郷鎮政府が賄うための財源措置をほとんど講じてこなかった。全国公務員の71%を占める県と郷鎮政府の財政収入は全国財政収入の21%しかない。そこで，その財源補填のために郷鎮政府は様々な名目をつけて農民からの費用徴収を増やさざるを得なくなったのである。

特に，94年の分税制実施以降，状況が悪化した。94年の分税制によって，税収に占める中央政府の取り分が増加してきた。省級政府は，中央政府にとられた税収取り分を少しでも取り戻すために，省以下の地方政府の税収取り分を取り上げた。結局，力関係から県以下の政府財政収入が減少することとなった。県以下政府は，税収取り分の減少に伴う財源不足を補うために，農民への費用徴収を増やしてきた。

つまり，工業化で蓄積してきた富，税収は総人口の約３割の都市部（政府）に集中しているが，財源が乏しい農村部（政府）は約７割の人口への公的サービスを負担せざるをえない状況になっている。

（4） 動き出した税費改革

こうした農村の地方政府と農家の負担を軽減するために，中国は00年にまず安徽省で税金と費用の負担制度を改革するテストを実施するようになった。安徽省での改革の中身は，３つの廃止（郷政府の費用徴収である「五統」の廃止，教育関連費用・積立金徴収の廃止，屠殺税徴収の廃止），１つの漸進的廃止（３年間で義務労働を廃止），２つの調整（農業税の実生産量に対する税率を３％程度（99年）から７％以内まで引上げ。農業特産税を個別品目ごとに調整），１つの改革（村民委員会の経費徴収（「三提」）は，農業税の２割以内で，農業税に付加するかたちで認める）からなる。

この税費改革は中央財政の移転支出の不足などにより01年にいったんストップしたが，02年に中央政府はその移転支出を増やして，全国20の省と市で実験を再開した。実験地域の農業人口は農業総人口の４分の３に及ぶ6.2億人に達している。昨年10月の段階では，実験地域の負担が平均して約３割減となっており，農家からの各種徴収は約300億元少なくなった(注22)。

安徽省を含むこれらのテストでは，農家の負担は確かにある程度軽減できた。しかし一方，その分，郷鎮政府や村民委員会の徴収が減ることになった。それに対する中央政府からの交付金が増加しているものの，依然として不足している状態である。この改革を推進していくには，少なくとも公的負担の更なる公平化と行政の一層の改革に伴う行政コストの引下げが求められる。

公的負担の公平化に関しては，義務教育や産児制限など全国的な民生政策に対して，中央財政による移転支出のさらなる増加が必要であると同時に，この財政移転支出制度を法律で決める必要がある。末端行政の一層の改革に伴う行政コストの引下げについては，郷鎮政府の統廃合と行政サービスの統廃合による郷鎮政府の効率化が欠かせない。膨大な数の郷鎮政府と公務員を大幅にスリム化することが必要である。

（注22）「我国農村税費改革試点工作取得突破性進展」新華社ネット，2002/10/26

おわりに

WTO加盟１年目の中国農産物貿易は天候異常による海外農産物価格の高騰及び食品検疫基準の強化などにより，加盟する前の予測と異なった展開をしている。天候異常は一時的なものであるが，輸入側の検疫体制の強化に対応するには時間とコストがかかる。つまり，中国の土地集約型農産物の輸入は今後増える可能性があるが，労働集約型農産物の輸出拡大にはさまざまな制度の整備に向けた努力が求められる。

一方，加盟することによる中国国内農産物価格上昇の抑制，国際価格への収斂という加盟前の予測はそのまま成立する。2002年に中国国内の大部分の農産物はその生産者価格，卸売価格及び小売価格が前年比マイナスである。これは，零細規模にある中国農家の農業による所得を一層低下させている。

しかし，こうした価格要因より，現実に農業と農家に課されている高い税金と費用の負担のほうが農家の所得上昇を強く圧迫している。農家の所得低下は農家の購買力不足をもたらし，この購買力不足はいままさに中国経済発展の足かせである。また，農家と都市住民の所得格差と公的負担の不公平さがこれ以上拡大したら，社会不安につながりかねない。

さらに，中国が農業と農家に高い税金と費用の負担をかけているとき，先進諸国は農業へ多額の助成金を出している。これは，中国の農産物の生産コストを相対的に押し上げ，中国農業を「高価農業」にさせているだけではなく，実質的に中国の農産物の国際競争力を弱め，海外農産物の輸入増と中国農産物の輸出競争力の低下を助長しているのである。

したがって，WTO加盟の衝撃がこうした中国社会制度の不公平さと矛盾を浮き彫りにし，社会の緊張関係を強めることになれば，かえってその改革の速度も速まるであろう。この意味ではWTO加盟の衝撃は中国農家にとってはむしろ歓迎すべきことである。今後，中国社会の安定，持続的発展及び農業の競争力の向上には，農業の構造調整の進展がまず欠かせないが，それだけではなく，都市部の所得上昇がやや遅くなる代価を払っても，80年代の土地改革に次ぐ２番目に大きな制度変革である農村税費改革を是非進める必要もあろう。

（副主任研究員　阮　蔚（Ruan Wei）・リャンウェイ）

大都市圏地方団体の財政の現状と展望

―― 分権化の推進と市場規律による財政再建 ――

〔要　　旨〕

１．90年代以降の地方財政悪化の特徴の一つは，大都市圏に属する地方団体（大都市圏の都府県や政令指定都市，以下同じ）の財政悪化が顕著となったことである。大都市圏では，歳入面でウェイトの大きい地方税収が法人関係税収を中心に大きく落ち込む一方で，歳出面では，80年代後半から90年代初めにかけて増発された地方債の償還負担（公債費）の増加や人件費の高止まり傾向などから，歳出削減が十分に進まず財政悪化を招いた。これに対し，地方圏の団体では，歳入のなかで比較的大きなウェイトを占める地方交付税が安定的に増加したことなどから，財政悪化の度合いは大都市圏に比べて小さかった。

２．東京都や大阪府など財政悪化が顕著な地方団体は，98～99年度に財政再建策を策定し以後実施している。その進捗状況は，個別団体によって状況は異なるが，全体としてみれば，現在までのところおおむね計画に沿ったものであり，実質収支赤字は縮小傾向にある。しかし，デフレ経済下，今後の税収の推移等によっては計画の見直しを迫られる可能性もある。

３．都道府県は，警察や産業振興といった広域的見地から行う事務が中心であり，市町村は，消防や社会福祉，保健・衛生関連事務など住民の生活にかかわりの深い事務が中心である。このうち，政令指定都市では，市町村に配分されている事務に加え，都市計画や社会福祉，保健・衛生関連等の分野で都道府県が行う事務が取扱い可能となっている。こうした事務配分や人口集積地域としての特徴から，大都市圏の都府県の歳出は，都道府県全体に比べて，警察費や教育費のシェアが高い一方で，土木費や産業振興関連経費（農林水産業費や商工費など）のシェアが低い。大都市圏の政令指定都市の歳出は，市町村全体に比べて，民生費や扶助費などの社会福祉関連費や下水道や住宅，公営交通などの事業（地方公営企業）にかかる繰出金や貸付金などのシェアが高いといった特徴がある。

４．大都市圏の地方団体の財政悪化を70年代と比べると，デフレ経済の下で地方税収が低迷を続け，歳出削減がこれに追いつかないといった傾向がみられる。今回落ち込みが大きかった法人関係税収（特に法人事業税）については，税収の安定化を図るためにも外形標準課税の早期定着化が望まれる。一方，歳出面では，地方税収低迷などの歳入面の変化に伸縮的に対応するため，歳出の硬直性を打破し，組織や制度を柔構造化していくことが必要である。公共サービス分野でのＮＰＯの多面的活用などのほか，水道や交通などの地方公営企業や地方公社等が行う事業では，その事業の必要性や将来性などを踏まえて，事業の在り方を不断に見直ししていくことが求められよう。

５．大都市圏の地方団体の財政再建には，財政収支を自動的に均衡化させる仕組みを制度化していくことが望ましい。そのための方策としては，個別事業に対する政策評価実施の制度化，受益と負担の対応関係を明確化するための地方分権の一層の推進と税源移譲などの地方税財政制度の改革，地方債市場におけるチェック機能の活用などが重要と思われる。

目　次

はじめに
１．大都市圏地方団体の財政の現状
（1）　90年代に悪化した大都市圏地方団体の財政
（2）　財政再建策の策定とその進捗状況
２．大都市圏の地方団体の機能と財政の特徴
（1）　地方団体の事務権限と歳出面の特徴
（2）　地方団体間の地域差が財政に与える影響
３．大都市圏地方団体の財政再建の方向
（1）　70年代後半の地方財政悪化と今回の違い
（2）　デフレ経済下の財政再建の方向

はじめに

1990年代になって，国の財政とともに地方公共団体（以下「地方団体」という）の財政が悪化したが，90年代以降の地方団体の財政（以下「地方財政」という）悪化の特徴として，大都市圏の地方団体の財政悪化が際立っていたことがあげられる。98年に東京都や神奈川県，愛知県，大阪府など三大都市圏の中心的な都府県が相次いで財政危機宣言を出すにおよんで，この点が浮き彫りになった。

これらの地方団体では，98～99年度にかけて財政再建計画が策定され，以後実施されているが，その進捗状況はこれまでのところおおむね計画に近い形で推移している。しかし，デフレ経済下，今後の税収の動向等によっては，再建計画の見直しを迫られる可能性もある。

本稿は，大都市圏の地方団体の財政について，90年代以降の財政悪化と財政再建計画策定後の進捗状況を分析するとともに，現行の行政事務配分や人口集積地域であることなどに起因する財政上の特徴を踏まえて，今後の財政再建の方向を考察したものである。

１．大都市圏地方団体の財政の現状

（1）　90年代に悪化した大都市圏地方団体の財政

はじめに述べたように，90年代以降の地方財政悪化の特徴の一つは，大都市圏に属する地方団体（大都市圏の都府県や政令指定都市，以下同じ）の財政悪化が顕著となったことである。

地方財政の指標として使われる実質収支比率や経常収支比率[(注1)]を地方団体別にみると，実質収支比率は，90年代に各地方団体とも低下傾向にあったが，都道府県が98年度にマイナス（実質収支が赤字）となり，大都市[(注2)]も90年代後半にはゼロ近くまで低下したのに対し，大都市以外の都市や町村は90年代後半以降も３～５％程度の水準を維持している（第１図）。経常収支比率は，80年代後半に低下した後，90年代に上昇したが，90年代の上昇幅は，都道府県と大都市

第1図　地方団体別実質収支比率の推移

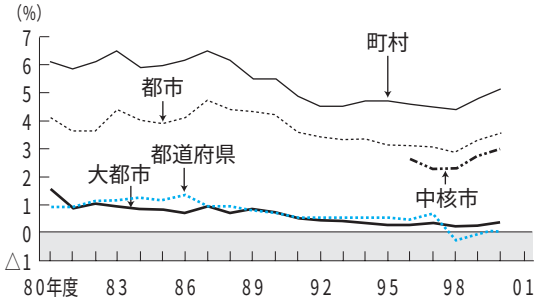

資料　総務省編『地方財政白書』資料編（統計）
（注）　実質収支比率＝実質収支／標準財政規模

が大きく，大都市以外の都市や町村はこれらの団体に比べると小幅にとどまっている。(注3)

これら以外の指標も含めて地方団体の財政を総合的に勘案すると，90年代の地方財政悪化は，基礎的自治体である市町村よりは広域的自治体である都道府県の悪化が顕著であり，基礎的自治体では町村よりは都市が，都市のなかでは中小都市よりは大都市の悪化が際立っている。また，都道府県を大都市圏の都道府県（三大都市圏に属する東京，神奈川，千葉，埼玉，愛知，京都，大阪，兵庫の8都府県(注4)，以下同じ）と大都市圏以外の都道府県（上記８都府県以外の39道県）に分けて考えると，後でも述べるように，実質収支は前者の８都府県が98年度 に大幅赤字に転落し，その後も赤字を続けているのに対し，後者の39道県は90年代以降も黒字がほぼ横ばい傾向で推移しており，都道府県の財政悪化には大都市圏の８都府県の財政悪化が大きく影響していることがわかる（第２図〈90年代〉）。

大都市圏では人口や企業が集積し経済活動も活発であり，大都市圏の地方団体は本来財政的に豊かなはずである。豊かなはずの地方団体の財政がなぜ財政危機宣言を出すまでに悪化したのだろうか。以下では，前記の８都府県と，この８都府県に所在する７政令指定都市（横浜市，川崎市，千葉市，名古屋市，京都市，大阪市，神戸市の７市，以下同じ）と特別区（東京23区）の財政の分析を通じてその原因を整理する。

第2図　大都市圏（8都府県）とその他地域（39道県）の都道府県の歳入,歳出,実質収支

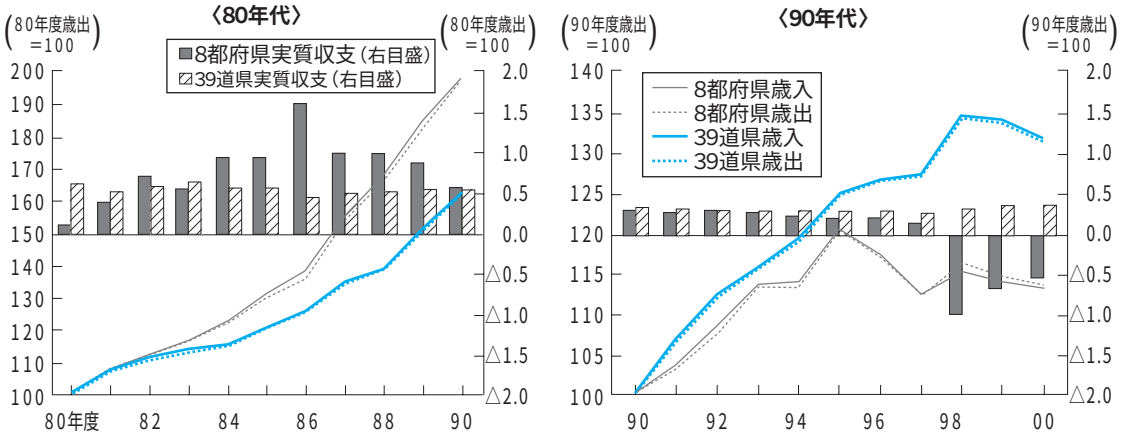

資料　地方財務協会「地方財政統計年報」
（注）1.　歳入は歳入総額から翌年度への繰越財源を控除したもの，実質収支（右目盛）は歳入－歳出。
　　2.　80年代は80年度の歳出を100とする指数，90年代は90年度の歳出を100とする指数。

第３図　三大都市圏の８都府県の歳入の推移

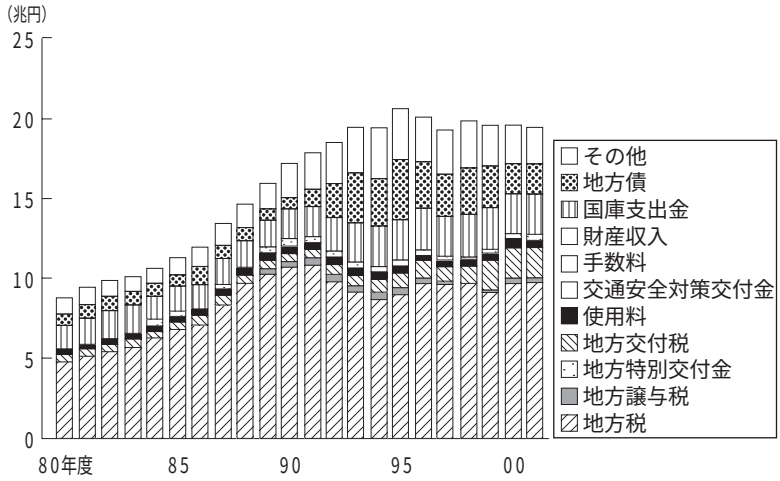

資料　地方財務協会「地方財政統計年報」,各団体資料

なかったためであり，歳入の伸びの鈍化は，92年度以降地方税収が大きく落ち込んだことによる（第３図）。地方債収入も90年代後半に減少しているが，これは歳出面での公共事業の削減に見合うもので，収支的にはあまり影響はない。

地方税収の落ち込みは，長引く景気の低迷や景気対策としての減税政策の影響で，事業税なかでも法人事業税が大きく減少するとともに，個人や法人の都道府県民税が伸び悩み，都道府県民税（利子割）も金利低下による預貯金利子の減少で低下したことなどによるものである。地方消費税が97年度に導入されたが，これらを埋め合わせるには至っていない。

一方，歳出面では，第４図のように，公共事業が80年代後半から90年代前半にかけて大きく増加[(注6)]し，その資金調達のために発

ａ．大都市圏の都府県の財政悪化の要因

第２図は，大都市圏の８都府県とその他地域の39道県の歳入（歳入総額から翌年度への繰越財源を控除したもの[(注5)]）と歳出，実質収支の推移を80年代と90年代に分けてみたものである。80年代では，80年代半ばごろから大都市圏の８都府県の歳入の伸びが高くなり，歳出がこれに続いて，39道県の歳入歳出との格差が広がった。実質収支も，８都府県の方が39道県より黒字幅が大きかった（第２図〈80年代〉）。しかし，90年代になると，８都府県は歳入歳出ともに伸びが低下し，96年度以降は減少に転じたのに対し，39道県は歳入歳出とも増加傾向が続いた。８都府県では98年度以降歳入が歳出を下回り，実質収支が赤字に転落した（第２図〈90年代〉）。

８都府県の実質収支が90年代に悪化したのは，歳入の伸びの鈍化に対して歳出抑制がこれに追いつか

第４図　三大都市圏の８都府県の歳出の推移

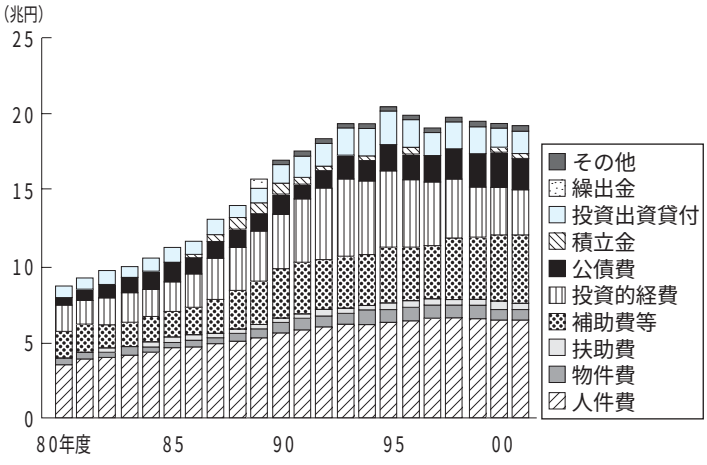

資料　第３図に同じ

第５図　地方公営企業（法適用）の事業別経常損益と他会計繰入金

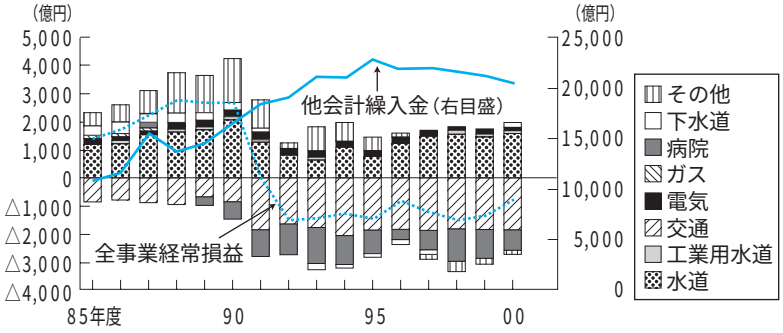

資料　総務省『地方財政白書』（資料編統計）
（注）1.　他会計繰入金は普通会計等からの繰入金
2.　地方公営企業法適用企業のみ

行された地方債残高が積み上がった。公共事業費は90年代半ば以降減少に転じたものの，発行された地方債の元利償還金である公債費が増えて公共事業費減少分を相殺している。このほか，補助費等が増加しており，人件費や物件費も横ばい傾向である。補助費等は各種交付金（地方消費税交付金や特別区財政調整交付金など）のほか，地方公営企業[(注7)]への補助・負担金や各種補助金などであるが，公営交通や公立病院などの地方公営企業の収支が90年代になって悪化傾向にあり，一般会計からの補助・負担金などが増えている（第５図）。また，地方団体が出資する地方公社や第三セクターなどの経営が悪化し，補助費等のほか出資金や貸付金の増加などの形で財政の負担となっているケースもみられる[(注8)]。以上のような状況から，歳出全体の削減があまり進まず，前記のように，８都府県の実質収支は98年度以降赤字に転落した。

これに対して，地方圏に属する39道県では，90年代後半以降も歳入が大都市圏ほど落ち込んでいない（前掲第２図〈90年代〉）。これは法人事業税など法人関係税収のウェイトが大都市圏の8都府県ほど高くないため，地方税収の落ち込みが比較的小さいほか，歳入の２～３割を占める地方交付税が安定的に増加したため[(注9)]である。また，歳出面でも，公共事業費がシェア自体は大きいものの，80年代後半から90年代初めにかけての伸びは大都市圏の地方団体ほど大きくはなく，歳出全体の伸びが歳入の伸びの範囲に抑制され，この結果，実質収支は90年代以降も黒字がほぼ横ばい傾向で推移している（前掲第２図〈90年代〉）。

ｂ．大都市（政令指定都市や特別区）の財政悪化の要因

大都市圏の都府県ほどではないが，大都市圏に所在する政令指定都市や特別区の財政も悪化傾向にある。第６図は三大都市圏

第６図　三大都市圏の７政令指定都市の実質収支

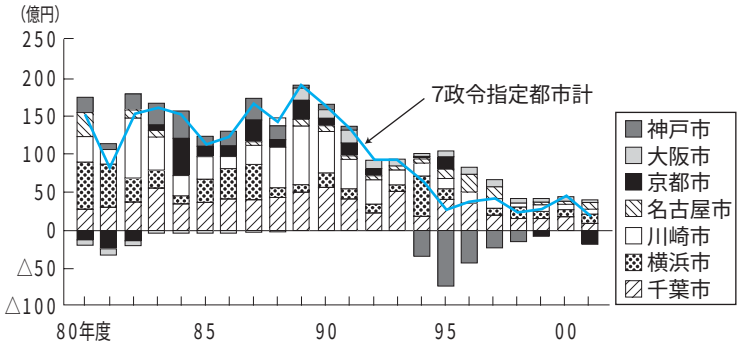

資料　第3図に同じ

第7図　三大都市圏の7政令指定都市の歳入

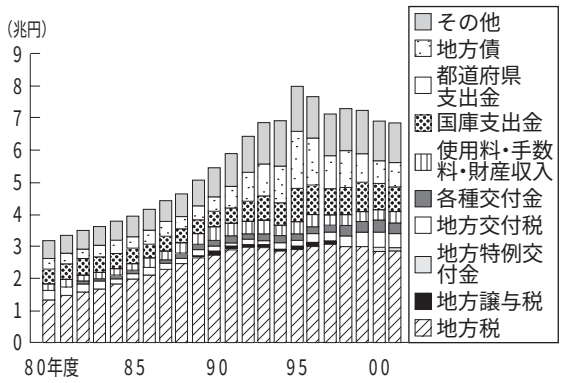

資料　第3図に同じ

所在7政令指定都市の実質収支の推移である。80年代には京都市や大阪市を除いてある程度の黒字を計上していたが，90年代になって黒字幅は次第に縮小し，94年度以降98年度まで神戸市が震災の影響で赤字に転落したほか，京都市も99，01年度と赤字を計上している。特別区(東京23区)(注10)の実質収支は黒字を続けているものの，90年代になって黒字幅が縮小している。

これらの7政令指定都市や特別区の財政悪化の原因も，基本的には8都府県の場合と同じである。すなわち，歳入面では，80年代を通じて増加傾向にあった地方税収が93年度から頭打ち傾向となったことである（第7図)。この要因としては法人市民税の落ち込みが大きいが，個人市民税も景気低迷による所得の伸び悩みや減税政策によって94年度以降頭打ち傾向となった。こうしたなかで，固定資産税のウェイトが増加している（7政令指定都市の地方税収に占めるシェアは90年度の31%から01年度には43%へ上昇)。大都市圏の政令指定都市の財政が，悪化はしたものの都道府県ほどではなかったのは，歳入のかなりの部分を占める地方税収が，都道府県では法人事業税などを中心に大きく落ち込んだのに対して，政令指定都市では落ち込みが小さかったからであり，それには税収が比較的安定している固定資産税などのシェアが大きかったことが影響している。

歳出面では，前記8都府県の場合と同様に，80年代後半から90年代前半に増加した投資的経費が，90年代後半以降大きく減少したものの，公共事業の資金調達のために過去に発行された地方債の元利償還金に相当する公債費が増加し，公共事業の減少分を相殺している。また，社会保障関係費である扶助費が増加傾向にあるほか，ごみ処理などの外部委託の増加などにより物件費も増えている。人件費も横ばい傾向で，補助費等や投資出資貸付金，繰出金も増加ないしは横ばい傾向にあり，これらが歳出全体の圧縮を妨げている（第8図)。補助費等

第8図　三大都市圏の7政令指定都市の歳出

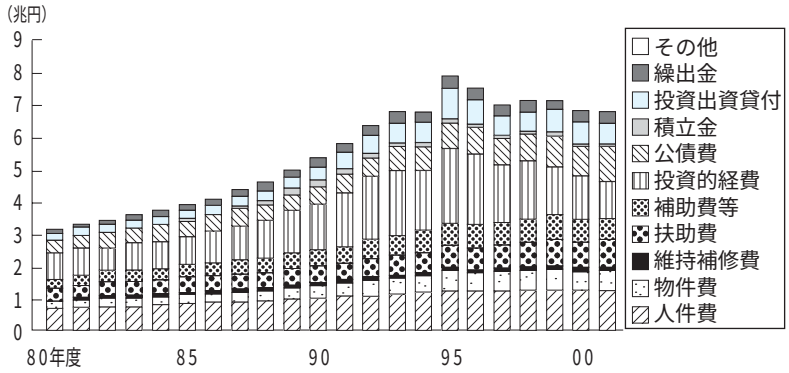

資料　第3図に同じ

や出資金，貸付金，繰出金などの増加は，地方公営企業や地方公社，第三セクター等の業績不振で一般会計からの拠出が増えているためである（前掲第５図）(注11)。

（注1） 実質収支は，形式収支（歳入―歳出）から翌年度に繰越すべき財源を控除したもので，当該年度までの収支の累積を示す。実質収支には，公共事業のための地方債発行収入等が含まれているため，これらを除いた経常的項目の収支を比率にしたものが経常収支比率（経常経費充当一般財源／経常一般財源総額）であり，80%以下が健全性の目安とされている。なお，これらの指標を算出する基となる地方団体の財政数値は普通会計（公営企業会計やその他の事業会計を除く会計）のものであり，第１章で分析している財政数値もすべて普通会計のものである。

（注2） ここでいう大都市とは，地方自治法第252条の19第12項の指定都市をいう。現在12都市が存在するが，以下で分析する７政令指定都市もすべてこれに該当する。

（注3） 80年代以降経常収支比率が最も低下した89年度と直近の2000年度を比べると，経常収支比率の上昇幅は都道府県と大都市が各々19.3ポイント（以下同じ），19.6と大きいのに対し，都市と町村は13.8，12.9と比較的小幅にとどまった。また，2000年度の水準も，都道府県と大都市が89.3%，89.4%であるのに対し，都市と町村は84.5%，80.1%と都道府県や大都市に比べれば低い水準にある。

（注4） 三大都市圏といった場合，東海圏では岐阜県や三重県，近畿圏では奈良県や滋賀県なども含まれるが，本稿では人口集積地域の８都府県にしぼり，これらの県は除いている。

（注5） 歳入について，歳入総額から翌年度への繰越財源を控除したのは,実質収支に一致させるため。

（注6） 80年代後半から90年代前半にかけての公共事業の増加は大都市圏で顕著であり，85年度の投資的経費の金額を100とした場合，95年度には８都府県が259，７政令指定都市＋特別区が239まで増加したのに対し，39道県は198，都市は147，町村は177の水準にとどまった。大都市圏地方団体の投資的経費の増加が突出しているのは,都市再開発や各種公共建築物等の増加がその背景にある。

（注7） 地方公営企業とは，地方団体が自ら営む収益事業（対価を得て財貨・サービスの提供を行う）のことをいい，水道や交通，病院事業などがある。事業ごとに特別の会計が設けられ，企業会計方式で経理される。地方公営企業に対しては，一般会計から補助・負担金や出資金，貸付金などの形で資金援助が行われる。地方団体が営む事業であることから，地方自治関係の法律（地方自治法など）が適用されるが，大多数の地方公営企業については地方公営企業法が適用され，組織や財務について規制を受ける（これを法適用企業といい，地方公営企業法の適用を受けないものを法非適用企業という）。それぞれの地方団体がどのような地方公営企業を経営しているかについては，おおむねその地方団体の役割に応じており，たとえば，水道事業の場合は，上下水道は基礎的自治体である市町村が主体であるが，工業用水道などは広域的自治体である都道府県が主体である。なお，第５図は地方公営企業（法適用）全体の数値であるが，事業規模では大都市圏の地方団体が経営する地方公営企業のシェアが圧倒的に大きいものと思われる。

（注8） 地方公社や第三セクターは，地方団体が出資している法人であり，地方団体自らが経営する地方公営企業とは異なる。地方公社は地方団体の100%出資の事業体で，土地開発公社や住宅供給公社などがある。第三セクターは民間企業と地方団体の共同出資による事業体で，リゾート法などを背景にバブル期に積極的に設立され，その後経営が悪化して繰越損失などを抱えているところも多い。地方公社や第三セクターには，地方団体の一般会計から出資金や貸付金などの形で資金が拠出される。

（注9） 大都市圏以外の地方団体の財政が大都市圏に比べて悪化の程度が少ないのは，地方交付税が増加したことが大きいが，この間交付税特会には赤字が累積しており，交付税特会の赤字によって大都市圏以外の地方団体の財政が支えられていたということができる。

（注10） 特別区（東京23区）は，地方自治法では特別地方公共団体として市に準ずるものとされているが，東京都と特別区の関係は，東京都以外の道府県と市町村の関係とはやや異なる。たとえば，行政事務面では，通常市町村の事務とされる消防やごみ処理などは都の事務とされており，一方，地方税の徴収では，区民税（法人分）や固定資産税,都市計画税などは都税として徴収される。

（注11） たとえば，大阪市の場合，90年代になって特別会計への繰出金が増加しているが，これらは交通や下水道などの地方公営企業に対する負担金や出資金などである。また，大阪市が出資しているアジア太平洋トレードセンター㈱，㈱大阪ワールドトレードセンタービルディング，㈱大阪シティドームなどの外郭団体の経営が悪化しており，将来の財政負担となる懸念もある。

(2) 財政再建策の策定とその進捗状況

以上のように，90年代になって大都市圏の地方団体の財政が悪化し，98年度には東京都や神奈川県，愛知県，大阪府などの三大都市圏の中心的な都府県が，相次いで財政危機宣言を出すに至った。これらの都府県では98，99年度にかけて財政再建策を策定し以後実施している。こうした努力もあって，第９図のように，８都府県の実質単年度収支(注12)は，2000年度以降黒字に転化している。以下では，８都府県のなかでも規模の大きい東京都と大阪府について，財政再建計画の進捗状況を考察する。

a．東京都の財政再建計画とその進捗状況

東京都の実質収支が赤字に陥ったのは98年度であるが，90年度から財政調整基金や減債基金の取崩しが始まっており，これらの要素を含む実質単年度収支は第９図のように90年度から赤字となっている。景気の低迷で税収が落ち込む一方，公共事業を中心に歳出の増加が続いたため，財政収支の悪化が進み，96年に「財政健全化計画」が策定され，公共事業の削減や職員定数削減などの歳出抑制策が実施された。しかし，景気後退や減税政策による税収のさらなる落ち込みによって97，98年度に赤字幅が一段と拡大したため，前記のように98年に財政危機宣言が出され，99年には抜本的な財政再建策である「財政再建推進プラン」が策定された（概要は第１表）。

財政再建推進プランは，2000～03年度の４か年にわたる計画で，一定の前提の基に試算された財政収支見通しにおける財源不

第1表　東京都の財政再建推進プランと普通会計決算実績（予算も含む）との対比

（単位　億円）

		98年度(実)	99(実)	00(実)	01(実)	02(計)	03(計)
歳入総額	実績	65,962	65,326	65,143	63,928	59,078	57,295
	差異	-	-	6,343	4,728	△922	△3,505
都税収入	実績	42,563	40,259	42,690	43,777	40,342	39,086
	差異	-	-	3,990	4,677	442	△1,614
歳出総額	実績	65,736	64,957	64,278	62,234	59,078	57,296
	差異	-	-	△722	△3,966	△7,822	△9,804
一般歳出	実績	50,589	50,636	44,851	43,599	43,763	42,747
	差異	-	-	△5,149	△6,801	△6,837	△8,253
給与関係費	実績	18,159	18,032	16,756	16,767	17,656	17,331
	差異	-	-	△2,144	△2,233	△1,344	△1,869
投資的経費	実績	12,333	10,305	8,585	7,461	6,236	6,265
	差異	-	-	△515	△1,639	△2,864	△2,835
公債費	実績	5,535	5,432	7,149	6,569	5,207	4,877
	差異	-	-	649	△631	△2,293	△2,323
実質収支		△1,068	△881	△678	△100	-	-
都税収入－歳出総額		△23,173	△24,698	△21,588	△18,457	△18,736	△18,210
経常収支比率		99.3	104.1	95.6	92.4	-	-

財政再建推進プランの内容	目標額	00～02年度での達成額
内部努力	1,600	1,280
給与関係費削減	500	407
管理事務費等削減	600	400
管理団体に対する財政支出見直し	500	473
施策の見直し	2,400	2,000
経常経費の見直し	1,800	1,558
投資的経費の見直し	600	441
歳入確保	550	726
徴税努力	400	680
受益者負担の適正化	150	46
税財政制度の改善	1,750	1,069
税源移譲等	1,500	1,000
財政調整措置の廃止	250	69
合　　計	6,300	5,075

資料　東京都「財政再建推進プラン」「98～2001年度普通会計決算資料」「2002，2003年度当初予算資料」
(注)1．実績欄は98～01年度は決算実績，02，03年度は当初予算数値。
2．差異は「財政再建推進プラン」の財政収支見通しとの差異である。

第9図　8都府県の実質単年度収支の推移

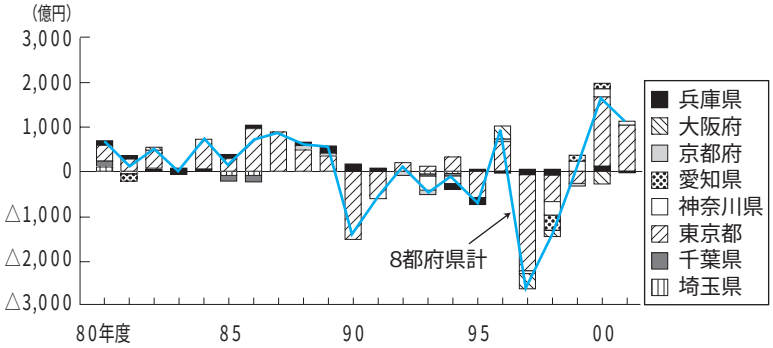

資料　第3図に同じ

足額(03年度で6,300億円)を，人員削減等による人件費削減などの内部努力や施策の見直し，税財政制度の改善(注13)などによって埋め合わせる（収支を均衡させる）計画である。東京都によれば，目標額6,300億円のうち00～02年度までの３年間で5,075億円を既に達成している。財政再建策の成果を踏まえた決算数値等の動きは第１表のようになるが，歳出削減は人件費や投資的経費を中心に順調に進んでおり，歳入面での都税収入の増加もあって，00～01年度と実質単年度収支は黒字に転化し(第９図)，実質収支赤字も01年度には△100億円まで圧縮された。

このように，現在までのところ，再建計画の進捗状況はおおむね順調といえる。しかし，デフレ経済の下で都税収入が02年度以降再び落ち込むことが予想されることや，想定外の歳出増加要因もあるなど，財政収支の状況は依然厳しく，今後の税収動向によっては再建計画見直しの可能性も出てこよう。

b．大阪府の財政再建計画とその進捗状況

大阪府では94年度から経常収支比率が100%を超え，同年から減債基金の取崩しが始まるなど，財政悪化が顕著になった。92年度ごろから法人関連の税収を中心に地方税収が急激に落ち込んだこと，一方で，国の景気対策もあって投資的経費が増加を続けたことや，人件費や公債費などの義務的経費が増加を続けたことなどが背景にある。こうしたなかで，96年に「財政健全化方策（案)」が策定され，シーリングによる経費圧縮などの歳出削減策が実施された。しかし，長引く景気低迷による地方税収減少などから財政悪化が続いたため，98年に99年からの10年間を対象とする「財政再建プログラム（案)」が策定され，01年にはこれを受け継ぐ形で02年度からの10年間を対象とする「大阪府行財政計画（案)」が策定され実施されている（第２表)。

「大阪府行財政計画(案)」では，単年度の財源不足額を地方交付税等財源対策，大阪府自体の取組みとしての建設事業の重点化やNPO活用などの施策の見直し，人員削減や出資法人改革などによる組織等の再構築，徴税努力等による歳入確保などによって埋め合わせるほか，赤字を続ける「りんくうタウン」などの負の遺産の整理(注14)を進め，これらを実施した後の単年度収支(第２表の差引単年度収支)の赤字を，減債基金の取崩しなどによって補填する計画である。

99～01年度の決算実績を98年策定の「財政再建プログラム（案)」に対比すると，府

第2表　大阪府行財政計画（案）における財政収支の見通し

（単位　億円）

	2002年度	03	04	05	06	07	08
単年度財源不足額	△5,450	△5,400	△5,450	△5,350	△5,450	△5,700	△5,350
交付税等財源対策	3,800	3,900	4,000	4,050	4,150	4,250	4,300
財源不足額	△1,650	△1,550	△1,450	△1,300	△1,300	△1,450	△1,050
府の取組み	310	330	430	480	565	520	590
施策の見直し	45	60	60	75	80	90	95
組織等の再構築	115	145	200	240	265	280	310
歳入確保	150	125	170	165	220	150	185
負の遺産の整理	△190	△195	△120	△170	△140	△130	△85
差引単年度収支	△1,530	△1,365	△1,140	△990	△875	△1,060	△545
減債基金の活用	1,530	1,365	1,140	990	875	745	810
単年度収支	0	0	0	0	0	△315	265

資料　大阪府「大阪府行財政計画（案）具体的取組編」（2001年9月）
（注）1．一般財源ベース。
2．単年度財源不足額は一定の前提の基に見込まれる地方税収等の歳入から各種経費等の歳出を控除したもの。
3．交付税等財源対策は現行地方税財政制度を前提に見込むことが可能な交付税等の金額を計上したもの。
4．2009～2011年度は省略。

税収入は当初見通し数値を下回っており，地方交付税等財源対策によって支えられた形となっている[(注15)]。01年策定の「大阪府行財政計画（案）」における財政収支見通し（第２表）も，地方交付税等財源対策に大きく依存したものであり，今後の地方税財政制度の変更によって影響を受けること，また，東京都の場合と同様に，今後の地方税収についてはデフレの進行などの経済情勢を勘案すると計画値をさらに下回る可能性もあることなどから，財政再建計画の今後については依然厳しいものが予想される。

（注12） 実質収支は過去の収支の結果としての繰越金を含んだ収支（累積収支）であるため，当該年度の収支をみるには単年度収支（当年度実質収支－前年度実質収支）や，単年度収支から決算調整的要素（各種基金の積立額から取崩し額を控除したもの等）を除いた実質単年度収支が使われる。

（注13） 税財政制度の改善（達成額1,069億円）のなかには，銀行業に対する外形標準課税の導入が含まれている。これについては，東京地裁と東京高裁における判決で東京都が敗訴した。

（注14） 大阪府では，「りんくうタウン」や「阪南スカイタウン」などの土地造成事業が大量の売れ残りを抱え，赤字を累積している。「大阪府行財政計画（案）」では，今後10年間をかけてこれらの事業の整理を進めることとされている。

（注15） 財政再建プログラム（案）における99～01年度の府税収入見通しは，各々12,350億円，12,250億円，12,250億円であるが，決算実績は11,603億円，11,627億円，11,345億円であり，見通し金額を下回った。一方，99～01年度の地方交付税交付額（カッコ内は当初見通し金額）は各々3,050億円（2,650億円），3,150億円（2,750億円），2,965億円（2,800億円）となり，府税収入落ち込みのかなりの部分を地方交付税で埋め合わせた（大阪府は92年度までは地方交付税の不交付団体）。

２．大都市圏の地方団体の機能と財政の特徴

（1）　地方団体の事務権限と歳出面の特徴

第１章では，大都市圏の地方団体の財政悪化について時系列的にみてきたが，第２章では，地方団体間の事務（民間企業でいえば業務のこと）権限の配分の違いや，地方団

体間の地域差といった観点から，大都市圏地方団体の財政の特徴について考察する。地方団体の歳出は，当然のことながら，その地方団体が行わなければならない事務に付帯するものである。地方団体の財政について評価する場合には，その地方団体に配分されている事務とその事務の遂行にともなう経費の妥当性，その経費を賄うための財源（税収等）の妥当性等について考察する必要がある。

第３表は，都道府県と市町村，市町村のなかの政令指定都市における主要な事務配分の概要を整理したものであるが，一般的に，基礎的自治体である市町村は，住民に身近な公共サービスを提供するための事務を取り扱い，広域的自治体である都道府県は，広域的見地から行うのに適した事務を取り扱うものとされている。

警察は広域的自治体である都道府県の事務であり，消防は基礎的自治体である市町

第3表　主要な事務事業にかかる都道府県と市町村の事務配分と経費の特徴

事務項目		都道府県	市町村	政令指定都市（市町村の事務以外に特別に認められたもの）
警察		都道府県の事務であり，警察行政費として処理される	－	－
消防		－	市町村の事務であり，消防防災行政費として処理される	－
教育		・高等学校の事務 ・盲，聾等特殊学校の事務 ・教員の人的管理，給与支払等の事務（給与の1/2は国庫負担）	・小中学校等義務教育の事務（人事，給与等は都道府県の事務） ・幼稚園の事務	－
土木建設	河川	・一級河川（指定区間）の管理 ・二級河川の管理	準用河川の管理	二級河川（指定区間）の管理
	道路	・指定区間以外の国道の管理 ・都道府県道の管理	市町村道の管理	指定市の区域内における都道府県が行うべき国道及び都道府県道の管理
	都市計画	・都市計画区域の指定 ・都市計画事業の決定等	街路・土地区画整理・下水道・公園事業等都市計画事業の実施	都道府県が処理することとされている事務が処理可能
社会福祉	生活保護	保護施設の認可等	要保護者に対する保護の実施	都道府県が処理することとされている事務が処理可能
	児童福祉	児童相談所の設置等	児童福祉施設の実施等	
	老人福祉	老人福祉施設の設置等	・養護老人ホームへの入所等 ・在宅介護	
	障害者等福祉	身体障害者施設の設置等	身体障害者福祉事業の実施等	
労働行政		労働紛争斡旋，労働教育の実施，能力開発事業の実施等	シルバー人材センターの設置等	－
保健・衛生・環境		保健所の設置等（国が経費の一部を負担）	・健康診断，予防接種等の実施 ・し尿処理施設の設置，ごみ処理施設の設置等	都道府県が処理することとされている事務が処理可能
産業振興		産業基盤整備，産業構造改革等事業の実施，中小企業の指導等	地域の農林漁業者，中小企業に対する指導等	－
一般行政		・議会，各種行政委員会等に関する事務 ・地方団体の内部管理事務	・戸籍，住民基本台帳事務 ・議会，各種行政委員会等の事務 ・地方団体の内部管理事務	－

資料　自治省財政局編『地方財政のしくみとその運営の実態』（地方財務協会，96年），地方自治法・道路法・河川法等の関係法律を参考に筆者作成

第４表　地方団体別歳出項目シェア（2000年度）

（単位　%）

		議会・総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業・商工費	土木費	警察費	消防費	教育費	公債費	各種交付金	その他
目的別分類	８都府県	6.8	8.4	3.3	0.6	8.3	16.2	9.1	1.1	24.2	11.1	10.3	0.6
	都道府県全体	6.3	7.7	3.1	0.6	15.2	19.1	6.4	0.4	22.6	11.7	6.1	0.8
	７政令都市	8.0	21.0	9.9	0.1	6.8	25.1	-	2.9	10.4	13.4	-	2.4
	市町村全体	13.7	20.4	9.9	0.4	8.2	18.9	-	3.4	11.9	12.3	-	1.1
		人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	投資的経費	公債費	積立金	投資・出資・貸付金	繰出金	その他	
性質別分類	８都府県	33.5	3.4	0.9	2.6	23.0	16.2	11.0	1.2	7.8	0.4	0.0	
	都道府県全体	29.6	3.2	0.8	2.6	16.1	26.4	11.6	1.2	8.1	0.4	0.0	
	７政令都市	18.4	8.6	1.5	11.6	9.9	20.8	13.3	1.2	10.1	4.7	0.0	
	市町村全体	21.5	11.3	1.3	8.9	9.1	22.2	11.8	2.4	4.3	7.0	0.0	

資料　地方財務協会「地方財政統計年報」

村の事務である[(注16)]。教育については，小中学校などの義務教育は市町村の事務であり，高等学校は都道府県の事務であるが，小中学校も含めて教員の人事や給与支払は都道府県の事務であるため，教育費（目的別分類[(注17)]）は第４表のように市町村に比べて都道府県のシェアが高くなる（ただし，義務教育費については教職員給与の半額が国庫負担金として国から支払われる）。また，警察や教育にかかる経費は人件費が大半であるため，都道府県の歳出（性質別分類）では人件費が大きなウェイトを占める。

土木建設に関する事務配分は，たとえば河川や道路，都市計画については前掲第３表のようになっており，歳出科目では土木費（目的別分類）や普通建設事業費といった投資的経費（性質別分類）などに分類される。2000年度においては，これらの経費は都道府県では教育費や人件費に次ぐシェアであり，市町村でも民生費や人件費に匹敵するシェアである。

社会福祉行政では，保護や介護を必要とする住民と接する機会が多い市町村に事務権限が多く配分されており，これらの歳出項目である民生費（目的別分類）や扶助費（性質別分類）は都道府県に比べて市町村のシェアが高い。保健・衛生関係費も同様である。産業振興経費（農林水産業費や商工費）は，市町村に比べて都道府県のシェアが高いが，これらは広域的見地から行うのに適した事務とみなされているためと思われる（第４表）。

（注16） ただし，東京都の場合，消防は特別区ではなく都が行っている（注10を参照）。

（注17） 歳出には目的別分類と性質別分類があり，前者は行政項目に対応した分類で，総務費や民生費，土木費，警察費，教育費などの項目がある。後者は経費の経済的性質に対応するもので，人件費や物件費，扶助費，投資的経費などの項目がある。

（2）　地方団体間の地域差が財政に与える影響

大都市圏の地方団体とその他地域の地方

団体における最大の相違点は，人口集積の差である。大都市圏には多数の人口が集積しており，たとえば，大都市圏の８都府県の人口は5,700万人（01年３月末現在の住民基本台帳人口による）で，日本の全人口の45％を占めるのに対し，面積では全国土のわずか９％にすぎない。

地方団体の事務との関連でいえば，人口が集積すると，教育面では児童生徒数が増えて多くの学校や教職員が必要となり，犯罪防止のために警察官数の増加も必要となる。予防接種などの保健事務やごみ処理などの環境面での対策も増え，交通渋滞解消のための道路建設や住宅確保のための公営住宅建設なども必要となろう。このように，人口が集積することで，教育や警察，消防，保健・衛生，社会福祉などの公共サービスの増加が求められ，道路や地下鉄，上下水道などの公共施設整備が必要となり，このための財政需要が高まる。

一方，人口が集積する大都市圏は経済活動が活発であり，企業数も多く，その他地域に比べて所得水準も高い。このため，税財源も豊かであり地方税収額も大きい。

ａ．大都市圏地方団体の歳出面の特徴

前掲第４表によって，大都市圏の８都府県の歳出項目シェアを都道府県全体に対比してみると，８都府県は，目的別分類では教育費や警察費，各種交付金のシェアが高い一方で，産業振興にかかる農林水産業費・商工費や土木費のシェアが低い。性質別分類では人件費や補助費等のシェアが高い一方で，投資的経費のシェアが低い。教育費や警察費は大半が人件費であり，教育費や警察費のシェアが高いことは人件費のシェアの高さにつながり，また，農林水産業費などは農業基盤整備などの公共事業に使われるため，土木費のシェアの低さも加わって投資的経費のシェアの低さをもたらしている。

農林水産業費や土木費のシェアが低いのは，大都市圏では流通業やサービス業などの第三次産業が中心であることや，土木建設では後で述べる政令指定都市が都道府県の事務を行っているため，都道府県の事務負担が軽くなっているためと考えられる。なお，都道府県の補助費等のシェアが高く，なかでも８都府県のシェアが高いのは，各種交付金（地方消費税交付金や東京都の特別区財政調整交付金など）が含まれているためである。

７政令指定都市を市町村全体と比べると，７政令指定都市は，目的別分類では土木費や民生費のシェアが高い一方で，議会費・総務費のシェアが低い。性質別分類では投資・出資・貸付金や扶助費のシェアが高い一方で，人件費や物件費，投資的経費のシェアが低い。政令指定都市では，土木建設分野で都道府県の事務を行っているほか，上下水道や住宅，公営交通（地下鉄など）といった都市型の事業では，地方公営企業や地方公社形態で運営されるケースが多く，これらの事業の施設整備等に関する一般会計からの歳出は目的別分類では土木費となり，性質別分類では出資金や貸付金，

補助費等に分類され，これらの項目のシェアが高くなるものと思われる。また，民生費や扶助費のシェアが高いのは，失業者や一人暮らしの老人などが多いためと考えられる。一方，議会費や総務費のシェアが低いのは，住民一人当たり議員数や一般職員数が市町村全体に比べると少ないことによるものとみられ，これは性質別分類における人件費などのシェアが低いことにつながっているものと推測される(以上第４表)。

以上に述べたように，地方団体の歳出面では，人口集積が進んだ大都市圏の都府県で教育や警察に関する人件費のシェアが高く，政令指定都市では，下水道や住宅，交通などの地方公営企業関連や扶助費など社会保障関連の歳出シェアが高いことに特徴がある。

ｂ．大都市圏地方団体の歳入面の特徴

第５表は2000年度における地方団体の歳入項目シェアであるが，８都府県を都道府県全体と比較すると，８都府県では地方税のシェアが高く地方交付税のシェアが低い。使用料・手数料・財産収入も８都府県のシェアが高い。大都市圏では流通業やサービス業などの経済活動が活発であり，住民の所得水準も高く企業数も多いため，税財源が豊富（財政力指数が高い）なことを反映している。また，国庫支出金のシェアも８都府県の方が低い。

次に，大都市圏の７政令指定都市と市町村全体を比べると，７政令指定都市は，地方税のシェアが高く地方交付税のシェアが低いことは８都府県の場合と同様である。一方，国庫支出金のシェアは７政令指定都市のほうが高いが，都道府県支出金も含めて考えれば市町村全体の方が高くなる。

最大の歳入項目である地方税収の内容についてみると，８都府県は都道府県全体に比べて地方消費税や事業税のシェアが高い一方で，自動車税や都道府県民税利子割のシェアが低い。７政令指定都市では，法人市民税や事業所税[(注18)]，都市計画税のシェアが高い反面，個人市民税や市町村たばこ税のシェアが低い。最大の税収項目である固定資産税のシェアはほぼ同じである。大都市圏では産業活動が活発であり，企業などの法人が集中していることが，こうした税収内容の違いとなって現れている。

（注18） 人口30万人以上の都市等が都市環境整備などのために事業を行うものに対して課税する税。

第５表　地方団体別歳入項目シェア（2000年度）

（単位　％）

	地方税	地方譲与税	地方特例交付金	地方交付税	各種交付金	使用料・手数料・財産収入	国庫支出金	都道府県支出金	地方債	その他
８都府県 都道府県全体	50.0 32.1	0.1 0.2	1.0 0.5	10.3 21.7	0.1 0.1	3.7 2.6	13.0 17.6	0.0 0.0	9.4 11.5	12.3 13.8
７政令指定都市 市町村全体	41.0 34.3	0.6 0.9	1.4 1.3	7.1 18.9	5.1 6.2	4.9 3.5	11.5 9.0	0.0 4.5	10.8 9.3	17.6 12.1

資料　第4表に同じ

３．大都市圏地方団体の財政再建の方向

（1） 70年代後半の地方財政悪化と今回の違い

90年代以降の地方財政悪化は，戦後３度目の地方財政の悪化である。前の２回は戦後の地方制度がスタートした50年代の時期と，高度成長が終焉したあとの70年代後半の時期であった。特に，70年代後半の地方財政悪化は，今回と同様に大都市圏の地方団体の財政悪化に特徴があった。大都市圏では，人口の過密化で住宅不足や交通渋滞，大気汚染などが広がって財政需要が高まる一方，経済成長率の鈍化によって税収が低迷し，その結果，財政収支が悪化した。

70年代の大都市圏地方団体の財政悪化が今回と異なる点は，実質経済成長率が鈍化したとはいえ基本的に右肩上がりの経済は続いており，名目成長率はそれほど低下せず，地方団体の税収や歳出は上昇を続けたことである（第10図）。このため，80年代に入って歳出が抑制傾向になってくると，税収の増加もあって財政再建は急速に進んだ。それに対して，90年代特に90年代後半の地方財政悪化が深刻なのは，デフレ経済下で名目成長率がマイナスとなり，地方税収が低迷を続けていることである。このため，歳出を抑制しても税収減に追いつかず，財政赤字からなかなか脱却できない状況が続いている。

第10図　70年代と90年代の地方税収と歳出の推移

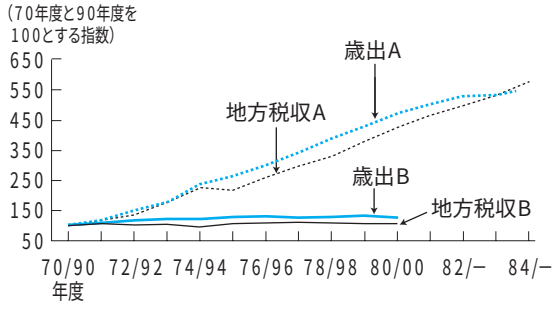

資料　第４表に同じ
（注）1.　Aは70年代以降（70～84年度），Bは90年代以降（90～2000年度）。
2.　70年度と90年度の数値を100として指数化。

（2） デフレ経済下の財政再建の方向

赤字状態にある財政収支を均衡させるには，歳出を削減するか増税等によって歳入を増やすしかない。デフレ経済下で税収が伸び悩むなかで，増税が難しいとすれば，現行税制に基づく税収に見合う水準まで歳出を削減する必要がある。

ａ．税収の安定化と歳出削減のための組織や制度の柔構造化

今回の大都市圏地方団体の財政悪化では，政令指定都市に比べて都府県の財政悪化が目立った。これは，都府県では法人事業税など法人関係税収の落ち込みが大きかったのに対し，政令指定都市では固定資産税など比較的税収の安定した税目のウェイトが大きく，地方税収全体の変動が小さかったためである。法人も事業活動を行ううえで道路や上下水道の使用，ごみ処理など地方団体が提供する公共サービスの便益を受けており，応分の税を負担して然るべきである。04年４月から外形標準課税が資本金１億円以上の大企業に適用されること

になっているが，外形標準課税の早期定着化が望ましいと思われる。

歳出削減については，過去に発行した地方債の元利償還金である公債費や生活保護費などの扶助費等の増加はやむを得ないとしても，高止まり傾向にある人件費や，90年代に増加した補助費等や投資・出資・貸付金，繰出金などについては更なる削減が必要である。人件費の削減については，公共サービスの各分野において，NPO（非営利組織）などの外部組織を活用し，地方団体本体の経費負担を極力抑えていく工夫が求められよう(注19)。また，90年代以降，交通事業や病院事業，下水道事業などの地方公営企業や，地方公社，第三セクターなどの経営が悪化し，普通会計からの資金援助が高水準となっている。これらの事業については，経営合理化努力とともに，その事業を地方団体が行うことの必要性や将来性などを十分踏まえて，事業のあり方を不断に見直ししていく必要があろう(注20)。

b．政策評価の定着化

歳出の抑制については，前節で述べた組織や制度の柔軟性の確保とともに，地方団体が行う各分野の行政事務を公共性や効率性などの見地から評価していくことが必要である。過去に重要性が高かった事業であっても，時間の経過とともに重要性が低下した事業等については，事業を縮小ないし廃止すべきであるし，公共性が高く地方団体にふさわしい事業であっても，事業実施に無駄がないかどうか，効率的に行われているかどうかをチェックすることが必要である。

近年，こうした政策評価を行う手法が広がってきており，三重県や岐阜県などで実際にこうした評価が実施されている。たとえば，三重県の「事務事業評価システム」(注21)は，住民を顧客と考えて顧客満足度の向上を志向するもので，個々の事務事業の目的を明らかにしてそれを数値化し，その事務事業を行った後の結果を重視し，結果を数値化された目標やそれに要した費用との対比において評価していくものである。具体的には，労働行政における職業訓練教育のような場合には,「就業して活躍可能な能力のついた卒業生数」を数値目標とし，実際の結果を数値目標やそれに要した費用と対比しつつその事業全体を評価するものである。三重県の事務事業評価システムは95年から97年にかけて実施され，その成果は98年に県民に公表された。

c．受益と負担の対応関係構築のための税財政制度見直し

しかし，こうした政策評価は，地方団体自らが個々の事務事業の公共性や効率性などを評価する手法として有益であるとしても，住民が自らの負担（納税）との関連で地方団体の活動を評価するには，さらに大きな枠組みが必要である。その事業が必要なものであり，かつ効率的に行われていたとしても，その事業をどの程度行うべきなのかどうかは負担との関連で考察されなければならない。その事業の遂行が地域住民に

とって望ましいことであるにしても，それを遂行するための費用（負担）が非常に大きいと住民が考える場合には，その事業を廃止するという選択も有り得るし，あるいは，住民にとって事業の重要性が高ければ，負担が大きくても事業を遂行するという選択もあり得る。その意味で，地方団体が行う事業を最終的に評価するのは，その事業から便益を受け，かつその費用を負担する地域住民であり，地域住民のそうした判断を可能とする受益と負担の対応関係が確立されなければならない。

こうした点から現状の地方財政制度をみると，受益と負担の対応関係が明確であるとは言い難い。地方団体の事業の遂行から受益を受けるのは，その地域に住む住民であるが，負担の方は，住民が負担する地方税は一部であり，地方交付税や国庫支出金など国から支給される（他の地域の住民が負担する）ものがある。他の地域の住民が負担する資金によって行われる事業であれば，その地域の住民は，これを拒む理由はなく基本的に歓迎である。したがって，地方交付税や国庫支出金などを財源に行われる事業は，受益と負担の対応関係によるチェック機能が働きにくく，歳出が膨張しやすい。現在，国家財政が大きな赤字状態にあり，地方交付税特別会計に巨額の赤字が累積していることは，こうした側面の一端を示しているといえよう。

地方財政システムのなかに，財政収支の均衡を取り戻す自動メカニズムを組み込むためには，納税者（負担者）でありかつ公共サービスの受け手（受益者）である住民が，受益と負担の対応関係のなかから，地方団体の行政活動をチェックしていくことが可能なシステムにしていく必要がある。そのためには，住民に関係した公共サービスの実施が，極力その地域の地方団体の権限によって行われること（地方分権化）が必要であり，かつ，そうした公共サービスの実施にともなう費用が，その地域の住民の負担（地方税）によって賄われることが必要である。そのためには地方分権化の一層の推進とともに，国税を地方税に移譲して国庫支出金や地方交付税を削減する税財政制度の改革が必要である。

大都市圏の地方団体の場合には，現在でも，歳出のうち地方税など自主財源で賄われる割合が多く，地方団体の活動を担う人材も豊富であり，分権化が進めやすい状況にある。大都市圏においては，地方分権の一層の推進を図り，税財源移譲などの税財政制度の改革を早期に進めるべきであると思われる(注22)。

ｄ．地方債市場によるチェック機能の構築

これまで述べてきたように，地方団体が行う個別事業については，その公共性や効率性を評価する政策評価システムが有効であり，地方団体全体の財政運営については，分権化の徹底と税源移譲を進めて，受益と負担の対応関係にもとづく財政運営のチェックシステムの構築が必要である。しかし，この二つのチェックシステムだけでは十分ではない。たとえば，現在の住民が

地域の経済活性化のために借入金（地方債の発行）による公共事業拡大を選択し，その地域の地方団体の債務を増加させたような場合に，その地域において，将来に大規模な人口流出などが生じた場合には，債務の履行が難しくなる可能性もあり得る。こうしたリスクをチェックするには，地方債市場におけるチェックシステムが有効である。市場において行われる地方債の将来にわたる信用力の評価などを通じて，地方団体の現在と将来にわたる財政運営をチェックすべきである。こうしたチェックを可能とするには，地方団体の地方債発行における公募債の比重を増やすことや，市場メカニズムが尊重される方向での市場整備を進めること，地方債発行団体が一層の情報開示を進めていくことなどが重要である。大都市圏の地方団体は，現在でも大部分が公募債発行団体であり，こうした環境整備が進めやすく，かつ，進めていくことが望ましいと考えられる。

（注19） たとえば，老人介護事業でのNPO法人の活用のほか，図書館運営をNPO法人に委託する（宮崎市）とか，コミュニティセンターの運営をNPO法人に委託するなどの様々な活用方法があろう。

（注20） 2003年２月７日付日本経済新聞によれば，政府は地方団体が行う水道事業を全面的に民間に開放する方針を固めたとの報道がなされている。

（注21） 三重県の「事務事業評価システム」については，斉藤達三編『実践自治体政策評価』（ぎょうせい，99年）などを参照。

（注22） たとえば，財政力指数が一定水準を上回る大都市圏の都府県や政令指定都市に対しては，地方圏の道県や中小都市，町村とは切り離して，踏み込んだ地方分権化や税財源移譲を行い，自立した財政運営を認めていくことなども検討に値しよう。

＜参考文献＞

・総務省編『地方財政白書』各年版
・東京都『財政再建推進プラン』1999年7月
・東京都財務局「財政再建の取組状況と平成15年度予算編成」2002年7月
・大阪府「財政再建プログラム（案）」1998年9月
・大阪府「大阪府行財政計画（案）」2001年9月
・自治省財政局編『地方財政のしくみとその運営の実態』地方財務協会，1996年
・地方分権改革推進会議「事務事業の在り方に関する意見」2002年10月
・拙稿「町村財政と地方行財政改革」『農林金融』2002年11月号
・拙稿「地方交付税制度の改革」『農林金融』2002年4月号
・拙稿「分権化と地方財政再建」『農林金融』2002年1月号
・宮本憲一・小林昭・遠藤宏一編『セミナー現代地方財政』剄草書房，2000年
・吉岡健次著『戦後日本地方財政史』東大出版会，1987年
・小西砂千夫著『地方財政改革論』日経新聞社，2002年
・斉藤達三編『実践自治体政策評価』ぎょうせい，99年
・世古一穂「自治体とNPOのパートナーシップ」東京都市政調査会『都市問題』第91巻1号

（主席研究員　鈴木　博・すずきひろし）

本棚

フランソワ・ウタール／フランソワ・ポレ　共編
三輪昌男　訳

『別のダボス
新自由主義　グローバル化との闘い』

ポルトアレグレ？

見落としてしまいそうな書名である。ダボスはスイスの保養地のこと。世界の有力者がこの地に集まって開かれる「世界経済フォーラム年次総会（俗にダボス会議）」の最近の中心テーマはグローバリゼーションの推進である。だが，途上国などには，これが経済的貧困・環境破壊・文化的混乱・主権侵害など多くの災厄をもたらしている。そこで1999年１月下旬，チューリッヒで「ダボス会議」に対抗する国際会議「抵抗と闘争のグローバル化／別のダボス」が開催された。以降，シアトルのWTO会議に反対する運動の成功を皮切りとして，先進国が主導する世界資本主義システムの再編に対して，代案を突きつける社会運動が大きな広がりを見せてきた。そして2001年にはダボス会議と時期を合わせて第１回の世界社会フォーラム（World Social Forum：以下WSFと略記）がブラジル南部のポルトアレグレ市で開催され，より大規模で総合的な運動に向かう態勢を整えた。このような「別のダボス」の運動の骨格を紹介するのが本書のねらいである。

わが国ではこのような社会運動に対する理解は不確かである。その運動の規模や開催地ポルトアレグレの位置ですら不案内な状況にある。主催者のホームページで2003年WSFの規模を確認しよう。１月23～27日の期間中に設置された協議会やパネルなどのワークショップは1286である。これに156カ国から２万人余が各団体の正式代表として参加した。また，51カ国・1423メディアから4000人余のジャーナリストが取材に訪れた。世界中から訪れたオブザーバーや専門家・活動家を加えると集会参加者は10万人に及んだ（2001年は約２万人，02年は８万人）。そして，04年はインド開催を決めて03年WSFは成功裏に終わった。

フォーラムでの論議は，領域も様式も多様であるが，共通の目標は「別の世界は可能だ（another world is possible）」にほぼ収斂されようとしている。つまり，富める国や企業の利益に即したグローバル化ではなく，真の意味での地球社会の実現である。このような志高く，かつ規模も壮大な運動を紹介しない日本のメディアの姿勢には疑念が湧く。三輪昌男氏の取り組みはまさに時宜にかなっている。

「別の世界」の模索

99年に「別のダボス」を呼びかけたのは「市民を支援するために金融取引への課税を求めるアソシエーション（ATTAC）」（本部・フランス），「多国間投資協定（MAI）に反対する連合」（フランス），「代案のための世界フォーラム」（セネガル），「構造調整参加型監視国際ネットワーク」（不詳）などの国境を越えた市民団体である。本書ではそれらの論客たちの比較的短い論文が多数収録されており，運動の原理や歴史的な展開を俯瞰することができる。構成は，第Ⅰ部「グローバル経済システムの最近の動き」，第Ⅱ部「グローバルな政治的対応の重要性」，第Ⅲ部「異なる種類のダボスについて」，そして二つの歴史的宣言を収めた第Ⅳ部「補遺」か

らなる。

まずは新自由主義グローバリゼーションの問題点が多様な視点から整理される。先進国や国際機関によって貿易や金融の自由化が急速に推進されてきた。その際，経済活動の拡大によって途上国には貧困から脱出する可能性が提供される，という論拠が強調されてきた。だが「国連開発計画」は，グローバル化の急展開によって，貧富の差がいっそう拡大したことを警告している。最近は，世界人口の20%に当たる最富裕層が世界の所得の82%を手にし，20%の最貧困層が世界所得の1.4%を分け合っているのだ。市場原理主義の楽天ぶりは事実において破綻している。

わずかの「勝ち組」に対し，圧倒的な数の「負け組」が憎悪や敵意を高めて，政治的な危機を深める状況は不幸なことだ。もちろん，これは宿命的なものではなく，社会構造的に発生している。ならば，発生源のシステムを変更すればよいのだ。第III部以降はそのための戦略や運動が検討される。もちろん現在も世界各地で模索中である。その成果をつきあわせるためにWSFが開催されている。世界の産業界・金融界の実力者がグローバル化戦略を話し合う「ダボス会議」に対抗する，「別の世界」が次第に明らかにされつつある。

意気軒昂な「新従属派」

彼らの主張や運動を決して政治主義的な「反グローバリズム」と誤解してはならない。むしろ，人間の顔をしたグローバリズムの主張者といえる。資本主義の世界システムそのものを問題視するのではなく，その構造転換が問題の核心である。中核が周辺を，北が南を従属する構図を対等の関係に正すことを主張している。ここで，I.ウォーラーステイン『史的システムとしての資本主義』（1983）や，S.アミン『中心＝周辺経済関係論』（1981）などの「新従属派」理論を思い起こす読者も少なくないだろう。実際に，彼らは今も健在で，WSFを理論的に支える役割を果たしている。本書を通読すると，彼らの理論が新たな状況の下で継承・発展を遂げていること，さらにアミンは中心的な組織者として活躍していることなどが理解できる。本書の装丁は軽いが，重厚な理論を基盤にしていることを知るべきである。

先述のような情報バイアスの下では非常に有益な文献であることは疑いない。ただし，残念ながらやや難解ではある。それは短い論文や宣言を編集した原書の構成や翻訳書の限界もあろうが，より多くは背景となっている膨大な事実を読者が知らないためである。この点を補うために，関連資料の併読をお勧めする。ATTAC『反グローバリゼーション民衆運動』（2001.つげ書房新社）は中心的な運動組織が自ら綱領や運動の姿を簡潔に述べている。また，ATTACの副代表であるスーザン・ジョージは本書で戦略的論議を担当しているが，同氏の著書『WTO徹底批判！』（2002.作品社）は，貿易の別のあり方を平易に述べている。なお，WSFのホームページ（http://www.forumsocialmundial.org.br/home.asp）はこの運動に関する最新資料を提供している。

――つげ書房新社　2002年12月
1,800円（税別）　238頁――

（徳島大学教授　中嶋　信・なかじままこと）

訳者の三輪昌男国學院大学名誉教授は，去る２月16日に急逝されました。心よりご冥福をお祈りいたします。
（「農林金融」編集）

外国事情

イギリスのクレジット・ユニオン

―― 大きな転換期を迎えて ――

目　次

はじめに
１．クレジット・ユニオンの概要
（1）　特徴
（2）　クレジット・ユニオンの目的
（3）　組織
（4）　基本的な商品・サービス
２．具体的な業務
（1）　職員
（2）　活動拠点
（3）　ローンの貸出
３．クレジット・ユニオンの現状
（1）　基本統計
（2）　コモンボンド別
（3）　他国との比較
４．クレジット・ユニオンをめぐる動き
（1）　政府の支援
（2）　成長を促進するための動き
（3）　FSAへの監督権限の移行
おわりに

〔要　　旨〕

１．イギリスのクレジット・ユニオンは，組合員によって所有され，経営が行われる金融協同組合である。クレジット・ユニオンの特徴は，組合員が職業や居住地域等の共通の関係（コモンボンド）で連帯していることである。ローン金利は1979年クレジット・ユニオン法により，月1%を上回らないことが定められており，組合員に低利のローンを提供している。

２．クレジット・ユニオンの経営は，ボランティアの理事会によって無報酬で行われる。多くの組合では有給の職員はおらず，預金の受け入れ等もボランティアが行っている。

３．クレジット・ユニオンの数は，2000年末に687組合，組合員数は32万5,058人，預金残高は１億8,277万ポンド（約367億円），貸出金残高は1億7,466万ポンド（約351億円）であった。近年，組合数，組合員数とも増加しているが，現状では預金，貸出金とも極めて小口であり，クレジット・ユニオンがイギリスの消費者信用に占めるシェアも1%にも満たない。

４．クレジット・ユニオンは，2002年に大きな変化を迎えた。その監督権限が友愛組合登記所からFSA（金融サービス庁）に移り，他の金融機関と同様の規制・監督を受けることとなったのである。これにより，利用者は金融オンブズマンサービスや金融サービス補償機構によって保護されることとなったが，同時にクレジット・ユニオンはFSAの厳しい規制に従うこととなり，今後は金融機関としての基盤の拡充が必要となろう。

はじめに

イギリスでは相互組織の金融機関である住宅金融組合(Building Societies)や共済事業を行う友愛組合（Friendly Societies）が，国内の金融サービス市場において大きな位置を占めている。住宅金融組合は，住宅抵当貸付，預金においてそれぞれ19%，18%のシェアを占め，友愛組合は生命保険の上位10位までに３組合が入っている。しかし近年，住宅金融組合や友愛組合では，相互的な組織形態から株式会社に転換する組合が相次ぎ，以前と比べて業態の規模は縮小した。

他方，イギリスにおけるもう一つの相互的な金融組合「クレジット・ユニオン」は，近年その数が増加し，組合員数も増えている。ただし，業態としての規模は住宅金融組合とは比較にならないほど小さく，民間銀行と同様に店舗を構え，職員を雇用している住宅金融組合とは業務の展開状況も異なる。クレジット・ユニオンは，同じ地域に住む人々，同じ職場で働く人々が連帯して設立し,店舗も職員も持たず,ボランティアの活動によって業務を行うことが多いからである。

クレジット・ユニオンは，2002年に大きな変化を迎えた。その監督権限が友愛組合登記所（Registry of Friendly Societies）からＦＳＡ（金融サービス庁）に移り，他の金融機関と同様の規制・監督を受けることとなったのである。筆者は，02年９月にクレジット・ユニオンの同業者団体の一つ(注1)であるABCUL（Association of British Credit Unions Ltd） を訪問する機会を得たので，そのヒアリング内容を含め，イギリスのクレジット・ユニオンの現況について紹介することとする。

（注1） イギリスのクレジット・ユニオンの同業者団体には，ABCULのほか，Scottish League of Credit Unions，Association of Independent Credit Unions，ACE Credit Union Services等がある。このうちABCULは，2000年の時点で組合員数の82%を占める，イギリス最大の同業者団体である。なお，北アイルランドについては，Irish League of Credit Unionsがカバーしている。

１．クレジット･ユニオンの概要

（1） 特徴

クレジット・ユニオンの源は，19世紀半ばにドイツで設立された信用協同組合にある。その後，ヨーロッパの信用協同組合運動の調査を行っていたカナダのデジャルダンが，1900年にケベック州に庶民金庫(Caisse Populaire)を設立し，これが北アメリカのクレジット・ユニオン運動の先駆となった。イギリスでは1964年に最初のクレジット・ユニオンが設立された。

クレジット・ユニオンは，イギリス(注2)においては1979年クレジット・ユニオン法のもとで運営されている。

クレジット・ユニオンは，組合員によって所有され，経営が行われる金融協同組合であり，利潤のためではなく組合員にサービスを提供するために活動している。住宅

金融組合との主な違いは，クレジット・ユニオンの組合員になるためには，他の組合員とコモンボンド（common bond）を共有していなければならないということである。

コモンボンドは，日本語では「共通の結びつき（紐帯）」[注3]等と訳され，具体的には職業や居住地域等の共通の関係をさす。イギリスのクレジット・ユニオンの主なコモンボンドは，以下の５つである[注4]。

①住むあるいは働く（Live or work）

すべての組合員は，特定の地域に住んでいるか，働いている。個々の組合によっては，その地域で学んでいる人やボランティアをしている人を含める場合もある。

②雇用（Employment）

すべての組合員は，同じ雇用主あるいは雇用主の集団のために働いているか，同じ職業についている。

③居住（Residential）

すべての組合員が，特定の地域に居住している。

④団体（Associational）

すべての組合員が同じ団体に属している。例えば，労働組合，ハウジングアソシエーション，宗教グループ等。

⑤住むあるいは団体（Live or association）

すべての組合員は，特定の地域に住んでいるか，何か共通点を有している。共通点については，例えば該当地域外でも，同じ雇用主に雇用されている，同じ教会のメンバーである[注5]等。

したがって，例えば③居住地域をコモンボンドとするクレジット・ユニオンの場合は，組合員になるためにはその地域に居住していることが条件になる。

（注2） イギリスは北アイルランドを含む４つの地域から成るが，79年クレジット・ユニオン法はグレートブリテン（イングランド，スコットランド，ウェールズ）のみを対象とし，北アイルランドは対象としない。ここでは便宜上イギリスと記述するが，そこには北アイルランドを含まないことに注意されたい。

（注3） 長谷川勉「日本におけるクレジット・ユニオンの理論と動向」『生活協同組合研究』2001年２月号

（注4） ABCUL Information Sheet ‘ Summary of Credit Union Registration ’に基づく。2002年秋以降の規制緩和により，コモンボンドが増えている可能性もある。

（注5） このコモンボンドは2000年に導入されたため，後の統計（後掲第３表）にはあらわれない。

（2） クレジット・ユニオンの目的

79年クレジット・ユニオン法によれば，クレジット・ユニオンの目的は，①預金[注6]の積み立てによる組合員の貯蓄奨励，②組合員のために公正で妥当な金利で信用供与を行う財源の創造，③相互利益のため組合員の預金を利用・管理，④お金の賢い使い方や財務管理の面での組合員の訓練・教育，の４点である。

（注6） 後で述べるように，クレジット・ユニオンでは出資予約として預金が預け入れられ，出資金と預金という言葉がほぼ同義で用いられる。ここでは，統一するため出資金の意味合いが強い場合を除いて預金として表記する。

（3） 組織

クレジット・ユニオンの組合員になることができるのは個人のみであり，最低21人の組合員によって構成される必要がある。

出資額は１口１ポンドと定められ，組合員は最高で5,000ポンド，あるいは各組合の総出資（預金）額の1.5%まで出資（預金）を行うことができる。各組合員は，出資（預金）額によらず，総会では１人１票の投票権を持つ。

クレジット・ユニオンの経営は，ボランティアの理事会メンバー（Board of Directors）によって無報酬で行われる。理事は，クレジット・ユニオンの組合員でなければならず，人数は５～15名以内の奇数と決められている。クレジット・ユニオンは法人であるため，それ自体が負債に対する責任を負うこととなっており，各理事の個人的な資産が弁済にあてられることはない。

クレジット・ユニオンの業務の中心である融資に関しては，貸付委員会（Credit Committee）が担当する。貸付委員会は組合員の選挙によって選ばれた３～６人で構成される。主な役割は，貸付をめぐる方針や手続きを定めたり，理事会に対して貸出方針の策定を勧めたり，マーケティングを計画したり，預貸率を勘案して融資を引き締めたりすることである。

監事会（Supervisory Committee）のメンバー３人は，総会で組合員によって選出される。監事会は，組合員の目となり耳となることが役割とされ，内部監査と，クレジット・ユニオンの経営が法制度の枠組みや，規制，組合の方針に沿って行われているか，そして組合員の利益に合致しているかどうかをチェックする。

これらの役割を担う人々はすべて，ボランティアで無報酬である。唯一の例外は，会計係理事で，組合員が合意すれば謝礼を受け取る場合もある。組合によっては，これ以外にも委員会や役職を設けていることもある。

（4） 基本的な商品・サービス

クレジット・ユニオンでは，出資予約として預金を受け入れている。組合員から集められた預金は組合員に貸し出されるローンの財源となる。預金金利のように預入時に金利が定まっているのではなく，資金運用の結果として配当金が支払われる。79年クレジット・ユニオン法により，各組合員に対する配当金は８％を超えてはならないと定められている。

いずれのクレジット・ユニオンでも，regular share saving account（普通出資預金口座），standard share account（標準出資口座）等の名称の基本的な口座があり，すべての組合員はこうした口座を保有する必要がある。組合によっては，それ以外の種類の口座を追加的に設けている場合もあるが，先に述べたとおり，預金の上限は5,000ポンド，あるいは預金額の1.5%のどちらか大きい方に定められている。預金は引き出し可能であるが，クレジット・ユニオンは組合員に対して60日前に通知することを求めることができる。

クレジット・ユニオンに預金を行うと，自動的に生命保険に加入し，組合員は保険料を払わなくても，死亡の際には預金額の２倍の額を受け取ることができる。保険金

は，預金者が指定した人に支払われることとなる。

ローンについても，金利は79年クレジット・ユニオン法によって月利１％，年利換算で12.68％を上回らないように定められている。ローンの上限は10,000ポンド，返済期間は無担保ローンの場合は３年，有担保の場合は7年以内とされている(注7)。ローンを組む際にはいかなる手数料も不必要で，繰上償還も無料で行うことができる。また，ローンを借り入れると，組合員が保険料を負担しなくても自動的に生命保険に加入し，万一の際には保険料でローンを返済することができる。ローンの審査については，後で詳しく述べることとする。

（注7） クレジット・ユニオンは資産規模等の要件によりVersion1とVersion2に分けられている。規模等の大きいVesion2の組合では，返済期間は無担保ローンで５年，有担保ローンで15年以内までとVersion1よりも長い。また，ローンの法定上限額は撤廃されたが，後述のCREDによりVersion１は最高10,000ポンド，Version２は10,000ポンドあるいは預金額の1.5％のいずれか大きい額に定められている。

２．具体的な業務

ここで，クレジット・ユニオンの具体的なイメージが分かるように，どのように業務を行っているのかについて説明することとする。

（1） 職員

クレジット・ユニオンでは，すべての組合に日常業務を行う職員がいるわけではない。職員を雇う余裕がない組合では，組合員のボランティアが預金の受け入れや払い出しなどを行っている。職員が雇用されている場合でも，職員は理事会の決定に沿って業務を遂行する。

99年にLiverpool John Moores大学のジョーンズ氏が530のクレジット・ユニオンを対象に実施した調査(注8)によれば，有給の職員がいる組合の割合は約２割にすぎなかった。ただし，この割合はコモンボンド別に異なっており，居住地域を基盤とするクレジット・ユニオンでは10％と低かったのに対し，雇用を基盤とするクレジット・ユニオンでは78％に達した。

（注8） Paul A Jones，‘Towards sustainable credit union develoment’.コモンボンドが居住地域のクレジット・ユニオン447組合，雇用の83組合を対象にアンケート調査を実施。

（2） 活動拠点

職員同様，営業する場所についても，すべてのクレジット・ユニオンが持っているわけではない。例えば，ある地域の教会を基盤として作られたクレジット・ユニオンの場合，ミサが開かれるときに係の人が組合員から預金を集めるというように業務を行っていることもある。

先のジョーンズの調査によれば，居住地域をコモンボンドとするクレジット・ユニオンの53％はコミュニティーセンターや教会で業務を行っていた。また，26％がボランティアの人の自宅で，12％は地方公共団体の場所で業務を行っており，自らの活動拠点を持っているのは17％に過ぎなかっ

た。雇用をコモンボンドとするクレジット・ユニオンでも自らの活動拠点を持つのは29%で，63%は雇用主が所有する場所を利用していた。

また，拠点はあっても，ボランティアが業務を遂行しているため，営業時間は週に数時間という組合が多い。

(3) ローンの貸出

クレジット・ユニオンでは，融資の判断を行う貸付委員会はボランティアであり，金融業務の専門家ではない。したがって貸倒れを防ぐために，融資はかなり厳しい枠組みのなかで行われている。クレジット・ユニオンによって詳細は異なるが，通常は，一定期間，一定額以上の預金を行っている等の条件を満たしたうえで，ローンの金額は預金の何倍までと定められていることが多い。

しかし，こうした枠組みのなかで融資を行うといっても，やはり審査を行う必要があり，ABCULへのヒアリング(注9)によれば，「4C」と呼ばれる項目が重視されている。4Cは，Character（人物），Capacity（返済能力）Collateral（担保），Conditions（状況）を指す。

まず，Character（人物）は，その人の性格の良し悪しではなく，現住所に定住しているか，現在の職場に落ち着いているのか，定期的に所得があるか等を判断材料とする。

Capacity（返済能力）は非常に重要な要素で，可処分所得はいくらあって，そのなかからローンの返済は可能かどうかをみる。予算シートというものを使って計算を行うが，組合員のなかには，自分の家計の状況を数字で見るのはこれが初めてという人もいるとのことである。

CollateralとはCollateral Security，つまり見返り担保のことである。もし組合が預金額の２倍までローン融資を行うという条件を設けている場合は，ローンの半分は担保がとれているということになる。このほか，住宅，車，宝石，生命保険契約等を担保とすることもできる。

Conditions（状況）とは，環境の変化等である。例えば，若い共働き夫婦のうち一人が失業するというような生活条件の変化を考慮に入れることである。

ただし，4Cだけをみれば自動的に融資を行えるのではなく，貸倒れのリスクを減らすためには，借入者の個別の条件を勘案して審査を行う必要がある。そのため貸付委員会のメンバーは，審査方法についての研修を受ける。

組合員がコモンボンドで連帯していることや，比較的厳しい枠組みのなかで融資が行われていることから，クレジット・ユニオンの貸倒比率は1%未満ということである。

（注9） ABCULの南イングランド担当フィールドスタッフであるPeter Bussy氏へのヒアリングによる。

３．クレジット・ユニオンの現状

ここで，クレジット・ユニオンに関する統計をいくつか紹介したい。

(1) 基本統計

友愛組合登記所によれば，クレジット・ユニオンの数は，2000年末に687組合，組合員数は32万5,058人となった(第１表)。総資産は２億1,497万ポンド（約432億円[注10]），預金残高は１億8,277万ポンド（約367億円），貸出金残高は１億7,466万ポンド（約351億円），件数は16万5,920件である。クレジット・ユニオンの数，組合員数，総資産，預金・貸出金残高は，年々増加している。

１組合平均にすると，組合員数は473人，総資産は31万3,000ポンド（約6,290万円），預金残高26万6,000ポンド（約5,347万円），貸出金残高25万4,000ポンド（約5,110万円)である。また，１組合員当たりの預金は562ポンド(約11万3,000円)，１件当たりの貸出金残高は1,052ポンド（約21万1,400円）である。したがって，平均的なクレジット・ユニオンの規模は小さく，預金，貸出金とも小口であることが分かる。

第２表は，クレジット・ユニオンを総資産の規模別にみたものであるが，かなりばらつきがあることが分かる。なかには903万ポンド(約18億1,500万円)を超える大規模な組合もあるが，この規模の組合はわずか３組しか存在しない。一方，687組合のうち57.2％(393組合)の資産規模は，７万2,252ポンド（約1,452万円）以下であった。

（注10） 2月6日現在のレート約201円で計算。

第1表　クレジット・ユニオンの推移

（単位　組合，人，千ポンド）

		組合数	組合員数	総資産	預金	貸出金
実数	1996年末	550	190,825	100,348	87,686	81,242
	97	596	224,674	123,979	107,394	98,811
	98	630	255,596	147,940	126,721	121,813
	99	666	295,826	180,633	153,850	147,781
	00	687	325,058	214,977	182,771	174,667
前年伸び比率	97	8.4	17.7	23.2	22.5	21.6
	98	5.7	13.8	19.3	18.0	23.3
	99	5.7	15.7	22.1	21.4	21.3
	00	3.2	9.9	19.0	18.8	18.2

資料　Registry of Friendly Societies' Report of The Chief Registrar 2000-2001 '

(2) コモンボンド別

コモンボンド別にクレジット・ユニオンをみると，居住地域をコモンボンドとする組合は，組合数では54.6%，組合員数では39.9%を占めるが，総資産における割合は22.0%と小さ

第2表　資産規模別にみたクレジット・ユニオンの動向（2000年末）

(クレジット・ユニオン全体の資産に占める各クレジット・ユニオンの資産の割合)	資産規模（ポンド）	このグループに属するクレジット・ユニオンの数	このグループ合計の資産	
			残高（千ポンド）	全体に占める割合(%)
５%以上	9,031,662～	3	47,468	22.1
１～５%未満	1,806,332～9,031,661	18	68,364	31.8
0.2～１%未満	361,266～1,806,331	80	58,365	27.2
0.04～0.2%未満	72,253～361,265	193	29,257	13.6
0.04%未満	0～72,252	393	11,523	5.4
計		687	214,977	100.0

資料　第1表に同じ

第3表　コモンボンド別クレジット・ユニオンの状況（2000年末）

（単位　組合，人，千ポンド）

		実数			構成比			1組合当たり	
		組合	組合員	総資産	組合	組合員	総資産	組合員	総資産
コモンボンド	居住	375	129,731	47,342	54.6	39.9	22.0	346	126
	住むあるいは働く	113	30,312	14,734	16.4	9.3	6.9	268	130
	雇用	93	135,409	133,080	13.5	41.7	61.9	1,456	1,431
	団体	106	29,606	19,821	15.4	9.1	9.2	279	187
	計	687	325,058	214,977	100.0	100.0	100.0	473	313

資料　第1表に同じ

い（第３表）。一方，雇用をコモンボンドとする組合は，組合数では13.5%と４つのタイプのうちで最も割合が低いが，組合員数では41.7%，総資産では61.9%を占める。

住むあるいは働くをコモンボンドとする組合は，総資産に占める割合は４つのうちで最も低いが，組合員数は前年比151%，総資産は226%と大幅に増加している。

友愛組合登記所によれば，住むあるいは働くというコモンボンドは99年に導入され，00年には113組合となった。このうち33組合は新しく設立されたが，その他は既存のクレジット・ユニオンがコモンボンドを変更して生まれたものである。

コモンボンド別には，雇用を基盤とする組合の規模が大きく，住むあるいは働くをコモンボンドとする組合の増加率が高い。

(3)　他国との比較

イギリスのクレジット・ユニオンを他国と比較してみるとどうであろうか。

アメリカでは，クレジット・ユニオンは金融サービス市場におけるメジャーなプレイヤーであり，人口の25%が小切手口座，クレジットカード，モーゲージ等を利用している。アイルランドでは，人口の半分が地元のクレジット・ユニオンに属しており，多様な金融サービスを提供している。またカナダでも総人口の約15%にあたる460万人がクレジット・ユニオンの組合員である。イギリスでは，人口5,710万人に対して組合員数が32万人であるので，人口の0.6%に満たない。また，消費者信用に占めるシェアも1%にも満たないのに対して，アイルランドでは45%，カナダでは20%を占めるとされる[注11]。これらの国と比較すると，イギリスのクレジット・ユニオンの存在感はかなり小さい。

（注11） R.D.Donnelly and H.Kahn ‘ Conditions Favourable to Credit Union Development - A Case Study ’

４．クレジット・ユニオンをめぐる動き

以上述べたとおり，イギリスでは，組合員数等が増加しつつあるものの，金融サービス市場におけるクレジット・ユニオンのシェアは非常に小さい。しかし，過去十数年にわたり，クレジット・ユニオンに対し

てはその成長を促そうとする政府からの多大な支援があった。

(1) 政府の支援

政府のクレジット・ユニオンに対する支援は80年代中ごろから拡大した。イギリスでは，79年にサッチャーが政権につくと，失業者が増え，貧困に苦しむ人が増大した。貧困を撲滅するための戦略を求めていた地方公共団体や中央政府の各機関は，貧しい人々に低金利のローンを提供するクレジット・ユニオンに対するサポートを行うようになった。84年には，グラスゴーで初めてクレジット・ユニオン・デベロップメント・エージェンシーが設立され，クレジット・ユニオンに対して１千万ポンド以上の資金提供が行われた(注12)。

スコットランド行政部（Scottish Executive）のレポートによれば，この時期のスコットランドでは，クレジット・ユニオンだけでなく，雇用創造に効果的とみられたコミュニティ・ビジネス全般に，かなりの額の公的資金が費やされ，劇的な成長を遂げた。しかし，コミュニティ・ビジネスは業務を持続的に行うことができず，よく知られた事業体のいくつかがつぶれたこともあり，80年代終わりごろまでには政策が見直され補助金も減った。しかし，クレジット・ユニオンはその後も多額の公的資金を受けつづけてきた。

特に97年にブレアが政権につくと，Social Exclusion（社会的排除）という概念とともに，クレジット・ユニオンに対する関心が一層高まった。社会的排除とは，人々や地域が失業，スキル不足，低所得，不十分な住宅，犯罪の多発する環境，不健康や家庭崩壊等の問題に苦しんでいるときに起こり得ることを簡略化した言葉で，単なる貧困や低所得よりも広い概念を含む(注13)。こうした社会的排除の問題に対応するため，97年には社会的排除対策室（Social Exclusion Unit）が設立された。人々や地域が金融サービスを受けられないFinancial Exclusion（金融排除）は，社会的排除の一つの側面である。

98年９月に出された社会的排除対策室のレポートでは，イギリスでは約225万人が銀行口座をもたないとされた。近年，銀行同士の合併や，インターネット等のデリバリーチャネルの拡大とともに，イギリスの銀行は店舗統廃合を進めており，過疎的な地域や貧困地域では銀行の支店廃止が相次いでいる。金融排除の問題は，ますます深刻になっているのである。

政府は，こうした問題を解決するために，クレジット・ユニオンが大きな役割を果たすと考え，様々な側面から支援を行ってきた。政府や地方公共団体等の各機関は，資金援助を行うほか，開発を支援する担当のスタッフを配置したり，クレジット・ユニオンに対して活動拠点を提供する等の支援を行っている。近年のクレジット・ユニオンの数の増加は，こうした支援が行われた結果とみられる。

しかし，長期にわたり多額の支援を受けたにもかかわらずクレジット・ユニオンの

成長度合いは小さく，むしろ政府の支援がその成長を妨げる一因となっているという批判もある。大きな原因としては，クレジット・ユニオンを貧困問題を解決するという社会的な目的を達成する方策とみるか，あるいは利用者に金融サービスを提供する金融機関として考えるかの間で矛盾が生じていることが考えられる。

例えば，社会的排除への対策の一環として行われる公的機関の支援は，クレジット・ユニオンの自律性をボランティアをベースとする活動で達成しようとしていることが多い。しかし，一般の銀行から十分なサービスを受けられない人々が，金融機関としてのクレジット・ユニオンに対して多様で専門的な金融サービスを望む場合，ボランティア中心で専門家不在のクレジット・ユニオンではそうしたニーズに応えることは難しい。(注14)

また，特定の地域に対して行われる公的資金の提供は，クレジット・ユニオンのコモンボンドを限定的なものとし，居住地域を基盤とするクレジット・ユニオンの潜在的な成長力を制約する可能性がある。居住地域を基盤とするクレジット・ユニオンが，他のコモンボンドのクレジット・ユニオンよりも小規模にとどまっていることは先にみたとおりである。そして，貧困地域とされる地域でクレジット・ユニオンを振興しようとすることが，クレジット・ユニオンに対して従来人々が抱いていた「貧しい人々の銀行（poor person 's bank）」というイメージを増長し，利用意欲を減退させているとの指摘もある。(注15)

（注12） Ray Donnelly ' British Credit Unions at the Crossroad '

（注13） Social Exclusion Unit（社会的排除対策室）のホームページの説明による。

（注14） Scottish Executiveのレポート等にみられる。

（注15） この意見はABCUL information sheetやPaul A Jones , ' The Growth of Credit Unions and Credit Co-operatives - Is The Past Still Present？ ' にみられる。

（2） 成長を促進するための動き

貧困等の社会的な問題への対策としてクレジット・ユニオンをみることが妥当かどうかは，先に挙げたジョーンズの調査でも検討された。ABCULの協力を得て行われた同調査では，クレジット・ユニオンの現状をつぶさに調べたうえで，成長しているクレジット・ユニオンは，金融機関として経済的な目的を第一に置いていることを見いだした。その結果をふまえ，クレジット・ユニオンは，基盤が何もないところに地域をつくるためではなく，ある程度基盤ができた地域の力を強化するための手段としてみる方がよいと結論づけた。

この調査結果を受けてABCULは，クレジット・ユニオンの自律的な成長を優先させる方針をとり，そのためには，①十分な大きさと多様性を兼ね備えたコモンボンド，②成功を目標としたビジネスプランの策定，③スキルやビジョンをしっかり持ったリーダーシップ，④スポンサーあるいはパートナー等の要素が重要であると指摘した。

このような成長を達成するためには，預金やローン，組合員数に上限を定め，コモ

ンボンドの範囲に制限を設けている79年クレジット・ユニオン法の改正が必要だとした。同法は，World Council of Credit Unions（クレジット・ユニオン世界連盟）から「世界で最も制限の多いクレジット・ユニオン法」と呼ばれたこともあり，ABCULでは，これを改正するためのキャンペーンを97年６月から行ってきた。

(3) FSAへの監督権限の移行

イギリスでは，2000年６月に成立（施行は2001年12月）した「金融サービス市場法」（Financial Services and Market Act）が金融サービス全般について，監督制度や消費者の保護などについて定めている。従来は，銀行，証券，保険等の３業態に分かれて規制が行われていたが，01年12月からはこの法律のもと，金融サービス業全般についてFSAが一元的に監督する制度に改められた。これまで友愛組合登記所による監督を受けていたクレジット・ユニオンも，02年７月からは他の金融機関と同様にFSAの監督を受けることとなった。

a．規制緩和

02年７月以降は，79年クレジット・ユニオン法は依然としてクレジット・ユニオンを定義づける主要な法律であるものの，それが定めた多くの要件は金融サービス市場法によって効力を失ったり，クレジット・ユニオンに関する規則集CREDによって置き換えられることとなった。これにより，組合員数の上限5,000人の撤廃，１人当たりのローンの法定上限額の撤廃（前述のCREDの規則には従う），ローン返済期間の延長等が行われた。また，かつては制限されていた銀行，住宅金融組合，他のクレジット・ユニオン，地方公共団体等からの資金借入が可能になった。これ以外にも改定された項目があり，その後さらに規制改革令もだされるなど，規制緩和は進行中である。ABCULでは，今後も引き続きクレジット・ユニオンの成長のために必要な規制の緩和を求めることとしている。

b．利用者保護の充実

イギリスの金融機関利用者は，金融サービス市場法に基づいて設けられた金融オンブズマンサービス（Financial Ombudsman Service）と金融サービス補償機構（Financial Services Compensation Scheme）によって保護されている。

金融オンブズマンサービスは，利用者と金融機関との間に問題が生じた際に，その解決を手助けする機関である。かつては，業態ごとに設けられていたオンブズマンサービスが統合され，金融機関全般に関する問題の解決にあたることとなった。金融機関に対して不満や苦情がある利用者から相談を受けたオンブズマンは，実態を調査して問題解決のための仲裁を行う。

金融サービス補償機構は，金融機関の破綻によって受ける利用者の損失を補償するものであり，これもかつては個別に存在していた機構が統合された。サブ・スキームとして預金，保険，その他投資の３つが設

けられ，補償額等の規定はサブ・スキームごとに決定されている。

クレジット・ユニオンも，02年７月以降はこれらの制度によってカバーされることとなった。クレジット・ユニオンが破綻した場合，組合員の預金は，金融サービス補償機構により最初の2,000ポンドについては全額，次の33,000ポンドについては90%，つまり最高で31,700ポンドまでは補償される。現在のところは十分なファンドが積み立てられているので，クレジット・ユニオンは補償機構に対する賦課金の支払いを行っていないとのことである。今後の負担については，ABCULとFSAとの間で議論がなされている。

おわりに

ABCULでは，金融サービス補償機構の対象となったことによって，クレジット・ユニオンの信頼性が向上することを期待している。しかし同時に，クレジット・ユニオンも他の金融機関と全く同様の規制・監督を受けることになったのであり，理事や監事等組合の管理業務を行う人は，FSAによって認可を受けることが必要になった。クレジット・ユニオンが従うべき規則を記したCREDは150ページにも及ぶが，今後はこうした規則を遵守しつつ業務を行わなければならない。

しかし，先にみたように，多くのクレジット・ユニオンは職員を雇用するゆとりがなく，金融業務の専門家ではないボランティアが業務を担当している。ジョーンズの調査では，地域を基盤とするクレジット・ユニオンの86%で，ボランティアの「燃え尽き」がクレジット・ユニオンの成長を制限していると回答した。今後厳しい規制に沿って業務を遂行することが求められると，ボランティアに依存した活動は，ますます困難になるものとみられる。クレジット・ユニオンにとっては，金融機関としていかに自律的な経営を行うかということが，今後の重要な課題である。

クレジット・ユニオンの金融機関としての経営を支援するための方策として，Central Services Organization（CSO中央サービス組織）が設立された。これは，Treasury Task Force（財務省対策委員会）が，銀行やビルディング・ソサエティがクレジット・ユニオンの効率性やサービスの拡大のために協力できることを検討した結果，ビジネスプラン作りやマネジメント，マーケティング，バックオフィス業務，資産運用，資金決済業務等を支援する組織の設立を提案したことによる。現在その具体的な業務の内容については，ABCULも含めて検討がなされているところである。

以上を総合すると，イギリスのクレジット・ユニオンは近年大きな転換期を迎え，金融機関として存立するための基盤を整えつつある。今後，「貧しい人々のための銀行」というイメージを脱皮して，金融排除を受けている人を含め利用者を拡大できるかどうかが試されることとなろう。

＜参考文献＞
・今田忠「英国のコミュニティ開発組織」『コミュニティ政策研究』第3号2001年3月
・内山博史「支えあい，応答しあう地域経済のしくみーコミュニティ・ビジネス，クレジット・ユニオン，LETSをめぐってー」『環境技術』Vol.31　No 2（2002）
・谷川孝美「アメリカにおけるクレジット・ユニオンの現状について」『信用組合』2002年11月号
・長谷川勉「日本におけるクレジットユニオンの理論と動向」『生活協同組合研究』2001年2月号
・藤沢光治「クレジット・ユニオンの理念と日本の運動の課題」『農林金融』1981年3月号
・吉田裕「英国における預金保険制度と中小/零細金融機関への影響―ビルディング・ソサイティ業界とクレジット・ユニオン業界へのヒアリング結果も含めた考察―」SCB　London通信第6号
・http://www.scbri.jp/london.htm
・ABCUL ‘ Information Sheet ’ 各種
・http://www.abcul.org/より
・Charles Ferguson,‘ Summary: Report for the National Consumer Council: Reforms to UK Credit Union Legislation ’, 1997
・Donal McKillop and Charles Ferguson, ‘ An-Outline of the Origin and Behavioural Characteristics of Credit Union ’
・Paul A Jones, ‘ Towards sustainable credit union develoment' ’ 1999
・Paul A Jones, ‘ The Growth of Credit Unions and　Credit Co-operatives - Is The Past Still Present? ’ in “ Banking and Social Cohesion ” 1999
・Registry of Friendly Societies, ‘ Report of The Cief Registrar 2000-2001 ’
・Ray Donnelly ‘ British Credit Unions at the Crossroad ’
・R.D.Donnelly and H.Kahn, ‘ Conditions Favourable to Credit Union Development - A Case Study ’
・The Scottish Executive Central Research Unit 2000（スコットランド行政部）, Credit Union Development Activity in Scotland
・HM Treasury ‘ Credit Unions of The Future Taskforce Report ’ 1999

（副主任研究員　重頭ユカリ・しげとうゆかり**）**

2002年度上半期の農協経営動向について

本稿ではJA全中が2002年12月に発表した総合JA経営速報調査報告より，02年度上半期の農協経営を振り返ることとする。なお同調査はあくまで速報であり，調査項目により集計対象農協数も若干異なることに留意する必要がある。

１．事業取扱高の動向

02年度上半期の事業取扱高は，01年度同様に，貯金を除く全事業で取扱高が減少している（第１表）。

まず貯金は，前年比1.2%増加しているものの，01年度の伸び率を1.0ポイント下回っている。これは，農業経営を巡る環境悪化，景気低迷による農外所得の減少等，貯金財源そのものが厳しい状況に加え，郵貯満期金の流入減少が影響しているとみられる。一方貸出金は，前年比△1.3%と00年度からの減少が継続しているが，これは住宅関連貸出金の伸び悩みと，景気低迷等による生活資金貸出及び地方公社貸付減少の影響が大きい。

第１表　事業取扱高等の動向（前年比増減率）

（単位　%）

		98事業年度	99	00	01	02（上半期）
貯金		0.7	1.7	2.5	2.2	1.2
貸出金		2.9	0.5	△0.5	△1.2	△1.3
長期共済保有高		0.7	△0.1	△0.3	△0.4	△0.8
販売品販売高		△4.9	△5.1	△3.9	△3.9	△2.9
購買品供給高		△5.5	△2.8	△2.6	△3.6	△5.9
	うち生産資材	△5.3	△1.9	△0.6	△3.1	△5.9
	生活物資	△5.7	△4.5	△6.0	△4.5	△6.0
農家経済	農業所得	3.6	△8.4	△5.0	△4.6	△5.3
	農外所得	△3.0	△3.4	△3.0	△4.5	△4.3
	農家総所得	△1.3	△2.5	△2.1	△3.1	△2.9
	可処分所得	△0.8	△3.0	△1.9	△3.3	△3.2
	家計費	△1.9	△1.5	△2.6	△2.3	△2.2

資料　JA全中「総合JA経営速報調査報告」（2001事業年度，02年度上半期），農林水産省「総合農協統計表」「農業経営動向統計」

次に長期共済保有高は前年比△0.8%となり，減少率も01年度に比べ0.4ポイント拡大している。これは，農家所得の減少，加入者の高齢化等により満期や解約・失効の増加等が続いていることが影響している。

また購買品供給高も，前年比△5.9%となり，内訳をみると生産資材，生活物資ともに減少している。生産資材の減少は，資材価格の下落に加え，高齢化や後継者不足による作付面積，飼養頭数の減少等の影響とみられる。また生活物資の減少は，デフレによる食品など生活物資価格の下落や他業態との競争の激化に加え，農家の消費支出の抑制が影響しているとみられる。

さらに販売品販売高も，前年比△2.9%と減少しているが，これはとくにBSE問題による牛肉価格の下落，数量増による果実価格の下落等により，同時期の農産物価格が全体として，前年同期を下回って推移したためとみられる。

２．損益の動向

2002年度上半期の農協収支をみると，事業利益が回復に転じているが，その主な原因は信用事業総利益が小幅増に転じたことと，事業管理費減少幅が大きかったためである（第２表）。

まず信用事業総利益は前年比0.9%増と４年振りの増加に転じた。これは信用事業収益は△2.0%となったものの，信用事業費用が△4.5%と，収益を上回る減少となったためである。信用事業費用の減少率が大きかったのは，資金調達費用以外の費用（貸倒引当金の積み増し・貸出金償却・有価証券売却損等）の伸びが小幅にとどまったためで，これは，特定の数県でそれら費用が前年度に大幅に増加した反動とみられる。な

第2表　農協収支の推移

（単位　%）

	前年同期比増減率				
	98事業年度	99	00	01	02（上半期）
事業総利益	0.0	△ 2.6	△ 2.4	△4.4	△ 0.5
信用	2.7	△ 4.4	△ 3.4	△11.1	0.9
共済	0.1	0.2	0.2	△ 0.4	△ 0.2
購買	△ 2.7	△ 3.7	△ 5.0	△ 1.2	△ 3.5
販売	△ 3.2	△ 5.4	△ 1.9	△ 3.0	△ 2.7
事業管理費	△ 1.6	△ 0.7	△ 1.9	△ 2.6	△ 3.7
うち人件費	△ 1.5	△ 1.2	△ 2.2	△ 2.3	△ 3.9
事業利益	55.2	△44.3	△23.5	△58.8	162.0

資料　2000年度は農林水産省「総合農協統計表」，01年度，02年度上半期は全中「総合JA経営速報調査報告」

お信用事業総利益の増減率寄与度でみると，資金運用調達収支はマイナスの寄与となっており，信用事業における収支環境そのものの厳しさは依然続いている（第1図）。

次に共済事業総利益は，前述の長期共済保有高の減少等を受け前年比△0.2%と，減少幅は縮小したものの，２年連続の減少となった。同様に購買事業総利益も，購買品供給高の減少により前年比△3.5%と，90年代後半からの減少が続いている。また販売

第1図　信用事業総利益の前年比増減率と資金運用調達収支及び資金運用調達収支以外の寄与度

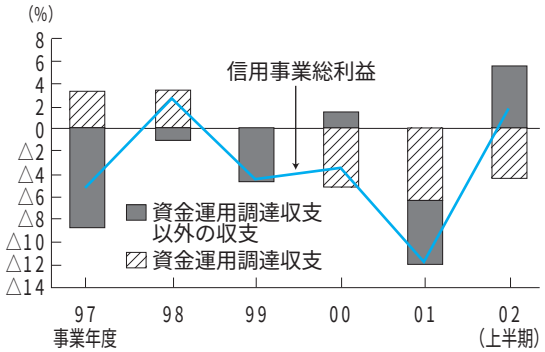

資料　第2表に同じ

（注）　資金運用調達収支は，2001年度までは，（預金利息＋有価証券利息配当金＋貸出金利息）－（貯金利息＋給付補てん備金繰入＋譲渡性貯金利息＋借入金利息），02年度上半期は（預金利息＋有価証券利息配当金＋貸出金利息）－（貯金利息＋借入金利息）。01年度，02年度上半期は，上記の資金収支計算科目がすべて集計された県のみによる比較。

第2図　事業総利益・事業管理費の前年比増減率及び事業管理費比率の推移

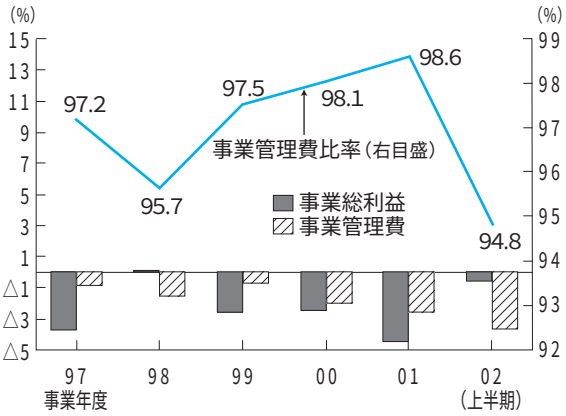

資料　第2表に同じ

事業総利益は，先にみたような農産物価格下落による販売高の減少により，前年比△2.7%の減少となった。

共済・購買・販売事業総利益減にもかかわらず，信用事業総利益増により，02年度上半期の事業総利益は全体で0.5%の小幅減にとどまった。また事業管理費も△3.7%と近年で最も大きい減少率となったため（第2図），事業利益は前年度の△58.8%から一転し162.0%の大幅増となっている。

この事業管理費の減少を受け，事業管理費比率（事業管理費／事業総利益）も４年振りに低下に転じている（第2図）。また前年度上半期と比較しても，集計46都道府県中36都府県で低下するなど，全国的に同様の傾向がみられる。

このように02年度上半期の農協経営は，事業総利益が小幅減にとどまる一方で，事業管理費が大幅減となり，事業利益は大幅増に転じた。ただし事業総利益の減少幅が小幅にとどまったのは，信用事業費用に係る一時的要因によるものとみられ，また全体の事業利益水準そのものは低く，農協収支の基調は依然厳しいことに留意する必要があろう。

（副主任研究員　内田多喜生・うちだたきお）

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(81)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(81)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(81)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(82)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(82)
6．農業協同組合　主要勘定……(82)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(84)
8．漁業協同組合　主要勘定……(84)
9．金融機関別預貯金残高……(85)
10．金融機関別貸出金残高……(86)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ　03（3243）7351
ＦＡＸ　03（3246）1984

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1．数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2．表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
1997. 12	**28,887,482**	**8,193,799**	**11,157,824**	**5,793,936**	**10,076,616**	**17,460,371**	**14,908,182**	**48,239,105**
1998. 12	**26,485,505**	**7,321,088**	**15,082,797**	**4,341,400**	**12,199,185**	**14,593,314**	**17,755,491**	**48,889,390**
1999. 12	**31,374,112**	**7,176,948**	**12,580,272**	**4,420,941**	**14,255,538**	**20,656,449**	**11,798,404**	**51,131,332**
2000. 12	**32,755,450**	**6,591,506**	**12,591,458**	**2,651,794**	**19,967,821**	**22,678,345**	**6,640,454**	**51,938,414**
2001. 12	**38,052,351**	**6,151,619**	**9,483,265**	**1,363,324**	**23,425,917**	**24,534,283**	**4,363,711**	**53,687,235**
2002. 7	37,842,963	5,837,017	7,864,108	1,153,429	22,316,505	21,494,685	6,579,469	51,544,088
8	38,036,713	5,797,412	8,622,167	1,230,105	22,418,001	21,333,063	7,475,123	52,456,292
9	38,277,942	5,798,306	9,874,640	1,143,684	23,520,480	22,338,020	6,948,704	53,950,888
10	38,932,867	5,785,300	11,327,796	1,187,643	25,218,589	22,219,505	7,420,226	56,045,963
11	38,900,834	5,807,651	11,549,545	1,101,487	26,695,113	21,437,740	7,023,690	56,258,030
12	39,116,134	5,830,862	11,467,780	1,128,617	26,804,149	20,459,718	8,022,292	56,414,776

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2002 年 12 月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	33,087,798	25,274	1,078,378	173	121,947	-	34,313,570
水産団体	1,201,898	-	119,104	47	11,712	-	1,332,760
森林団体	2,387	1	2,872	5	164	-	5,428
その他会員	2,307	-	8,677	-	244	-	11,229
会員計	34,294,389	25,275	1,209,030	225	134,067	-	35,662,987
会員以外の者計	658,507	144,434	483,439	134,644	2,018,072	14,052	3,453,148
合計	**34,952,895**	**169,709**	**1,692,470**	**134,869**	**2,152,139**	**14,052**	**39,116,134**

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2002 年 12 月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	68,424	936,603	22,311	5	1,027,344
	開拓団体	3,691	482	-	-	4,173
	水産団体	85,272	35,606	46,618	216	167,712
	森林団体	13,012	16,048	2,895	97	32,051
	その他会員	-	422	160	-	582
	会員小計	170,398	989,160	71,985	319	1,231,862
	その他系統団体等小計	361,108	36,065	157,463	678	555,314
	計	531,506	1,025,225	229,448	997	1,787,176
関連産業		2,695,128	222,351	2,783,899	62,616	5,763,995
その他		11,997,891	742,329	168,135	194	12,908,548
合計		**15,224,525**	**1,989,905**	**3,181,482**	**63,807**	**20,459,719**

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2002. 7	3,924,974	33,917,989	37,842,963	195,040	5,837,017
8	3,787,548	34,249,165	38,036,713	371,090	5,797,412
9	3,630,841	34,647,101	38,277,942	279,810	5,798,306
10	4,414,671	34,518,196	38,932,867	338,150	5,785,300
11	4,118,470	34,782,364	38,900,834	239,130	5,807,651
12	4,157,104	34,959,030	39,116,134	197,410	5,830,862
2001. 12	3,761,841	34,290,510	38,052,351	218,940	6,151,619

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2002. 7	89,460	1,063,969	22,316,505	8,134,392	112,330	198,700	5,356,648
8	162,032	1,068,073	22,418,001	8,024,362	113,853	1,000,100	5,064,494
9	88,537	1,055,147	23,520,480	8,470,512	29,092	101,900	4,171,061
10	120,374	1,067,268	25,218,589	8,407,219	44,491	377,400	3,724,143
11	164,250	937,237	26,695,113	9,518,025	67,834	150,800	2,815,688
12	169,857	958,759	26,804,149	9,567,873	68,965	70,200	1,989,905
2001. 12	180,638	1,182,684	23,425,917	8,134,023	232,733	-	10,348,048

（注）１．単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　２．預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
３．預金のうち定期性は定期預金。　４．借用金は借入金・再割引手形。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2002. 7	51,522,486	49,663,713	168,250	35,101	1,041,137
8	51,545,564	49,713,779	157,810	35,098	1,054,512
9	51,270,241	49,561,368	158,290	44,274	1,058,118
10	51,103,830	49,385,116	176,150	43,753	1,044,107
11	51,077,822	49,367,990	197,770	43,746	1,044,258
12	51,854,274	49,814,725	148,490	43,770	1,044,258
2001. 12	51,311,298	49,298,985	196,210	19,581	1,012,545

（注）１．貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　２．出資金には回転出資金を含む。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2002. 6	20,373,101	54,146,261	74,519,362	735,908	563,487
7	19,881,398	54,293,551	74,174,949	756,611	584,952
8	20,081,827	54,227,432	74,309,259	754,310	580,624
9	19,892,701	53,980,232	73,872,933	757,670	583,187
10	20,424,729	53,782,370	74,207,099	741,373	566,394
11	20,369,771	53,850,452	74,220,223	721,902	549,161
2001. 11	17,086,637	56,337,318	73,423,955	830,803	639,182

（注）１．貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。　２．貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
３．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	食糧代金受託金・受託金	資本金	その他	貸方合計
620,997	2,294,747	1,124,999	3,628,325	51,544,088
712,084	2,245,311	1,124,999	4,168,683	52,456,292
611,624	1,667,752	1,124,999	6,190,455	53,950,888
305,358	2,032,544	1,124,999	7,526,745	56,045,963
377,878	1,955,773	1,224,999	7,751,765	56,258,030
238,939	2,267,258	1,224,999	7,539,174	56,414,776
250,157	2,207,738	1,124,999	5,681,431	53,687,235

貸出金				コールローン	食糧代金概算払金	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計				
12,809,149	3,269,410	59,476	21,494,685	460,958	44	5,807,437	51,544,088
13,047,270	3,157,173	64,124	21,333,063	463,909	92	5,897,169	52,456,292
15,035,272	3,069,269	62,416	22,338,020	517,437	-	6,300,275	53,950,888
15,349,143	3,086,201	60,016	22,219,505	469,794	-	6,528,542	56,045,963
15,432,870	3,124,366	64,814	21,437,740	621,556	-	6,183,500	56,258,030
15,224,524	3,181,481	63,806	20,459,718	495,525	-	7,387,603	56,414,776
10,799,748	3,305,243	81,242	24,534,283	375,841	24	3,755,113	53,687,235

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
56,061	34,310,653	34,233,408	-	354,540	12,821,965	5,416,122	511,675
47,949	34,454,163	34,378,291	10,000	361,841	12,812,869	5,370,836	513,827
53,572	33,911,932	33,789,054	30,000	364,141	12,748,456	5,666,306	697,034
49,355	34,039,713	33,954,749	10,000	366,941	12,634,186	5,555,445	693,391
49,997	33,998,290	33,922,960	-	364,741	12,683,574	5,521,213	695,980
110,211	34,568,665	34,477,082	-	363,882	12,776,921	5,567,000	699,591
103,054	34,301,706	34,173,741	-	404,087	12,675,462	5,401,459	495,721

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
355,825	50,468,568	50,220,100	3,878,672	1,189,128	21,511,926	404,402	1,048
358,261	50,223,349	49,985,391	3,934,466	1,221,314	21,537,185	403,861	1,048
339,030	50,384,543	50,137,907	3,846,245	1,143,383	21,556,677	402,506	1,047
359,553	50,041,790	49,771,905	3,823,735	1,163,222	21,555,206	400,244	1,047
339,523	50,423,042	50,185,948	3,735,227	1,104,395	21,497,159	401,386	1,039
345,242	50,386,850	50,144,477	3,712,256	1,105,835	21,472,610	394,822	1,039
346,789	48,882,606	48,583,412	4,011,084	1,227,109	21,854,601	425,125	1,147

４．有価証券の内訳は電算機処理の関係上，明示されない県があるので「うち国債」の金額には，この県分が含まれない。

7．信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2002．9	2,275,532	1,771,455	60,806	59,885	11,567	1,353,514	1,317,140	201,365	801,367
10	2,319,856	1,793,923	59,310	59,923	12,735	1,397,293	1,362,123	195,499	804,595
11	2,288,080	1,764,668	59,811	59,967	12,182	1,372,016	1,336,745	189,618	794,545
12	2,307,674	1,763,593	59,074	60,381	12,481	1,403,218	1,352,470	180,729	791,844
2001．12	2,417,036	1,942,475	45,442	53,094	9,901	1,464,537	1,407,172	216,269	818,705

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8．漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
2002．7	1,217,496	769,724	348,367	267,956	146,988	8,605	1,073,342	1,032,118	19,941	443,452	20,317	553
8	1,210,143	762,900	345,718	266,992	146,551	7,816	1,067,439	1,025,950	19,702	442,069	20,014	547
9	1,205,048	758,078	347,238	266,669	146,132	8,458	1,068,292	1,028,034	19,198	441,241	19,859	542
10	1,240,417	780,471	340,835	261,266	145,514	9,222	1,097,081	1,058,638	19,139	436,604	18,593	526
2001．10	1,376,654	914,198	425,428	312,780	158,014	7,771	1,234,013	1,177,909	20,924	510,114	23,564	715

（注） 1．水加工協を含む。 2．貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**2000. 3**	**702,556**	**480,740**	**2,090,975**	**1,742,961**	**598,696**	**1,020,359**	**191,966**	**2,599,702**
	2001. 3	**720,945**	**491,580**	**2,102,820**	**1,785,742**	**567,976**	**1,037,919**	**180,588**	**2,499,336**
	2002. 3	**735,374**	**503,220**	**2,308,919**	**1,813,848**	**559,895**	**1,028,196**	**153,541**	**2,393,418**
	2001. 12	745,880	513,113	2,164,499	1,795,647	573,354	1,060,555	168,160	2,404,034
	2002. 1	738,892	506,103	2,191,177	1,762,850	558,264	1,042,036	162,893	2,397,737
	2	740,538	507,232	2,229,301	1,766,788	557,739	1,040,017	160,020	2,402,185
	3	735,374	503,220	2,308,919	1,813,848	559,895	1,028,196	153,541	2,393,418
	4	737,393	508,870	2,536,660	1,807,259	556,826	1,030,509	153,147	2,395,314
	5	736,437	507,972	2,385,365	1,801,789	553,710	1,024,451	151,942	2,382,927
	6	745,194	517,553	2,333,015	1,829,055	561,744	1,035,281	151,983	2,392,298
	7	741,749	515,225	2,324,741	1,793,201	554,918	1,027,822	149,622	2,381,018
	8	743,093	515,456	2,298,403	1,794,202	558,252	1,032,210	149,571	2,379,550
	9	738,729	512,702	2,303,682	1,790,940	563,888	1,031,141	148,848	2,364,776
	10	742,071	511,038	2,288,519	1,766,121	555,937	1,027,347	148,216	2,364,479
	11	742,202	510,778	2,330,478	1,787,612	561,381	1,030,661	148,305	2,350,833
	12	P 751,784	518,543	2,292,954	1,806,287	571,577	1,047,503	P 149,872	2,358,176
前年同月比増減率	**2000. 3**	**1.8**	**2.4**	**0.4**	**1.6**	**△5.2**	**1.5**	**△5.0**	**2.9**
	2001. 3	**2.6**	**2.3**	**0.6**	**2.5**	**△5.1**	**1.7**	**△5.9**	**△3.9**
	2002. 3	**2.0**	**2.4**	**9.8**	**1.6**	**△1.4**	**△0.9**	**△15.0**	**△4.2**
	2001. 12	2.6	4.2	2.1	0.6	△1.6	1.0	△10.7	△5.6
	2002. 1	2.7	3.7	3.8	0.3	△2.8	0.6	△11.6	△5.2
	2	2.6	3.4	6.0	△0.0	△1.5	0.1	△12.7	△4.7
	3	2.0	2.4	9.8	1.6	△1.4	△0.9	△15.0	△4.2
	4	1.6	3.0	16.8	0.0	△2.7	△2.0	△15.6	△4.0
	5	1.6	2.6	9.1	0.6	△2.1	△1.9	△15.2	△3.6
	6	1.2	2.0	10.0	1.1	△1.8	△2.1	△15.6	△3.3
	7	1.0	2.0	10.1	0.6	△2.3	△2.3	△16.1	△2.3
	8	1.1	2.0	8.9	1.0	△1.3	△1.8	△15.5	△2.2
	9	0.9	2.0	8.3	0.2	△1.2	△2.1	△15.2	△2.3
	10	1.0	1.2	7.8	0.6	△1.2	△2.0	△14.1	△2.1
	11	1.1	1.3	7.5	0.8	△0.4	△1.4	△12.7	△1.8
	12	P 0.8	1.1	5.9	0.6	△0.3	△1.2	P △10.9	△1.9

（注） 1．農協，信農連以外は日銀資料（ホームページ等）による。
2．全銀および信金には，オフショア勘定を含む。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**2000. 3**	**215,586**	**54,850**	**2,128,088**	**1,340,546**	**505,678**	**687,292**	**142,433**	**9,781**
	2001. 3	**214,983**	**48,879**	**2,114,602**	**1,357,090**	**465,931**	**662,124**	**133,612**	**8,192**
	2002. 3	**212,565**	**48,514**	**2,011,581**	**1,359,479**	**444,432**	**639,808**	**119,082**	**7,006**
	2001. 12	212,355	49,057	2,050,688	1,361,665	451,248	655,294	123,780	6,815
	2002. 1	211,172	49,043	2,031,125	1,345,543	444,302	644,820	122,177	6,816
	2	211,372	49,082	2,026,174	1,349,733	443,729	641,370	121,510	6,865
	3	212,565	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	7,006
	4	210,670	47,836	2,149,402	1,334,544	437,513	629,184	115,775	P 6,922
	5	210,774	47,961	2,131,216	1,328,483	434,842	625,897	113,598	P 7,054
	6	210,316	48,489	2,135,807	1,332,366	435,840	627,347	104,857	P 6,723
	7	210,575	49,044	2,128,694	1,327,451	435,002	625,338	102,713	P 6,621
	8	210,781	48,570	2,134,574	1,332,191	436,320	628,292	98,406	P 6,570
	9	210,573	49,693	2,076,697	1,336,721	435,076	629,549	96,509	P 6,866
	10	210,040	48,620	2,086,109	1,329,278	433,633	626,640	96,127	P 6,818
	11	209,860	48,252	2,102,641	1,336,181	435,632	630,283	96,319	P 6,975
	12	P 208,694	48,674	2,106,930	1,354,569	441,892	638,084	P 93,079	P 6,188
前年同月比増減率	**2000. 3**	**0.5**	**△9.2**	**1.7**	**△3.0**	**△4.1**	**△3.5**	**△7.6**	**0.1**
	2001. 3	**△0.3**	**△10.9**	**△0.6**	**1.2**	**△7.9**	**△3.7**	**△6.2**	**△16.2**
	2002. 3	**△1.1**	**△0.7**	**△4.9**	**0.2**	**△4.6**	**△3.4**	**△10.9**	**△14.5**
	2001. 12	△1.2	△7.5	△3.7	△0.4	△7.2	△3.7	△10.4	△15.6
	2002. 1	△1.1	△7.0	△3.8	0.0	△7.3	△3.2	△10.4	△14.6
	2	△1.3	△4.0	△4.0	△0.1	△4.2	△3.3	△10.4	△14.1
	3	△1.1	△0.7	△4.9	0.2	△4.6	△3.4	△10.9	△14.5
	4	△1.7	△0.9	3.9	△0.8	△5.0	△4.1	△12.5	P △12.9
	5	△1.5	△1.0	4.2	△0.2	△3.3	△3.4	△12.2	P △13.2
	6	△1.6	△0.0	3.8	△0.5	△2.1	△3.6	△18.8	P △13.0
	7	△1.7	0.1	4.2	△0.7	△2.2	△3.5	△20.1	P △9.0
	8	△1.7	△0.7	4.6	△0.1	△1.4	△2.9	△23.3	P △9.8
	9	△1.9	△0.4	0.2	△1.0	△3.0	△3.6	△24.8	P △9.0
	10	△1.8	△1.0	2.5	△0.5	△2.2	△3.0	△24.3	P △9.4
	11	△1.8	△1.7	3.4	△0.1	△1.8	△2.5	△22.1	P △8.9
	12	P △1.7	△0.8	2.7	△0.5	△2.1	△2.6	P △24.8	P △9.2

（注） 1．表9（注）に同じ。ただし郵便局の確定値は，郵政省ホームページによる。
2．貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。